

東京税理士会 御中

相続税・贈与税の一体的課税制度に関する 報告書取りまとめ支援

アンケート調査結果資料

2022.4.22

株式会社日本総合研究所
リサーチ・コンサルティング部門

次世代の国づくり

調査概要

被相続人候補向けのアンケート調査を以下の通り実施した。

調査名	相続税・贈与税の一体的課税制度に関するアンケート（被相続人候補向け）
調査地域	全国
調査対象者	被相続人候補となる世代、一定以上の資産を有する市民 《スクリーニング条件》 ・ 50歳以上 ・ 保有金融資産1億円以上 ・ 子供の人数が1人以上
回答者数・割付	・ 1,000ssを回収 ・ 50歳以上を年代によって割付 ・ 50-54歳、55-59歳、60-64歳、65-69歳、70歳以上、を200ssずつ回収
設問数	スクリーニング設問：6問、本設問：24問
調査手法	インターネットリサーチ（GMOリサーチのパネルを活用）
調査時期	2022年3月16日（水）～3月21日（月）

調査結果サマリ

被相続人に対する今回の調査結果から得られる制度設計の方向性に関する示唆は以下の通り。

制度設計の方向性	
相続対策の実態	保有金融資産が一億円以上であっても、「相続対策の検討はしていない」層が一定以上存在する。相続発生時に相続人が対処する局面が多いものと想定され、なるべく明快で簡易的な制度の設計が望まれる。
	被相続人側に、早期に財産移転を行うインセンティブがあまり高い実態がうかがえる。子世代への財産の 早期 移転を促進するためには、何らかのインセンティブ策の検討が必要である。
暦年課税制度の利用実態・利用意向	暦年課税による贈与の金額決定には基礎控除の設定額が大きく影響している。
	暦年課税の制度変更施策として、生前加算年数の長期化は財産の早期移転を促すことに繋がる。その変化は5年でも一定程度みられる。一方で、年数の設定次第では、これまで贈与をしていた方が贈与をやめてしまう可能性があることから、年数の設定は慎重に検討する必要がある。
	暦年贈与の使用目的は、「特定の目的はなく、子・孫が自由に使う」事が多い。上記の示唆と合わせると、経済活性化を促す（子・孫が自由に使う財産移転を促す）には、基礎控除額の引き上げが有効ではないか。
相続時精算課税の認知度・利用意向	相続時精算課税制度は認知度が低い。暦年課税制度に比べて内容の理解も難しいと考えられ、まずは制度の周知が必要ではないか。
	相続時精算課税制度の利用を促す変更として、特別控除額の引き上げが魅力的と映るようだ。

2

調査結果サマリ

保有金融資産が一億円以上であっても、「相続対策の検討はしていない」層が一定以上存在する。相続発生時に相続人が対処する局面が多いものと想定され、なるべく明快で簡易的な制度の設計が望まれる。

- 保有金融資産が一億円以上であっても、「相続対策の検討はしていない」層が全体の42.5%存在〔Q3〕。年齢層が上がるにつれて、その割合は低くなっていくものの、65～69歳で約30%、70歳以上で約35%が「相続対策の検討をしていない」と回答〔QuotaAny×Q3〕。
- 本人でない相続人が手続きする以上、その手続きに係る証拠の収集・整理の負担は大きいものと考えられる。今回の調査では、財産を相続した際のトラブルや、申告漏れの状況などは確認していないが、こういった事を防ぐためにも、手続きはなるべく明快で簡易的な制度の設計が望まれる。

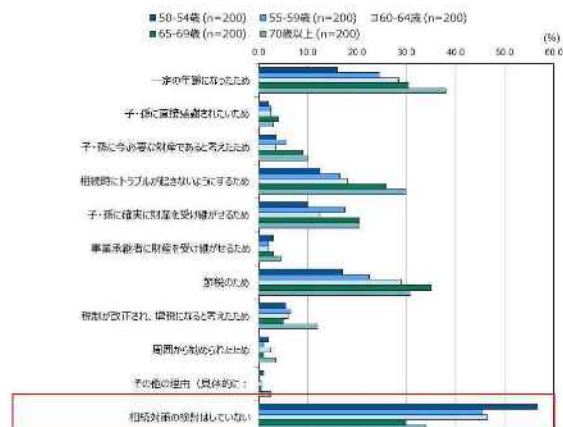
Q3 相続対策の検討あるいは具体的な対策を行っていますか。行っている場合には始めた理由をお答えください。〔複数回答〕



(n=1,000)

【排他ルール】
「相続対策の検討はしていない」を選択した場合、他の選択肢の回答不可

年代×相続対策理由（QuotaAny×Q3〔複数回答〕）



(n=1,000)

調査結果サマリ

被相続人側に、早期に財産移転を行うインセンティブがあまり高くない実態がうかがえる。子世代への財産の**早期移転**を促進するためには、何らかのインセンティブ策の検討が必要である

- 相続対策を開始した理由として、「一定の年齢になったため」(27.5%)と「節税のため」(26.9%)という回答が、その他の回答（例えば「子・孫に今必要な財産であると考えたため」(6.3%)）と比較して、多い[Q3]。
- そもそも、「相続対策の検討はしていない」(42.5%)という方が一定程度見られ[Q3]、現状は、被相続人側には早期に財産移転を行うインセンティブが、想定よりも高くない状況にある事が伺える。
※ただし、年代が上がるにつれて、「相続対策の検討はしていない」という方は減少する[QuotaAny×Q3]。
- 財産の早期移転を促すことで経済効果を得るためには、何らかのインセンティブの検討が必要ではないか。

Q3 相続対策の検討あるいは具体的な対策を行っていますか。
行っている場合には始めた理由をお答えください。[複数回答]



【排他ルール】
「相続対策の検討はしていない」を選択した場合、
他の選択肢の回答不可

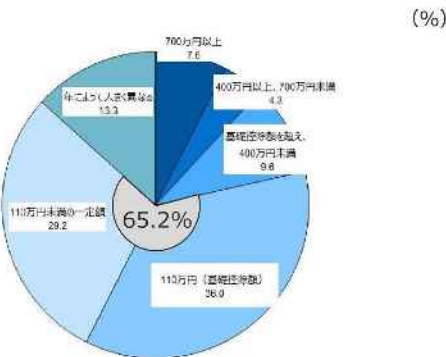
(n=1,000)

調査結果サマリ

暦年課税による贈与の金額決定には基礎控除の設定額が大きく影響している

- 暦年課税による贈与額は110万円（基礎控除額）以下が65.2%（「110万円（基礎控除額）」が36.0%、「110万円未満の一定額」が29.2%）と大半を占める[Q7]
- 基礎控除額が増額した場合、「一年あたりの贈与額を増やす」層が49.7%と約半数存在する[Q12]。
- 基礎控除額の設定額が、暦年課税の贈与額の決定に与える影響が大きいものと思料。親の世代から子の世代への財産移転を進める施策として、基礎控除の設定額の引き上げは一定の効果を生むことがうかがえる。

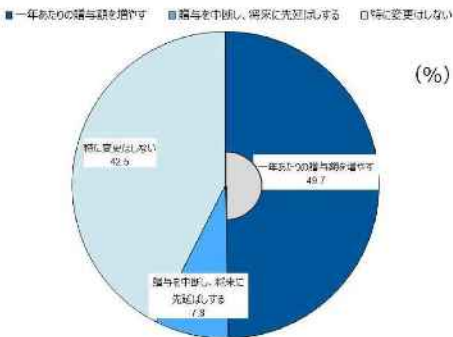
Q7 暦年課税を利用した贈与について、
相続人一人・1年当たりの贈与の金額についてお答えください。[単一回答]



【回答者条件】
Q5で「1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している」～「2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない」いずれかを選択した方のみ

(n=489)

Q12 暦年課税の基礎控除額が現行の110万円より増額した場合、
暦年課税を利用した財産の移転に変更は生じますか。[単一回答]



【回答者条件】
Q5で「1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している」～「2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない」いずれかを選択した方のみ

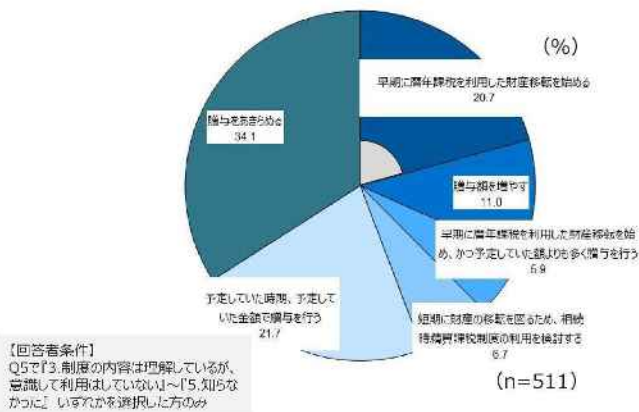
(n=489)

調査結果サマリ

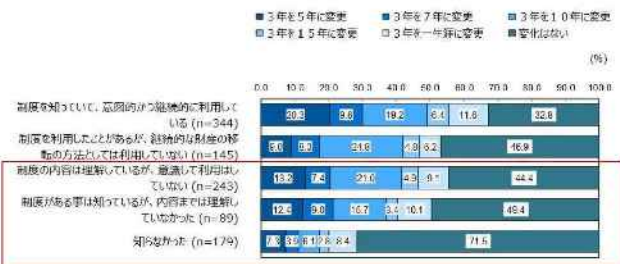
暦年課税の制度変更施策として、生前加算年数の長期化は財産の早期移転を促すことに繋がる。その変化は5年でも一定程度みられる。
年数の設定次第では、これまで贈与をしていた方が贈与をあきらめる可能性がある事から、年数の設定は慎重に検討する必要がある。

- 暦年課税の非利用者において、「早期に暦年課税を利用した財産移転を進める」行動が促されることが確認できた。
- ・ 暦年課税非利用者（511人）は、生前加算年数が、現行の3年より長期化した場合の行動変化について、「早期に暦年課税を利用した財産移転を始める」との回答は、20.7%となった〔Q18〕。生前加算年数を長期化は財産の早期移転に一定の効果が期待できる。
- ・ この場合の行動の変化が生じる年数について、3年を5年に変更した場合でも、例えば「制度の内容は理解しているが、意識して利用はしていない」方で13.2%、「制度がある事は知っているが、内容までは理解していなかった」方で12.4%が行動を変化させると回答している。
- ・ 10年まで（3年を5年に変更、7年に変更、10年に変更の合計）伸ばした場合、「制度の内容は理解しているが、意識して利用はしていない」方は41.6%、「制度がある事は知っているが、内容までは理解していなかった」方は37.1%が変化が生じると回答している。生前贈与加算年数を長期化させる事は、一定の行動を促すインパクトがある〔Q5×Q19〕。

Q18 生前贈与加算年数が現行制度の3年より長期化した場合、暦年課税を利用した財産の移転の考えに変化があると思いませんか。最もあてはまるものを選びください。〔単一回答〕



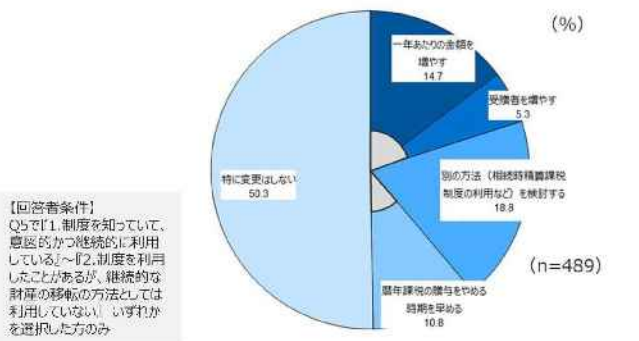
暦年課税認知・利用状況×行動変化が生じる生前贈与加算年数（Q5×Q19）



調査結果サマリ

- 暦年課税の利用者においても、「一年あたりの金額を増やす」「受贈者を増やす」「別の方法を検討する」といった、財産の移転を早める行動をとる可能性が認められた。一方で、年数の設定次第ではこれまで贈与をしていた方が贈与をやめてしまう可能性がある点にも留意が必要である。
- ・ 生前加算年数が、現行の3年より長期化した場合の行動変化について、暦年課税の利用者（489人）からは、「一年あたりの金額を増やす」（14.7%）、「受贈者を増やす」（5.3%）といった財産の早期移転に繋がる行動を一定程度引き出すことが確認できた。ただし、「特に変更はしない」（50.3%）が最も多いことから、現在暦年課税を利用している方にとっての行動変化は、限定的となる可能性がある〔Q11〕。
- ・ この場合の行動の変化が生じる年数について、3年を5年に変更した場合でも、「制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している」方で20.3%、「制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転方法としては利用していない」方で9.0%が行動を変化させると回答している。「制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している」方は、制度変更にも敏感に反応して対応を変化させることが伺える〔Q5×Q19〕
- ・ 一方で、3年間より長期化した場合、「暦年課税の贈与をやめる時期を早める」との回答が、10.8%を占める点にも着目すべきである。生前年数の設定次第では、これまで贈与をしていた方が贈与をやめてしまう可能性がある事から、年数の設定は慎重に検討する必要がある〔Q11〕

Q11 生前贈与加算年数が現行制度の3年より長期化した場合、暦年課税を利用した財産の移転方法を変更すると思いませんか。最もありうる選択肢を選びください。〔単一回答〕



暦年課税認知・利用状況×行動変化が生じる生前贈与加算年数（Q5×Q19）

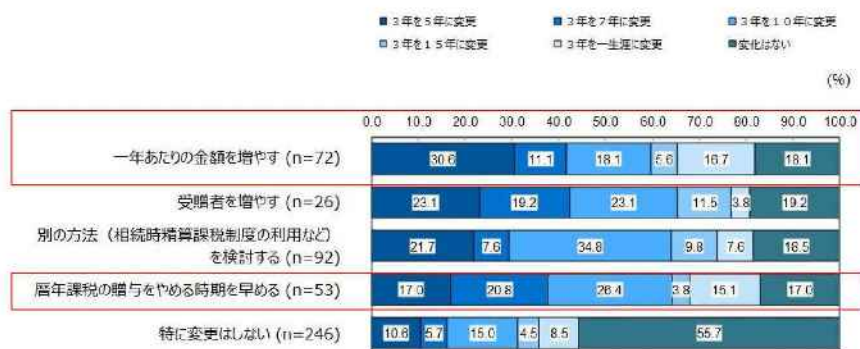


(補足)

現在暦年制度を利用している方に限った場合、加算年数を長期化することで、財産の早期移転を促進する効果は5年程度で最も反応する。一方で、これまで贈与をしていた方が暦年課税の贈与をやめる時期を早める行動は、10年への変更で最も反応する。生前贈与加算年数の年数の設定は、5年から10年の設定が適当と考えられる。

- 「一年あたりの金額を増やす」方は5年が30.6%、7年が11.1%、10年が18.1%である。
- 「暦年課税の贈与をやめる時期を早める」方は5年が17.0%、7年が20.8%、10年が26.4%である。

生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税利用】×行動変化が生じる生前贈与加算年数（Q11×Q19）



【回答者条件】
Q5で「1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している」～「2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない」いずれかを選択した方のみ

(n=489)

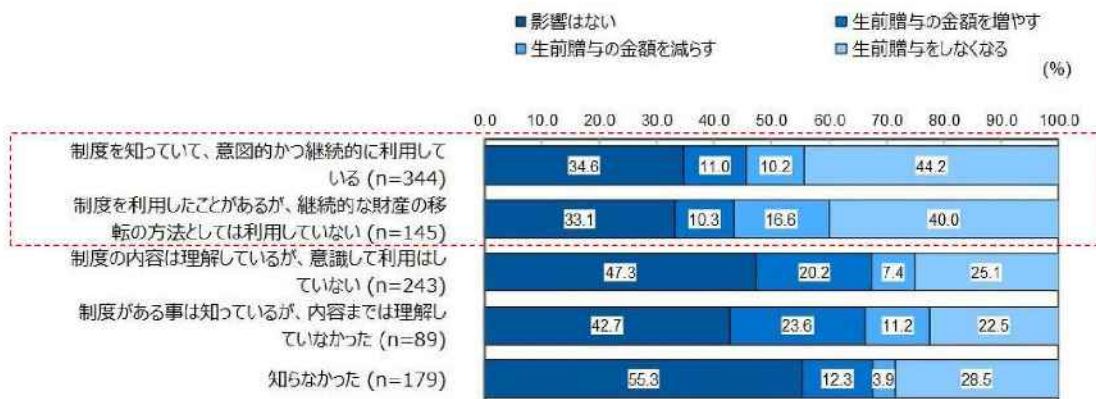
8

(補足)

中立的な税制を目指して全ての贈与は相続時に精算して課税される、とした場合、生前贈与が縮減される可能性がある。

- 全ての贈与は相続時に精算して課税されるとなった場合、暦年制度を積極的に利用している人ほど、「生前贈与をしなくなる」と回答（「制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している」方44.2%、「制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない」40.0%、「制度の内容は理解しているが、意識して利用はしていない」25.1%。）〔Q5×Q15〕
- 「全ての贈与は相続時に精算して課税される」とする場合、贈与を促進する何らかのインセンティブの設計が必要となる。

暦年課税認知・利用状況×相続時精算課税を前提とした場合の生前贈与（Q5×Q15）



(n=1,000)

9

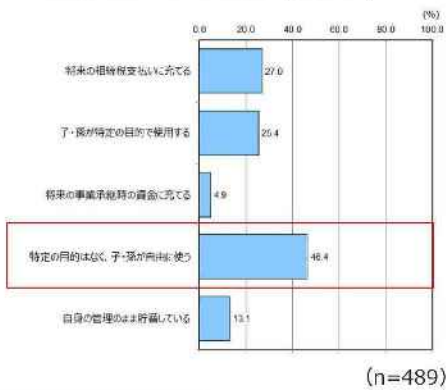
調査結果サマリ

暦年贈与の使用目的は、「特定の目的はなく、子・孫が自由に使う」事が多い。上記の示唆と合わせると、経済活性化を促す（子・孫が自由に使う財産移転を促す）には、基礎控除額の引き上げが有効ではないか。

- 暦年贈与の使用目的は、全体では「特定の目的はなく、子・孫が自由に使う」（46.4%）が最も多い。「将来の相続税支払いに充てる」場合は27.0%、「子・孫が特定の目的で使用する」場合は25.4%となっている〔Q8〕。
- 暦年贈与の使用目的を、相続人一人・一年あたりの贈与額別にみると、基礎控除額以上に贈与している場合、「相続税の支払いに充てる」場合が最も高く、「特定の目的はなく、子・孫が自由に使う」との回答は少ない傾向がうかがえる。基礎控除額以上の贈与がある場合、贈与された財産は特定の目的に使用され消費に回っているわけではない事が伺える〔Q7×Q8〕。

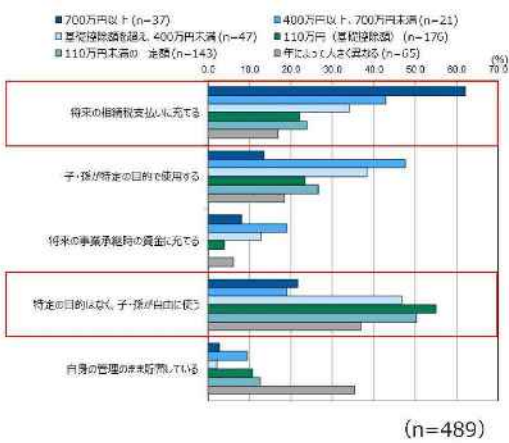
※実際に受贈者が贈与財産を消費に回しているかどうかは今後の調査で確認が必要。

Q8 暦年課税を利用した贈与財産の使用目的についてお答えください。〔複数回答〕



【回答者条件】
Q5で「1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している」～「2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない」いずれかを選択した方のみ

暦年贈与額/年・人×暦年贈与使用目的（Q7×Q8〔複数回答〕）



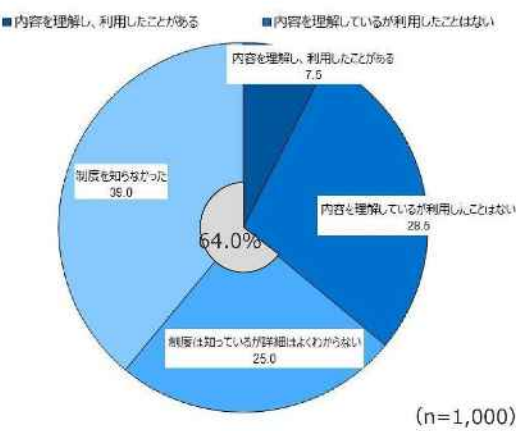
10

調査結果サマリ

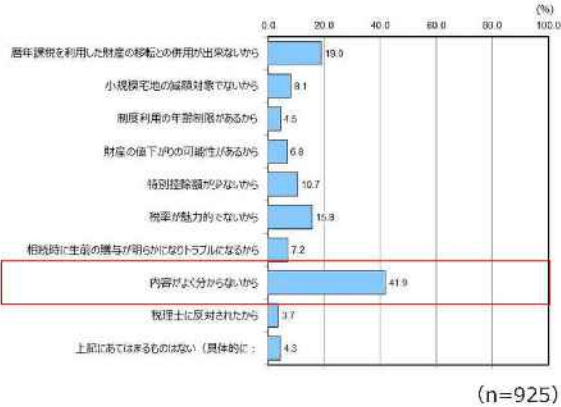
相続時精算課税制度は認知度が低い。暦年課税制度に比べて内容の理解も難しいと考えられ、まずは制度の周知が必要ではないか。

- 相続時精算課税制度の認知度について、「制度を知らない」「よくわからない」層が、64.0%（「制度は知っているが詳細はよくわからない」が25.0%、「制度を知らなかった」が39.0%）、「内容を理解し、利用したことがある」は7.5%、「内容を理解しているが利用したことはない」が28.5%〔Q21〕。
- 相続時精算課税制度を利用しない理由については、「内容がよくわからないから」を選択の方が41.9%〔Q23〕。

Q21 相続時精算課税制度について知っていましたか。また、利用したことがありますか。〔単一回答〕



Q23 相続時精算課税制度を利用しない理由についてお答えください。〔複数回答〕



【回答者条件】
Q21で「2.内容を理解しているが利用したことはない」～「4.制度を知らなかった」いずれかを選択した方のみ

【排除ルール】
「内容がよくわからないから」を選択した場合、他の選択肢の回答不可

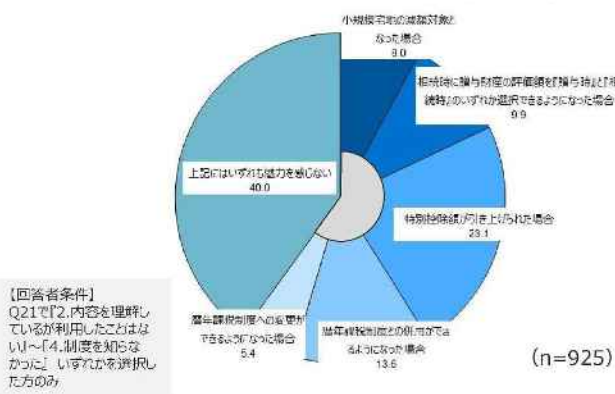
11

調査結果サマリ

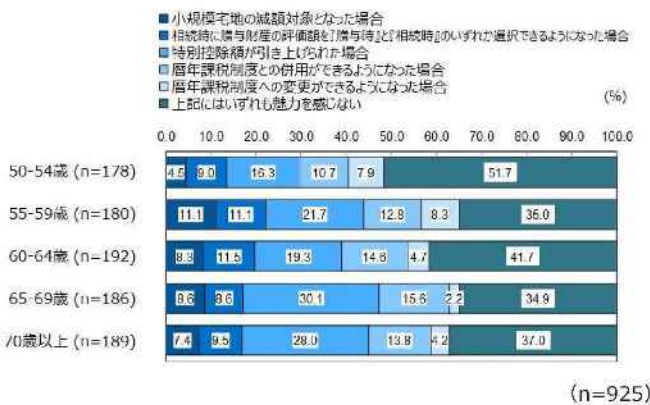
相続時精算課税制度の利用を促す変更として、特別控除額の引き上げが魅力的と映るようだ。

- 相続時精算課税制度を利用した事のない方にとって、利用しない理由としては「内容がよくわからないから」を選択する方が34.3%。「暦年課税を利用した財産の移転との併用が出来ないから」(15.6%)、「税率が魅力的でないから」(12.9%)、「特別控除額が少ないから」(8.8%) [Q23]。
- 制度変更があった場合の利用意向については、「特別控除額が引き上げられた場合」(23.1%)、「暦年課税制度との併用が出来なくなった場合」(13.5%)、「相続時に贈与財産の評価額を『贈与時』と『相続時』のいずれか選択できるようになった場合」(9.9%)、「小規模宅地の減額対象となった場合」(8.0%)。制度変更施策の中でも特別控除額の引き上げは理解しやすいためか、魅力的な施策とする割合が高い [Q24]。
- 制度変更があった場合の利用意向について、「特別控除額が引き上げられた場合」の利用意向は、65～69歳で30.1%、70歳以上で28.0%となっていて、高い。その下の年代層においても高い傾向がある。「いずれも魅力を感じない」層は、50～54歳で51.7%、55歳～59歳で35.0%、60～64歳で41.7%、65～69歳で34.9%、70歳以上で37.0%となっている [QuotaAny×Q24]。

Q24 相続時精算課税制度に次のような制度変更があった場合、利用してみたいと思いますか。最も魅力的と思われる施策をお答えください。[単一回答]



年代×相続時精算課税制度の魅力的な制度変更 (QuotaAny×Q24)



調査結果サマリ

生前贈与加算年数長期化時の行動変化のシナリオは以下の通り。
悲観シナリオへの留意は必要だが、調査結果は「中立・楽観シナリオ」の割合の方が高いことを示している。

制度設計の方向性	
中立・楽観シナリオ	全ての贈与が相続時に清算して課税されとなった場合でも、影響がないか、生前贈与の金額を増やす方の合計が過半数を超える。税の中立性を高める施策は、生前贈与の行動を阻害しない (Q15)。
	生前贈与加算年数が現行制度の3年間より長期化した場合、暦年課税利用者、非利用者共に、過半数が、現状維持あるいは財産移転を進める行動を示す回答を選択。生前贈与加算年数の長期化は、生前贈与の行動を阻害しない (Q11、Q18)。
悲観シナリオ	全ての贈与が相続時に清算して課税されとなった場合に、生前贈与の行動に対してネガティブな反応を示す層が存在 (Q15)。
	生前贈与加算年数が現行制度の3年間より長期化した場合、暦年課税利用者、非利用者共に、一定数が時期の短縮や贈与をあきらめる・やめてしまうといったネガティブな反応を示す (Q11、Q18)

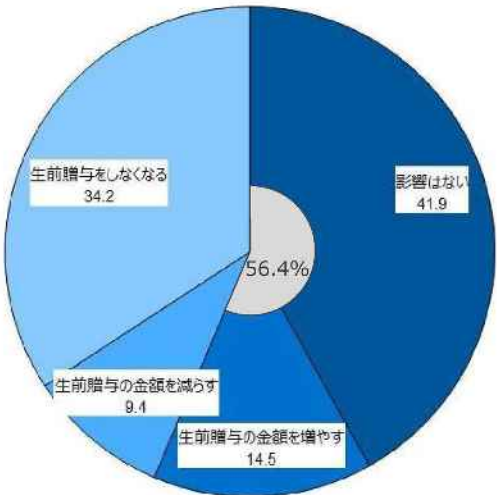
調査結果サマリ[中立・楽観シナリオ]

全ての贈与が相続時に清算して課税されるとなった場合でも、影響がないが、生前贈与の金額を増やす方の合計が過半数を超える。税の中立性を高める施策は、生前贈与の行動を阻害しない（Q15）。

➤ 全ての贈与が相続時に清算して課税されるとなった場合、「影響はない」が41.9%、「生前贈与の金額を増やす」が14.5%（Q15）

Q15 全ての贈与は相続時に精算して課税されるとなった場合、生前贈与に影響はありますか。[単一回答]

■ 影響はない ■ 生前贈与の金額を増やす ■ 生前贈与の金額を減らす ■ 生前贈与をしなくなる



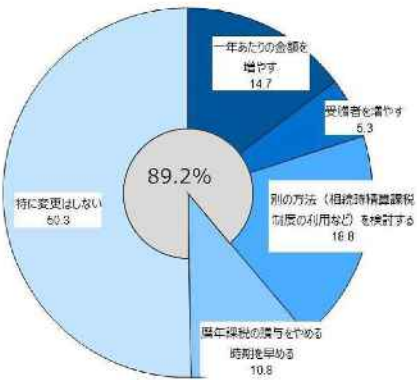
(n=1,000)

調査結果サマリ[中立・楽観シナリオ]

生前贈与加算年数が現行制度の3年間より長期化した場合、暦年課税利用者、非利用者共に、過半数が、現状維持あるいは財産移転を進める行動を示す回答を選択。生前贈与加算年数の長期化は、生前贈与の行動を阻害しない（Q11、Q18）。

- 暦年課税利用者は、生前贈与加算年数が長期化した場合に、現状維持か、財産移転を進める（時期を早める、贈与額を増やす、他の制度を利用する）回答を、全体の89.2%が選択（Q11）
- 暦年課税非利用者は、生前贈与加算年数が長期化した場合に、現状維持か、財産移転を進める（時期を早める、贈与額を増やす、他の制度を利用する）回答を、全体の65.9%が選択（Q18）。

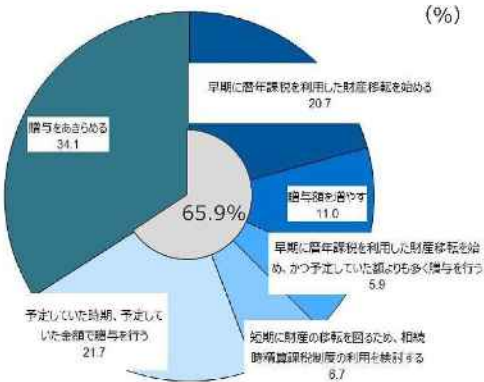
Q11 生前贈与加算年数が現行制度の3年間より長期化した場合、暦年課税を利用した財産の移転方法を変更すると思いますか。最もありうる選択肢をお選びください。[単一回答] (%)



(n=489)

【回答者条件】
Q5で「1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している」～「2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない」いずれかを選択した方のみ

Q18 生前贈与加算年数が現行制度の3年間より長期化した場合、暦年課税を利用した財産の移転の考えに変化があると思いますが、最もあてはまるものをお選びください。[単一回答] (%)



(n=511)

【回答者条件】
Q5で「3.制度の内容は理解しているが、意識して利用はしていない」～「5.知らなかった」いずれかを選択した方のみ

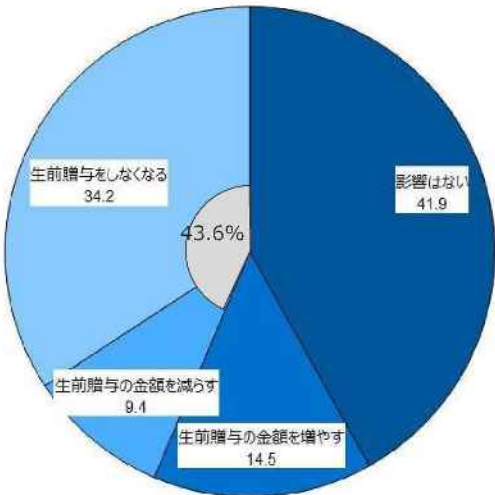
調査結果サマリ[悲観シナリオ]

全ての贈与が相続時に清算して課税されとなった場合に、生前贈与の行動に対してネガティブな反応を示す層が存在（Q15）。

- 全ての贈与が相続時に清算して課税されとなった場合に、「生前贈与をしなくなる」との回答は34.2%、「生前贈与の金額を減らす」が9.4%（Q15）。

Q15 全ての贈与は相続時に精算して課税されとなった場合、生前贈与に影響はありますか。[単一回答]

■ 影響はない ■ 生前贈与の金額を増やす ■ 生前贈与の金額を減らす ■ 生前贈与をしなくなる



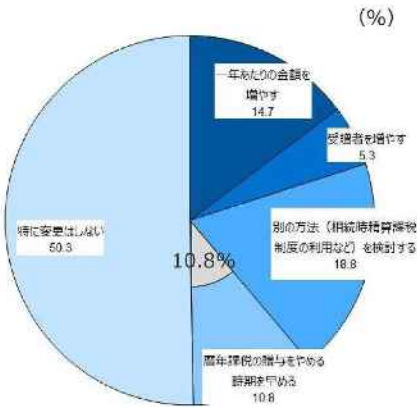
(n=1,000)

調査結果サマリ[悲観シナリオ]

生前贈与加算年数が現行制度の3年間より長期化した場合、暦年課税利用者、非利用者共に、一定数が時期の短縮や贈与をあきらめるといったネガティブな反応を示す（Q11,Q18）

- 暦年課税利用者は、生前贈与加算年数が長期化した場合に、「暦年課税の贈与をやめる時期を早める」が10.8%（Q11）
- 暦年課税非利用者は、生前贈与加算年数が長期化した場合に、「贈与をあきらめる」が34.1%（Q18）

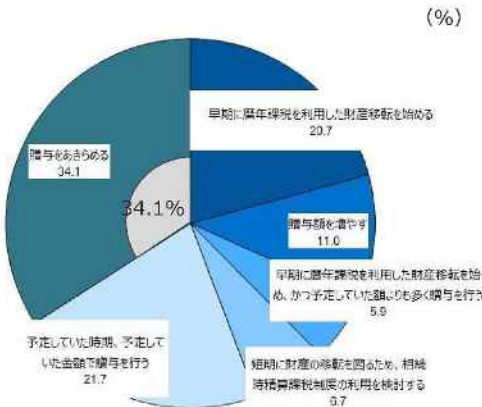
Q11 生前贈与加算年数が現行制度の3年間より長期化した場合、暦年課税を利用した財産の移転方法を変更すると思いますか。最もありうる選択肢をお選びください。[単一回答]



(n=489)

【回答者条件】
Q5で「1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している」～「2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない」いずれかを選択した方のみ

Q18 生前贈与加算年数が現行制度の3年間より長期化した場合、暦年課税を利用した財産の移転の考えに変化があると思いますか。最もあてはまるものをお選びください。[単一回答]



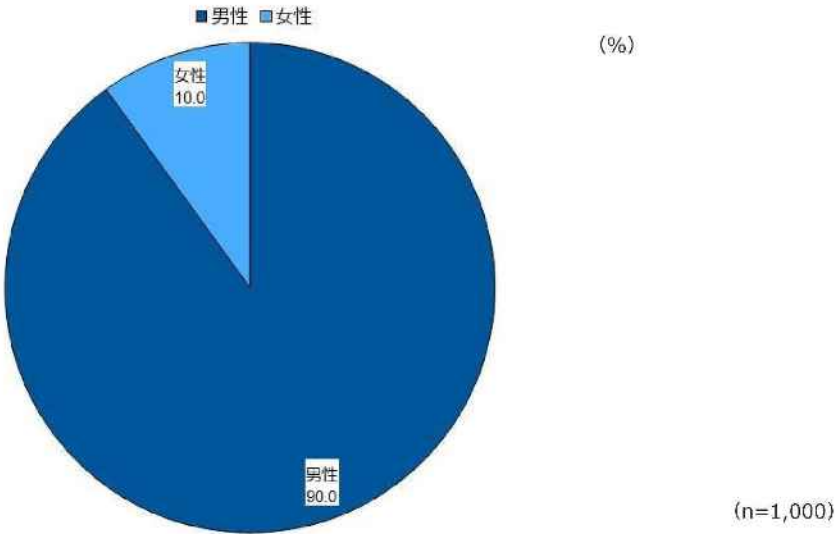
(n=511)

【回答者条件】
Q5で「3.制度の内容は理解しているが、意識して利用はしていない」～「5.知らなかった」いずれかを選択した方のみ

性別

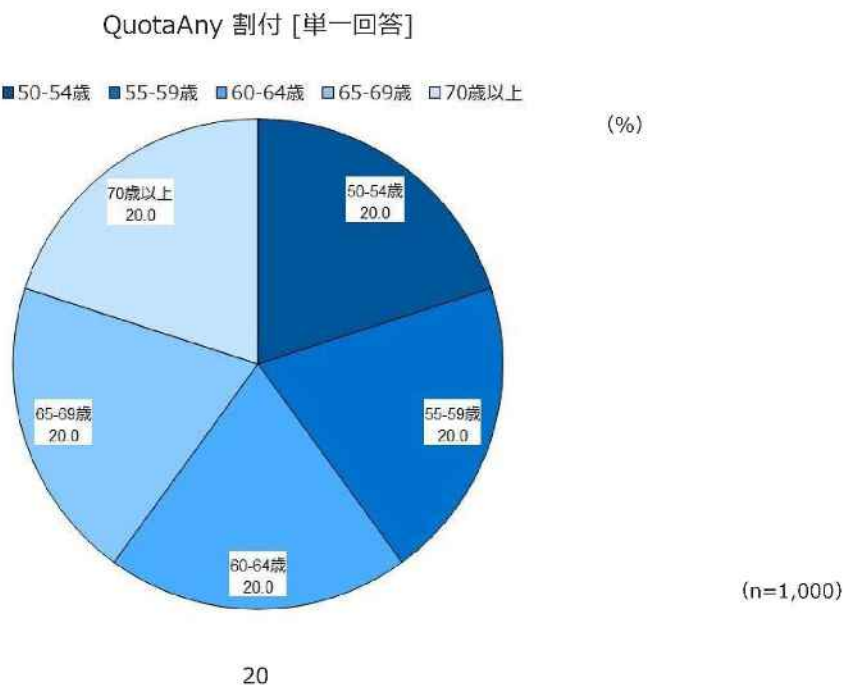
回答者は男性が90.0%、女性が10.0%。

F1 あなたの性別をお知らせください。[単一回答]



年代

50歳以上の各年代（50-54歳、55-59歳、60-64歳、65-69歳、70歳以上）200名ずつの均等割付で調査を実施。



居住地

回答者の居住地は東京都が最も多く、23.0%。次いで、神奈川県13.3%、愛知県9.1%、大阪府8.5%。

F3 あなたがお住まいの都道府県をお知らせください。 [単一回答]

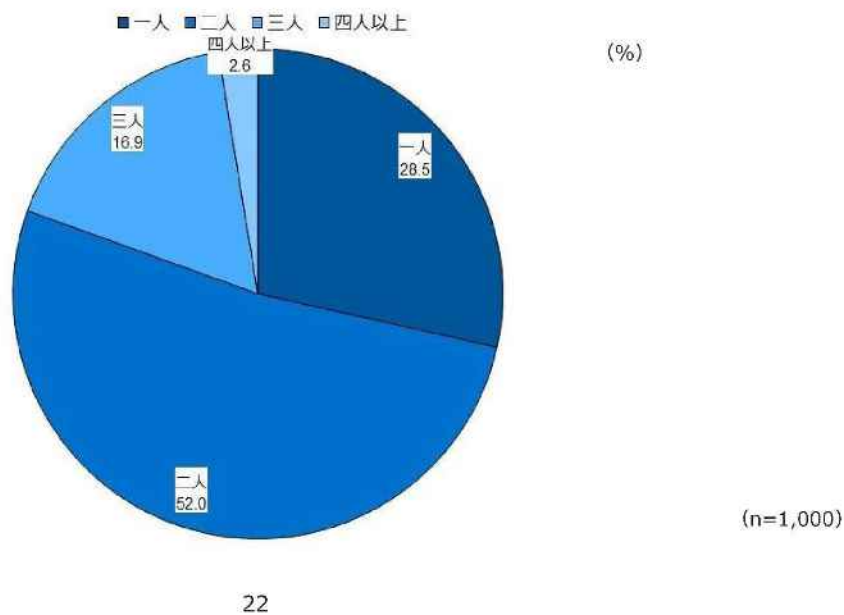
北海道	2.6	石川県	0.6	岡山県	1.2
青森県	0.1	福井県	0.4	広島県	2.1
岩手県	0.3	山梨県	0.2	山口県	0.5
宮城県	1.0	長野県	0.7	徳島県	0.5
秋田県	0.2	岐阜県	1.7	香川県	0.5
山形県	0.2	静岡県	2.4	愛媛県	1.1
福島県	0.7	愛知県	9.1	高知県	0.5
茨城県	1.3	三重県	1.3	福岡県	2.1
栃木県	0.4	滋賀県	1.2	佐賀県	0.2
群馬県	0.2	京都府	1.8	長崎県	0.3
埼玉県	4.0	大阪府	8.5	熊本県	0.3
千葉県	6.5	兵庫県	4.5	大分県	0.4
東京都	23.0	奈良県	1.7	宮崎県	0.1
神奈川県	13.3	和歌山県	0.2	鹿児島県	0.3
新潟県	0.8	鳥取県	0.1	沖縄県	0.4
富山県	0.3	島根県	0.2		

(n=1,000)

子供人数

スクリーニングにより、子供が一人以上の方を対象とした。
回答者のうち、子供の人数は二人が最も多く52.0%である。

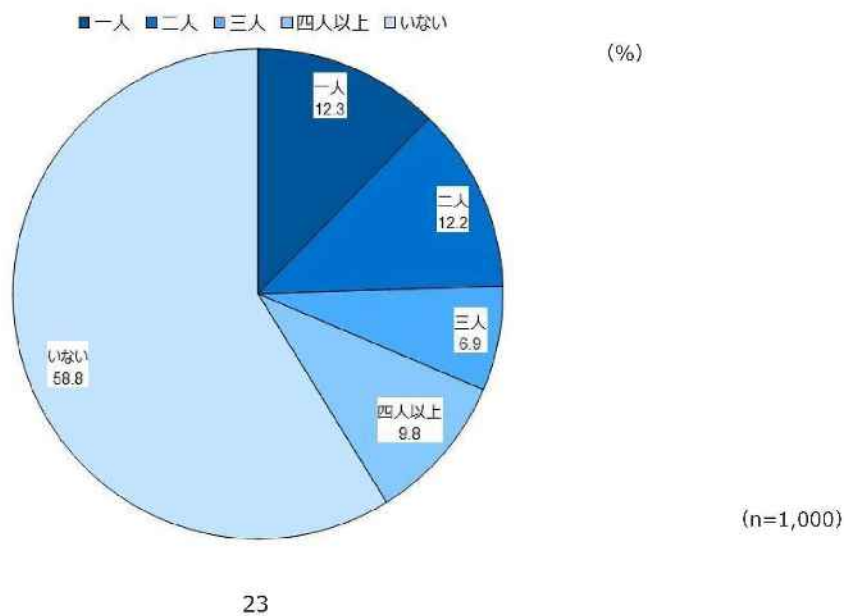
F4 お子様（養子を含む）の人数を教えてください。[単一回答]



孫人数

孫の人数は「いない」が最も多く、58.8%。

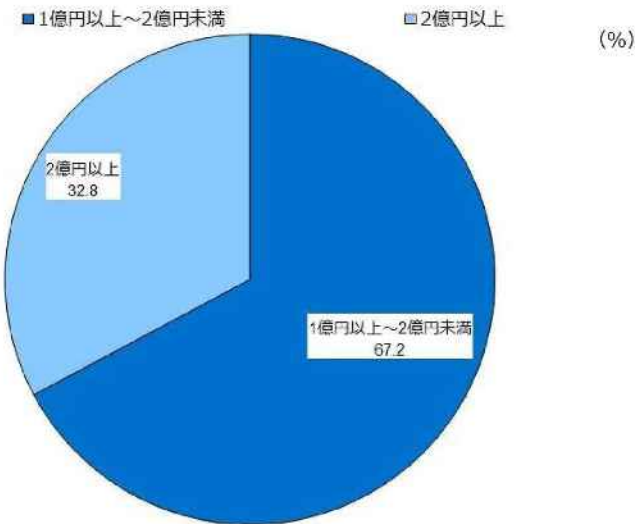
F5 お孫様の人数を教えてください。[単一回答]



保有金融資産額

保有金融資産総額1億円以上の方を対象に調査を実施。
回答者のうち、保有金融資産総額1億円以上～2億円未満が67.2%。

SC ご自身の保有金融資産の総額をお答えください。[単一回答]

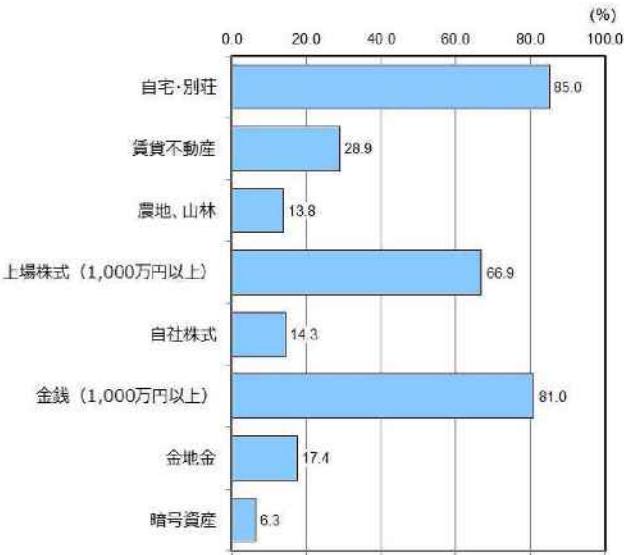


(n=1,000)

保有財産内容

保有財産の内容は「自宅・別荘」が85.0%と最も多く、次いで「金銭（1,000万円以上）」が81.0%、「上場株式（1,000万円以上）」が66.9%である。

Q1 保有財産の内容についてお答えください。[複数回答]

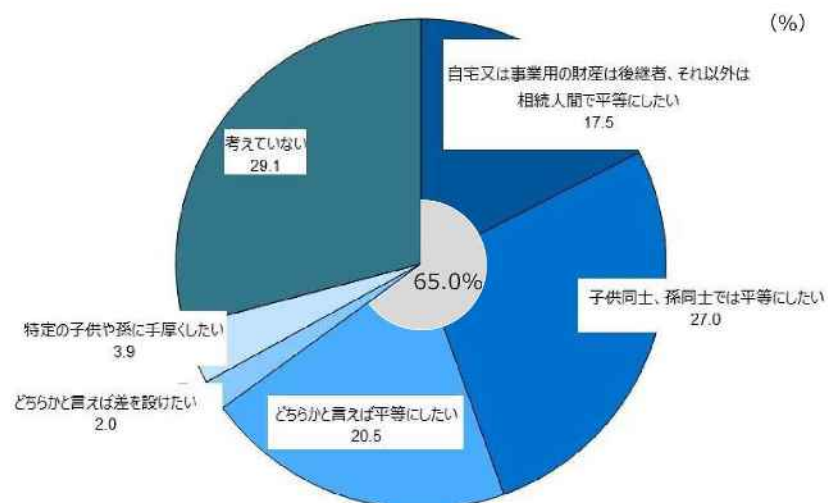


(n=1,000)

財産配分意向

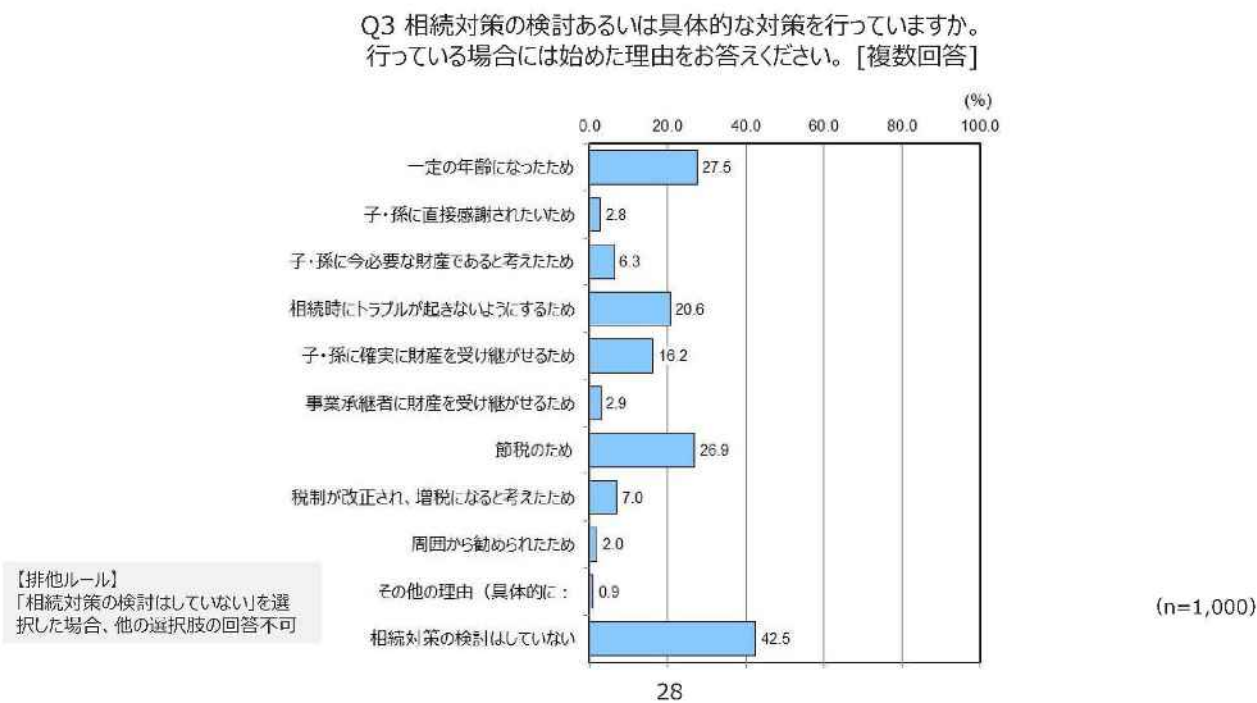
財産の配分意向は、平等志向の回答が合計65.0%である。
一方で、配分意向について「考えていない」は29.1%。

Q2 子供や孫へ財産を残すにあたり、（生前贈与や遺言による相続で）
どのように配分したいと考えていますか。[単一回答]



相続対策理由

相続対策を開始した理由は、年齢（27.5%）、節税（26.9%）、相続時のトラブル回避（20.6%）。一方、「相続対策の検討はしていない」は42.5%。



相続対策理由

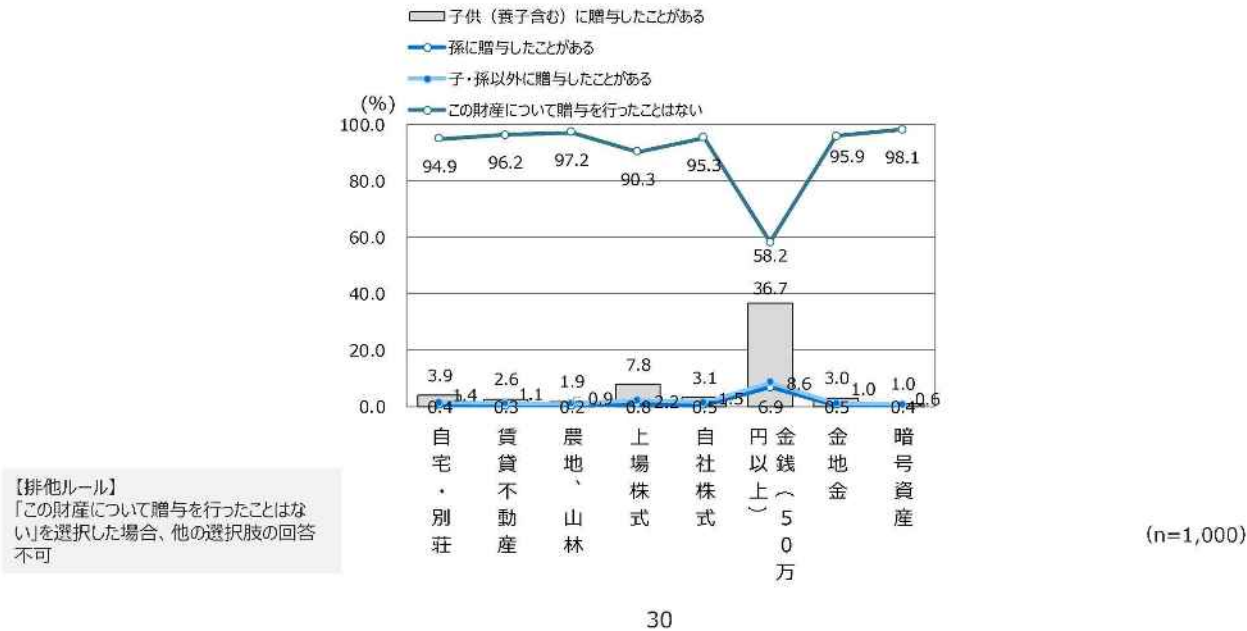
相続対策のその他の理由として挙げられた自由記述内容は以下の通り。

Q3 相続対策の検討あるいは具体的な対策を行っていますか。 行っている場合には始めた理由をお答えください。	
その他の理由 （具体的に： ）	①妻に求められたから
	②健康に不安があるので
	③再婚のため間違いが起らないように
	④そろそろ準備をしようと考えています。
	⑤健康不安があるため
	⑥相続時に相続人が困惑しない様に
	⑦年齢にふさわしく。
	⑧色々な案を思案中
	⑨先祖伝来のものを自分で絶えさせられない

贈与経験・対象

贈与経験としては、子供への金銭の贈与が最も多く、36.7%。
金銭以外の財産の贈与経験はいずれも10%に満たない。

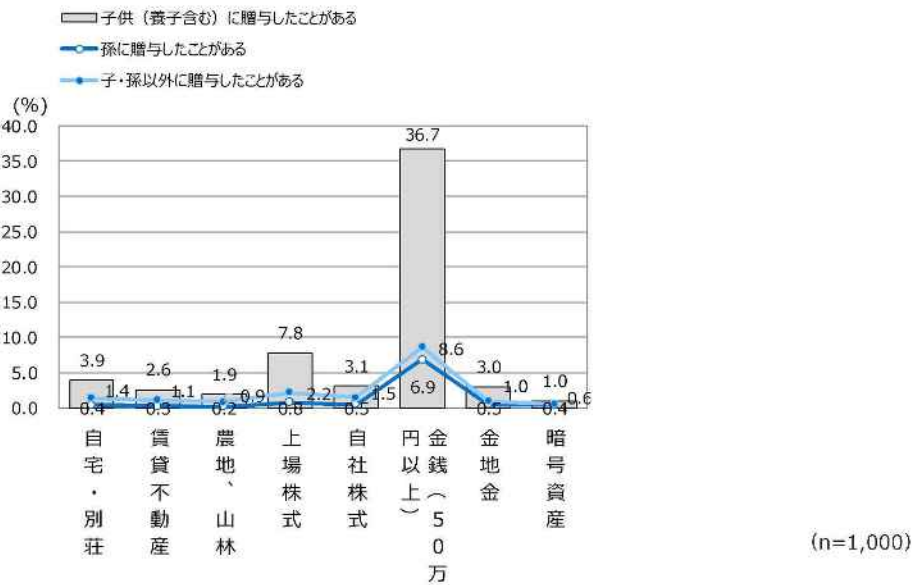
Q4 これまでに次の財産を贈与したことがありますか。[複数回答]



贈与経験・対象

贈与財産として金銭の次に多いのは上場株式であり、子供への贈与は7.8%。

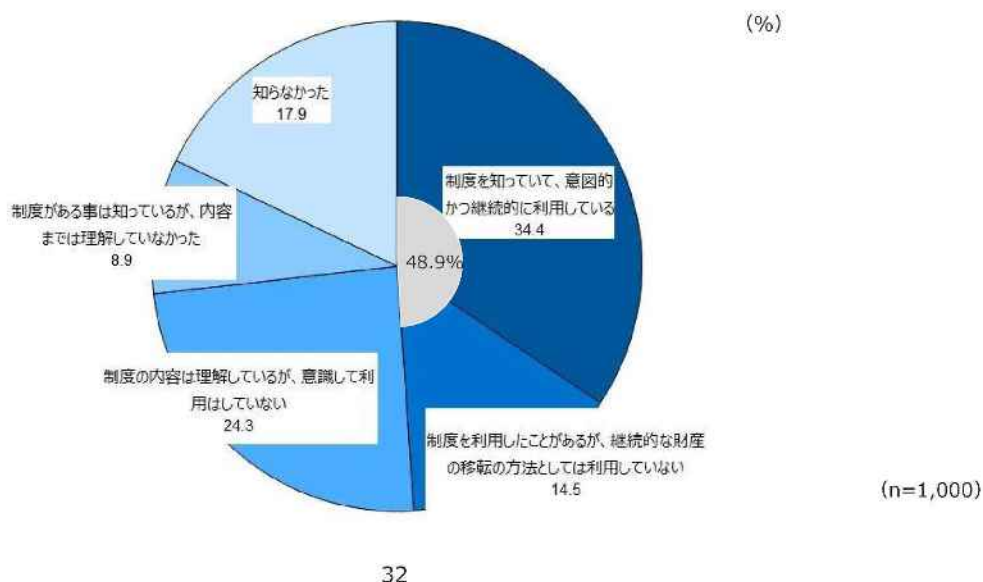
Q4 これまでに次の財産を贈与したことがありますか。[複数回答]
(贈与経験ありのみ抽出)



暦年課税認知・利用状況

暦年課税の利用経験があるのは合計48.9%。うち、意図的かつ継続的な利用者が34.4%。一方、制度を「知らなかった」は17.9%。

Q5 暦年課税の基礎控除（110万円）について知っていましたか。
また、ご自身から子供・孫への財産の移転手段として
意図的に利用したことがありますか。[単一回答]

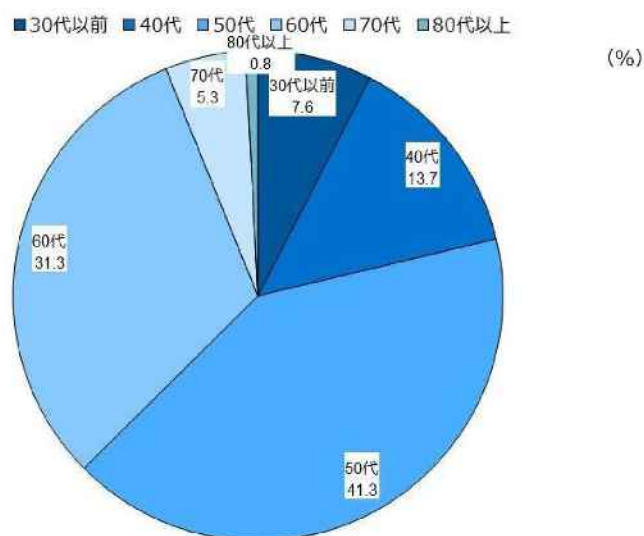


暦年課税開始年齢【暦年課税利用者】

回答者条件あり

暦年課税利用者のうち、開始時の年齢は50代が41.3%と最も多く、次に60代が31.3%である。

Q6 暦年課税を利用した財産の移転を開始した時のご自身の年齢をお答えください。[単一回答]



【回答者条件】

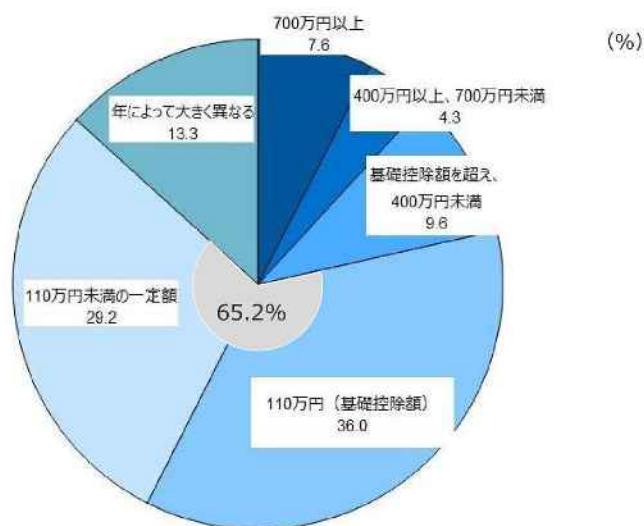
Q5で『1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している』『2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない』いずれかを選択した方のみ

暦年課税贈与額/年・人【暦年課税利用者】

回答者条件あり

暦年課税での相続人一人・1年当たりの贈与額は、110万円（基礎控除額）が36.0%と最も多く、110万円以下とする層が合計65.2%である。

Q7 暦年課税を利用した贈与について、
相続人一人・1年当たりの贈与の金額についてお答えください。[単一回答]



【回答者条件】

Q5で『1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している』『2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない』いずれかを選択した方のみ

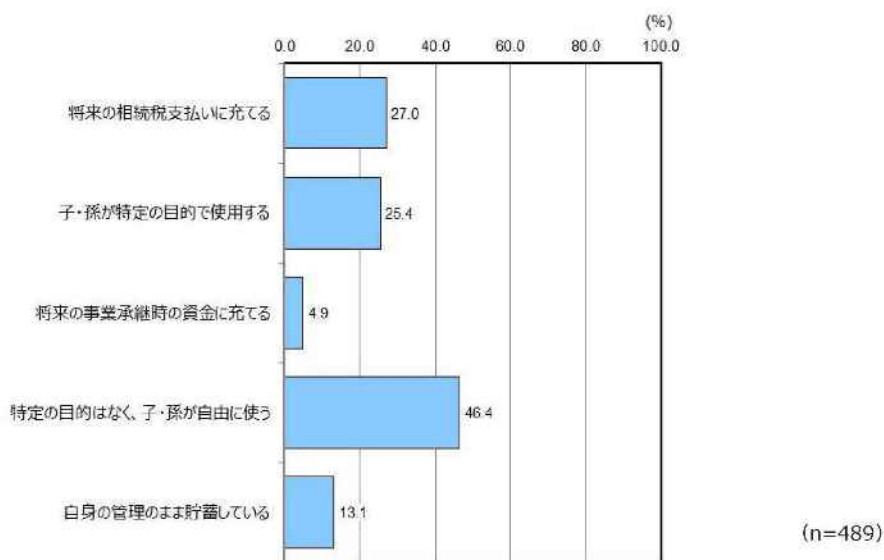
34

暦年贈与使用目的【暦年課税利用者】

回答者条件あり

贈与財産の使用目的は、「特定の目的はなく、子・孫が自由に使う」が最も多く、46.4%である。次いで、「将来の相続税の支払いに充てる」が27.0%、「子・孫が特定の目的で使用する」が25.4%。

Q8 暦年課税を利用した贈与財産の使用目的についてお答えください。[複数回答]



【回答者条件】

Q5で『1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している』『2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない』いずれかを選択した方のみ

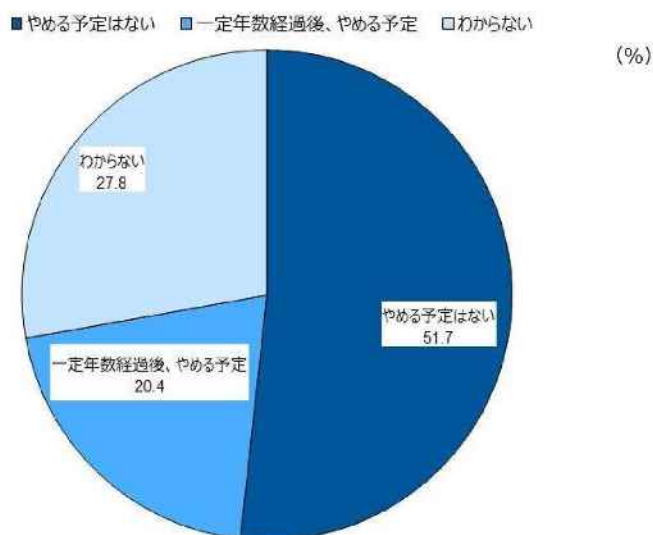
35

暦年課税継続意向【暦年課税利用者】

回答者条件あり

暦年課税の利用継続意向は、「やめる予定はない」が51.7%、「一定年数経過後、やめる予定」が20.4%。

Q9 今後も暦年課税を利用した財産の移転を続ける予定ですか。[単一回答]



【回答者条件】
Q5で「1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している」～「2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない」いずれかを選択した方のみ

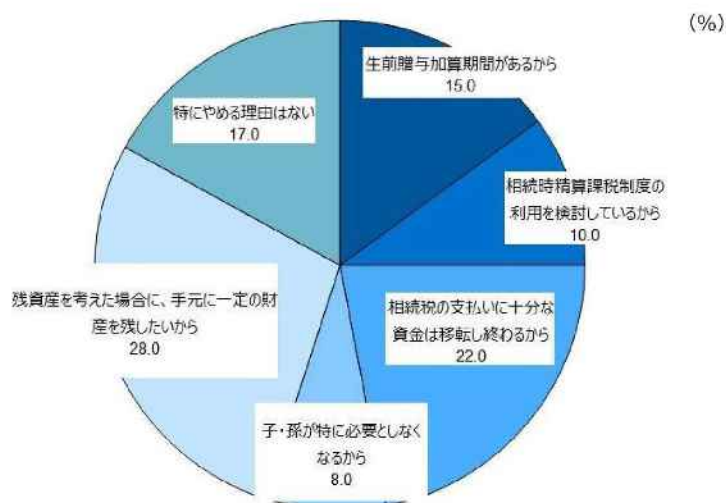
36

暦年課税中止理由【暦年課税利用者】

回答者条件あり

暦年課税の利用をやめる予定である理由は、「残資産を考えた場合に、手元に一定の財産を残したいから」が最も多く28.0%。次に、「相続税の支払いに十分な資金は移転し終わるから」が22.0%。「生前贈与加算年数があるから」は15.0%。

Q10 今後、暦年課税を利用した財産の移転をやめる場合の主な理由をお答えください。[単一回答]



【回答者条件】
Q9で「2.一定年数経過後、やめる予定」を選択した方のみ

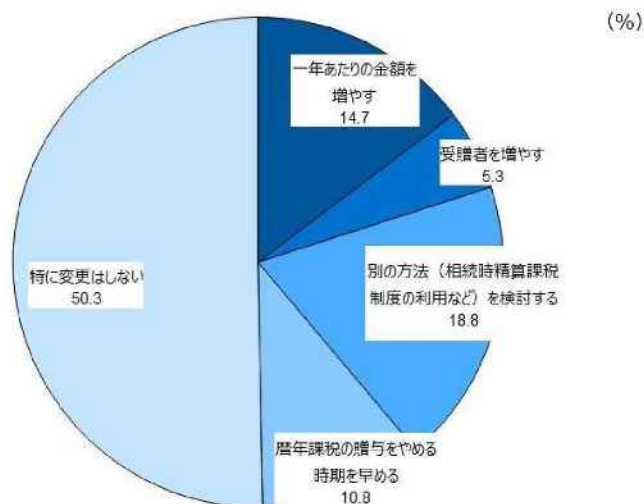
37

生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税利用者】

回答者条件あり

暦年課税利用者のうち、生前贈与加算年数が長期化しても行動を変えない層が50.3%。
変更する場合の行動として最も多いのは、「別の方法を検討する」で18.8%。

Q11 生前贈与加算年数が現行制度の3年間より長期化した場合、
暦年課税を利用した財産の移転方法を変更すると思いますか。
最もありうる選択肢をお選びください。[単一回答]



【回答者条件】

Q5で『1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している』～『2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない』いずれかを選択した方のみ

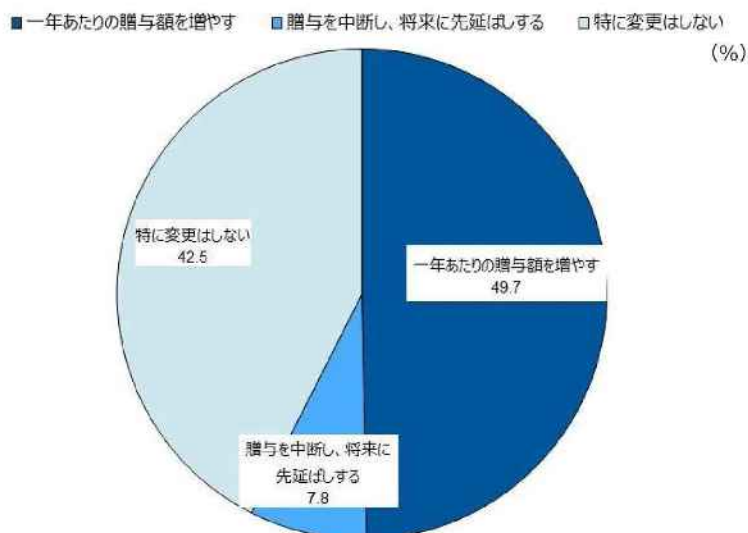
38

暦年課税基礎控除額増額時の行動変化【暦年課税利用者】

回答者条件あり

暦年課税利用者のうち、基礎控除額増額時には「一年あたりの贈与額を増やす」が49.7%。
「特に変更はしない」が42.5%。

Q12 暦年課税の基礎控除額が現行の110万円より増額した場合、
暦年課税を利用した財産の移転に変更は生じますか。[単一回答]



【回答者条件】

Q5で『1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している』～『2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない』いずれかを選択した方のみ

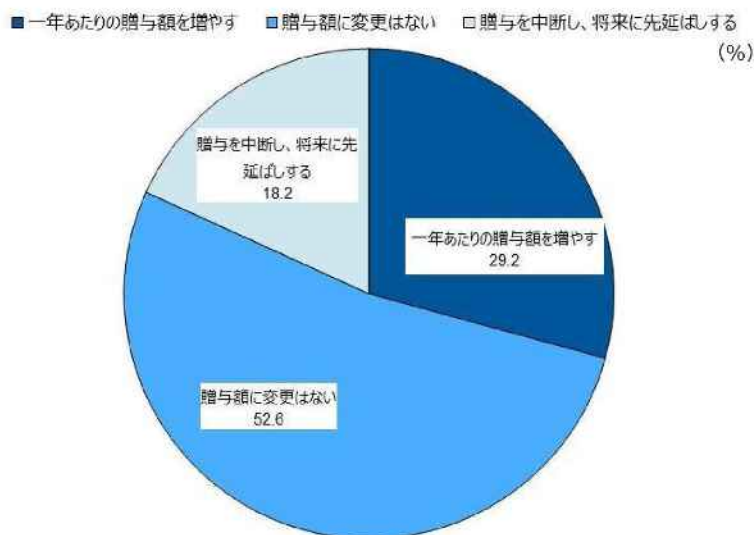
39

贈与税率引き下げ時の行動変化【暦年課税利用者】

回答者条件あり

暦年課税利用者のうち、贈与税率引き下げ時には、「贈与額に変更はない」が最も多く52.6%。「一年あたりの贈与額を増やす」は29.2%。

Q13 贈与税率が現行より引き下げられた場合、贈与の金額、時期に変更は生じますか。[単一回答]



【回答者条件】

Q5で『1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している』『2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない』いずれかを選択した方のみ

40

暦年課税非利用理由【暦年課税非利用者】

回答者条件あり

暦年課税を利用した財産移転をしていない理由は、「相続時の事についてこれまで特に考えていないから」が31.9%と最も多い。次に、「財産は自身で使うつもりだから」が22.7%。

Q14 暦年課税を利用した財産の移転をしていない理由についてお答えください。[複数回答]

【回答者条件】

Q5で『3.制度の内容は理解しているが、意識して利用していない』『5.知らなかった』いずれかを選択した方のみ



【排他ルール】

「相続時精算課税制度を利用しており、暦年課税を利用する事は出来ないから」「事業承継の為に相続時精算課税制度を利用しており、暦年課税を利用する事は出来ないから」「上記で主に当てはまるものがない (具体的に：)」を選択した場合、他の選択肢の回答不可

41

暦年課税非利用理由【暦年課税非利用者】

暦年課税を利用した財産の移転をしていない理由として挙げられた自由記述内容は以下の通り。

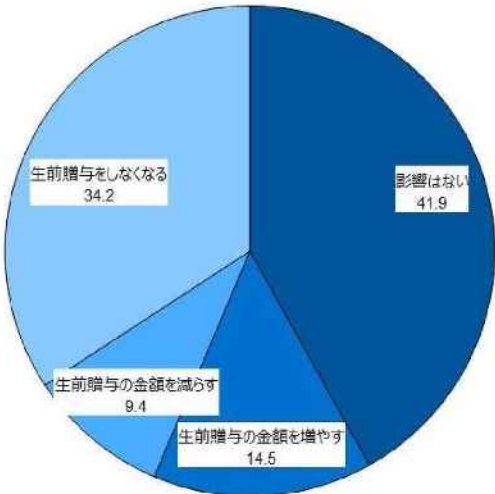
Q14 暦年課税を利用した財産の移転をしていない理由についてお答えください。	
上記で主に当てはまるものがない（具体的に： ）	①相続対策はこれから
	②やぶ蛇になる
	③暦年課税を知らない
	④使い切りたいから
	⑤ないから
	⑥特にない
	⑦制度前に贈与済み
	⑧手続煩雑に対して金額僅少。
	⑨相続の話があれば考える
	⑩思案中
	⑪ない
	⑫知りません
	⑬その時期ではない
	⑭自分が50代で70代になったら実行する

相続時精算課税を前提とした場合の生前贈与

全ての贈与が相続時に精算して課税されるとなった場合、「影響はない」が41.9%。
一方、行動変化として最も多いのは「生前贈与をしなくなる」の34.2%。

Q15 全ての贈与は相続時に精算して課税されるとなった場合、
生前贈与に影響はありますか。[単一回答]

■ 影響はない ■ 生前贈与の金額を増やす ■ 生前贈与の金額を減らす ■ 生前贈与をしなくなる (%)



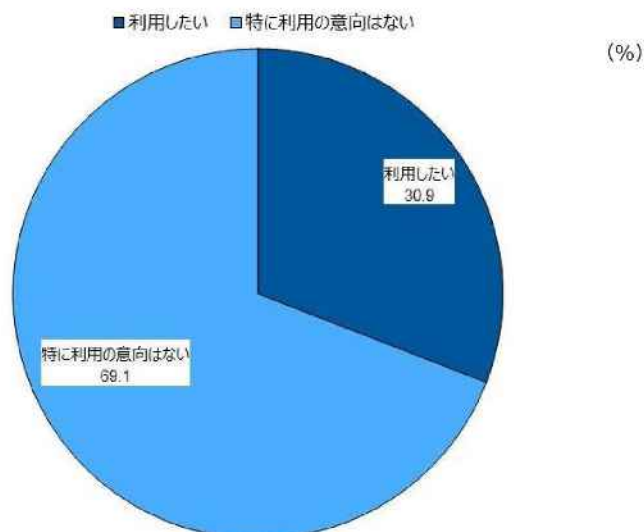
(n=1,000)

暦年課税利用意向【暦年課税非利用者】

回答者条件あり

暦年課税の非利用者のうち、利用したいが30.9%、特に利用意向はないが69.1%。

Q16 暦年課税を利用した財産の移転を進めたいと思いますか。[単一回答]



【回答者条件】

Q14で『6.相続時精算課税制度を利用しており、暦年課税を利用する事は出来ないから』～『7.事業承継の為に相続時精算課税制度を利用しており、暦年課税を利用する事は出来ないから』どれも選択しなかった方のみ

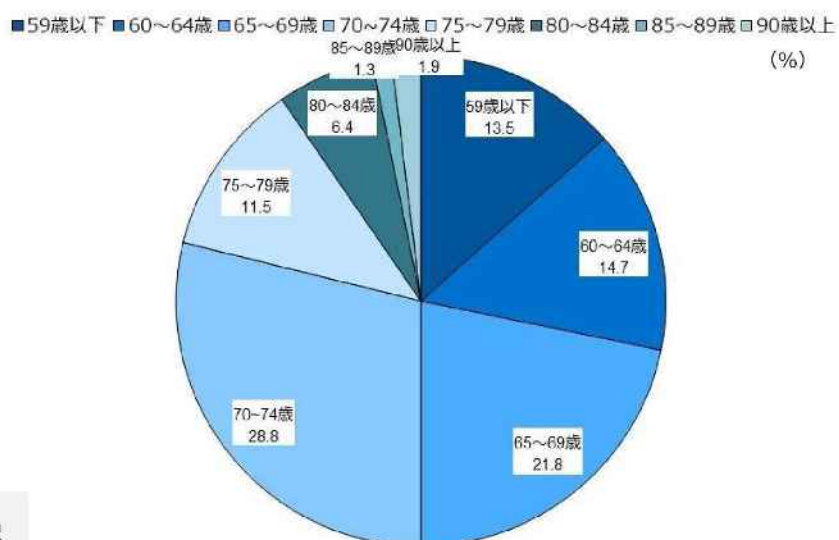
44

暦年課税開始想定年齢【暦年課税非利用者】

回答者条件あり

現在は暦年課税を利用しておらず、今後利用をしたいとの意向がある人のうち、開始する場合の想定年齢は70～74歳が28.8%と最も多く、次いで65～69歳が21.8%。

Q17 暦年課税を利用した財産の移転を開始する場合のご自身の年齢の想定をお答えください。[単一回答]



【回答者条件】

Q16で『1.利用したい』を選択した方のみ

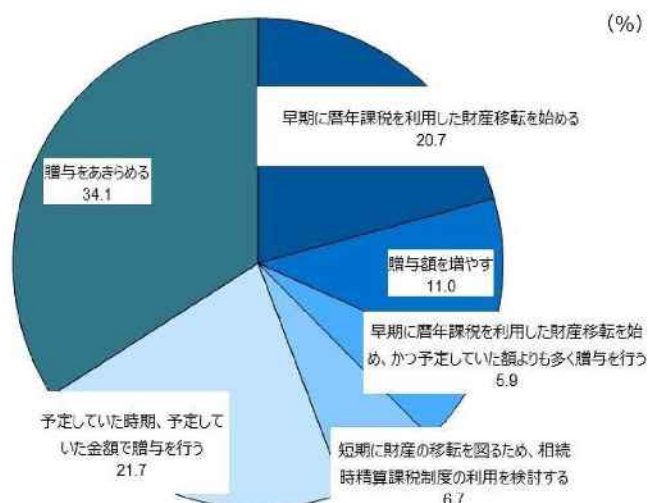
45

生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税非利用者】

回答者条件あり

生前贈与加算年数が長期化した場合、暦年課税非利用者は「贈与をあきらめる」が最も多く34.1%。「早期に暦年課税を利用した財産移転を始める」は20.7%。

Q18 生前贈与加算年数が現行制度の3年間より長期化した場合、暦年課税を利用した財産の移転の考えに変化があると思いますか。最もあてはまるものをお選びください。【単一回答】



(n=511)

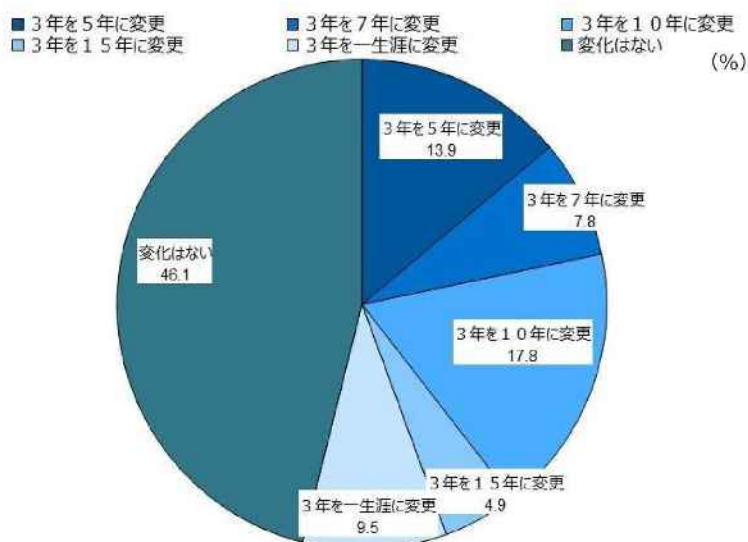
【回答者条件】

Q5で『3.制度の内容は理解しているが、意識して利用はしていない』～『5.知らなかった』いずれかを選択した方のみ

行動変化が生じる生前贈与加算年数

生前贈与加算年数の長期化による行動変化はないとする層が46.1%。行動変化がある場合にインパクトのある年数は、10年が17.8%と最も多く、10年以下で合計39.5%。

Q19 生前贈与の加算年数について、どの程度長期化されるとあなたの行動が変わると思いますか。【単一回答】



(n=1,000)

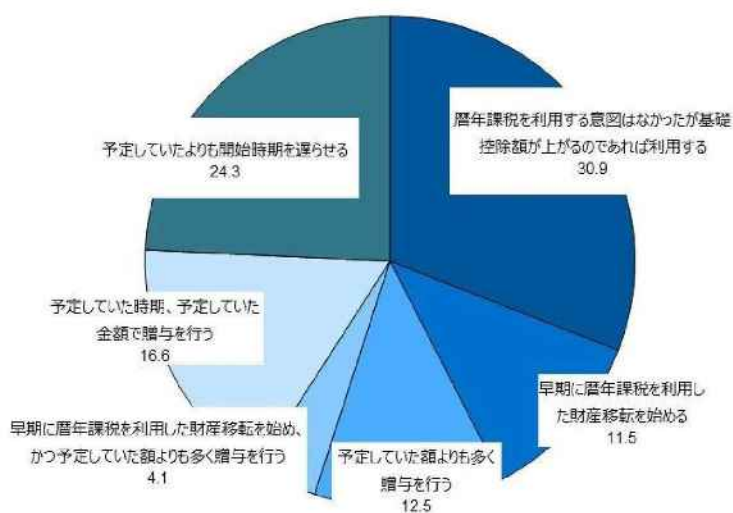
暦年課税基礎控除額増額時の行動変化【暦年課税非利用者】

回答者条件あり

暦年課税非利用者のうち、基礎控除額増額時には「暦年課税を利用する意図はなかったが基礎控除額が上がるのであれば利用する」が30.9%。「予定していたよりも開始時期を遅らせる」が24.3%。

Q20 暦年贈与の基礎控除額が現行の110万円より増加した場合、暦年贈与を利用したいかどうかの考えに変化があると思いますか。最もありうる選択肢をお選びください。[単一回答]

(%)



(n=511)

【回答者条件】

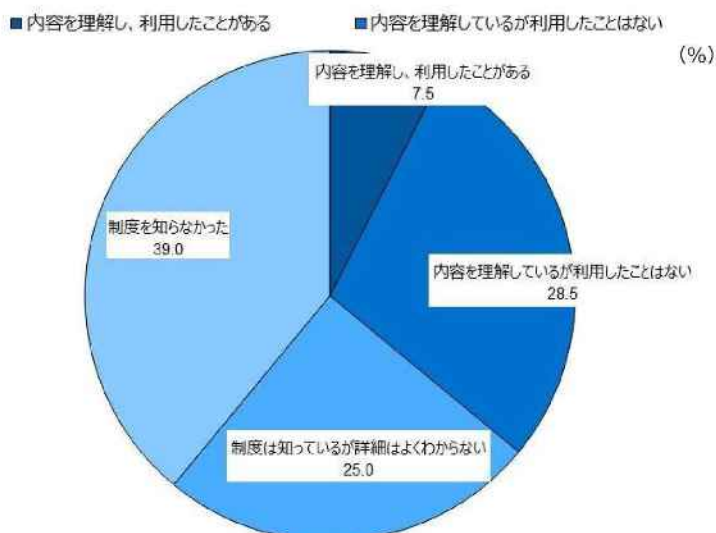
Q5で「3.制度の内容は理解しているが、意識して利用はしていない」「～」「5.知らなかった」「いずれかを選択した方のみ

48

相続時精算課税制度認知・利用状況

相続時精算課税制度について、「制度を知らなかった」が39.0%。利用したことがあるのは7.5%

Q21 相続時精算課税制度について知っていましたか。また、利用したことがありますか。[単一回答]



(n=1,000)

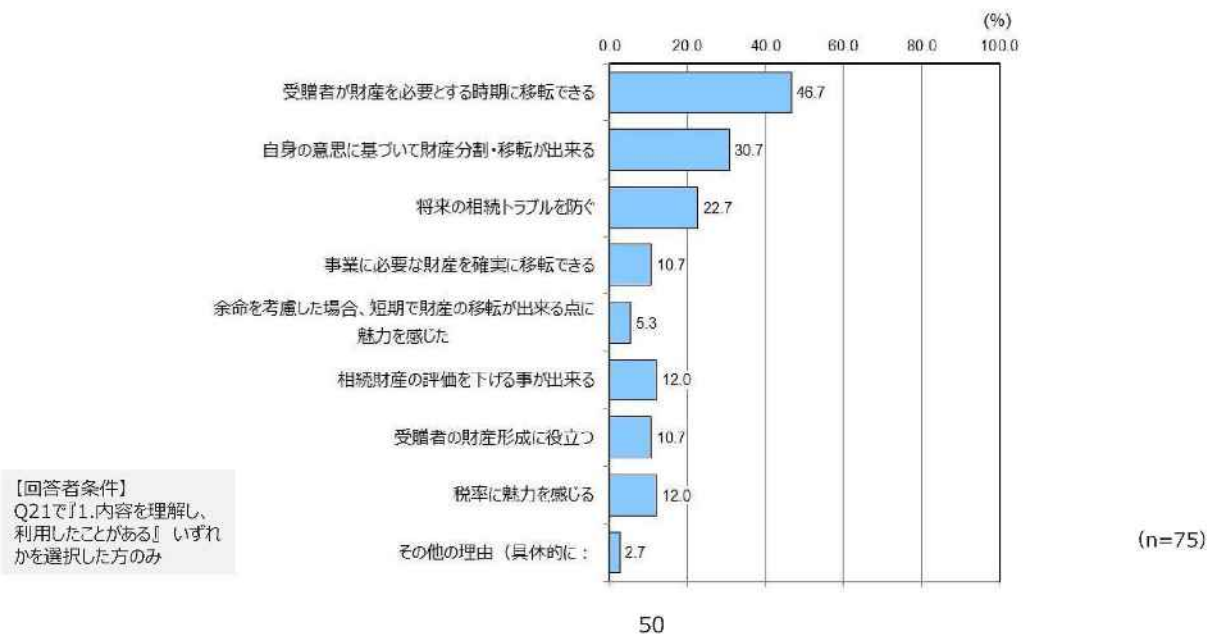
49

相続時精算課税制度利用理由【精算課税利用者】

回答者条件あり

相続時精算課税制度の利用理由は、「受贈者が財産を必要とする時期に移転できる」が46.7%と最も多い。次に、「自身の意思に基づいて財産分割・移転が出来る」が30.7%。

Q22 相続時精算課税制度を利用している理由についてお答えください。【複数回答】



相続時精算課税制度利用理由【精算課税利用者】

相続時精算課税制度の利用理由として挙げられた自由記述内容は以下の通り。

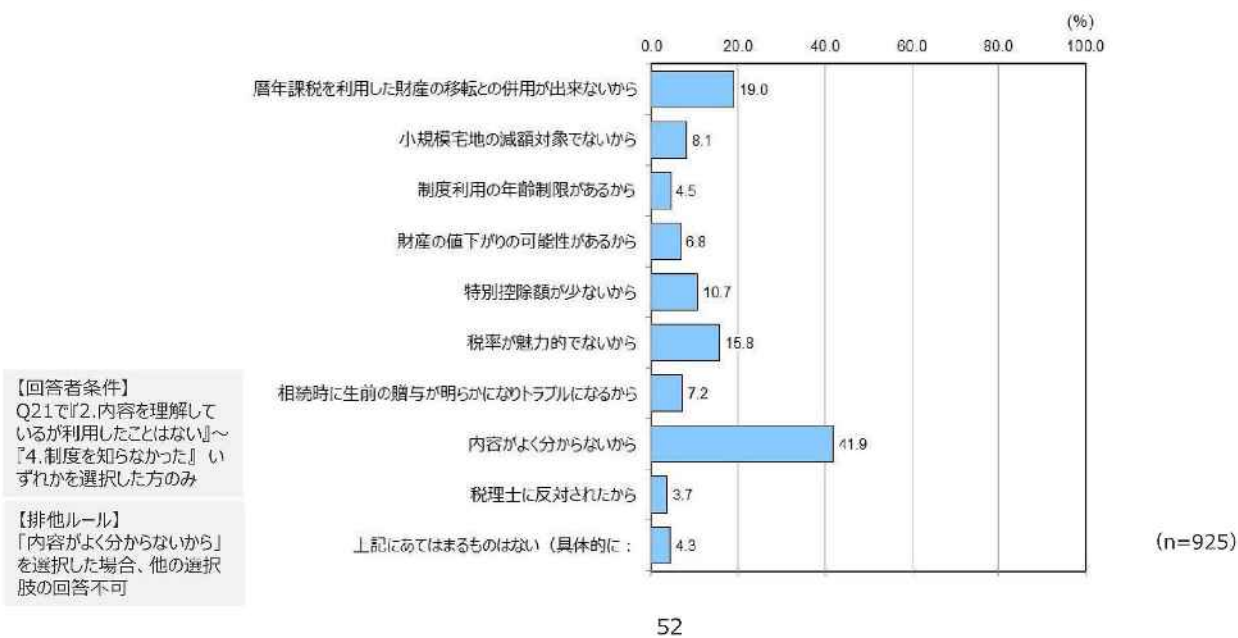
Q22 相続時精算課税制度を利用している理由についてお答えください。	
その他の理由 （具体的に： ）	①住宅取得
	②なし

相続時精算課税制度非利用理由【精算課税非利用者】

回答者条件あり

相続時精算課税制度を利用しない理由は、「内容がよく分からないから」が最も多く、41.9%。次に、「暦年課税を利用した財産の移転との併用が出来ないから」が19.0%。

Q23 相続時精算課税制度を利用しない理由についてお答えください。〔複数回答〕



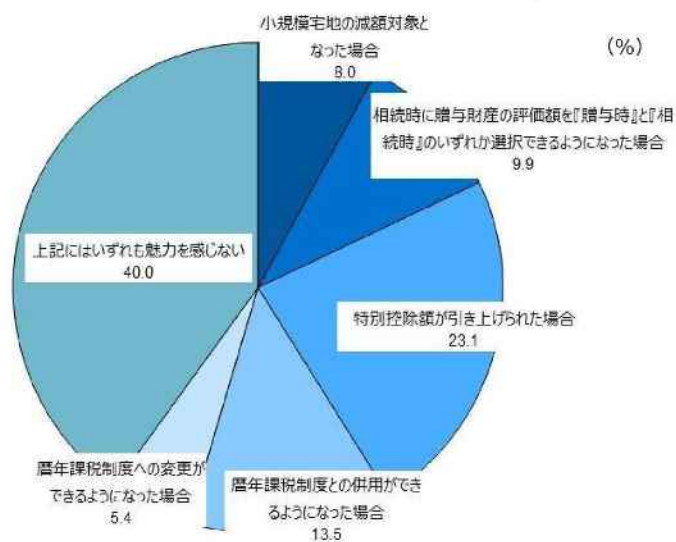
相続時精算課税制度非利用理由【精算課税非利用者】

相続時精算課税制度を利用しない理由として挙げられた自由記述内容は以下の通り。

Q23 相続時精算課税制度を利用しない理由についてお答えください。			
上記にあてはまるものはない（具体的に：）	①自分で全て使い切る	⑮メリットがない	⑳必要な
	②被相続人から話がなかったから	⑯無し	㉑60で始めたい
	③必要性を感じない	⑰相続についてはまだ未定だから	㉒知らない
	④したくない	⑱特に無し	㉓分からない
	⑤財産は全部使い果たすから	⑲年齢的に早いから	㉔税理士に相談しながら。
	⑥自分で使い切るつもりだから。	㉑早すぎるから	㉕なし
	⑦秘密	㉒死んだ後は関係無い	㉖特になし
	⑧贈与の意向がない	㉓まだその時期でないので検討していないため。また、必要な時期には税法が変わると思うので。	㉗一発勝負だから
	⑨分からない。	㉔現在税理士と相談中	㉘まだ考慮する年齢でない
	⑩考えていない	㉕制度を知らなかったら	㉙その時期ではない
	⑪使う気がない	㉖ないから	㉚まだ50代だから死を意識していない
	⑫相続対策はこれから	㉗特になし	㉛自分で使う予定
	⑬特になし	㉘死ぬ時期はわからない。（お金がいくらかかるかわからない。）	
	⑭特なし	㉙分からないから	

相続時精算課税制度の魅力的な制度変更施策として最も多いのは、「特別控除額が引き上げられた場合」で23.1%。一方、いずれにも魅力を感じないとする層が40.0%。

Q24 相続時精算課税制度に次のような制度変更があった場合、
利用してみたいと思いますか。
最も魅力的と思われる施策をお答えください。[単一回答]



(n=925)

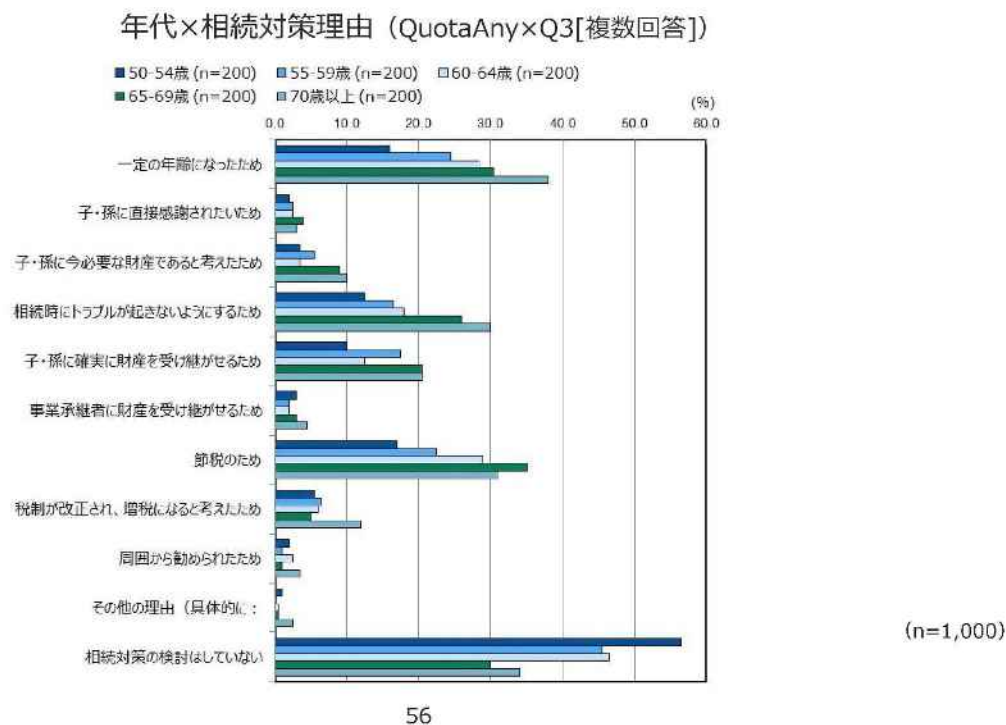
【回答者条件】
Q21で『2.内容を理解しているが利用したことはない』～『4.制度を知らなかった』いずれかを選択した方のみ

54

本調査（クロス集計）

年代×相続対策理由

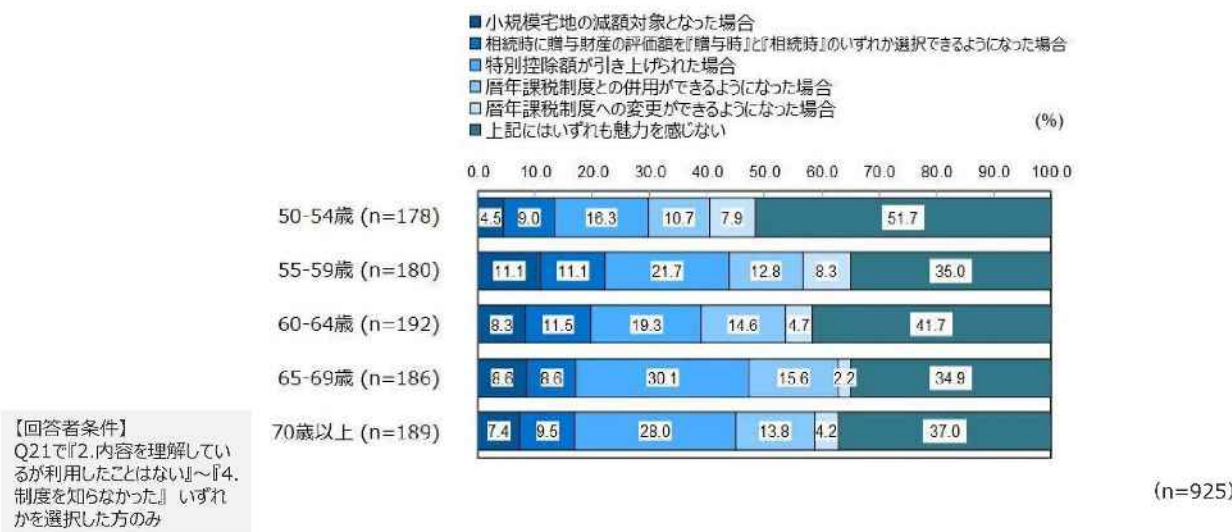
年齢が低いほど相続対策の検討をしていない傾向。
年齢や相続トラブル回避、節税、を理由とした相続対策の割合は、年齢が上がるにつれて高まる。



年代×相続時精算課税制度の魅力的な制度変更【精算課税非利用者】 回答者条件あり

相続時精算課税制度の魅力的な制度変更施策は、どの年代でも「特別控除額の引き上げ」が最も高い。

年代×相続時精算課税制度の魅力的な制度変更【精算課税非利用者】 (QuotaAny×Q24)

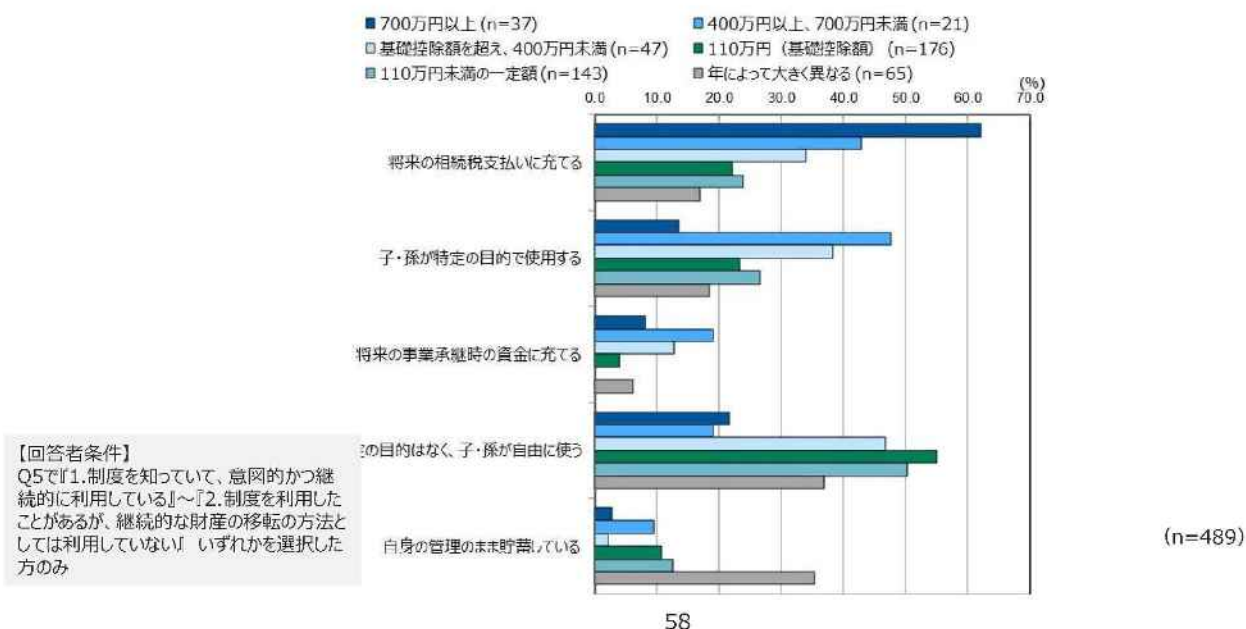


暦年贈与額/年・人×暦年贈与使用目的【暦年課税利用者】

回答者条件あり

一人当たり年間110万円（基礎控除額）以上贈与している場合、相続税の支払いや子・孫の特定の目的で使用予定とする割合が高い。
子・孫が自由に使うとする割合は、贈与額が110万円以下の場合に高い。

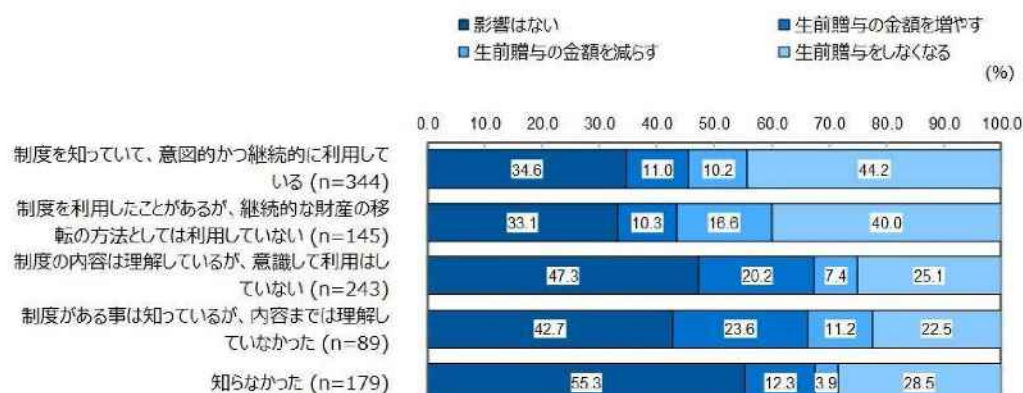
暦年贈与額/年・人×暦年贈与使用目的【暦年課税利用者】（Q7×Q8 [複数回答]）



暦年課税認知・利用状況×相続時精算課税を前提とした場合の生前贈与

相続時精算課税を前提とする場合、暦年課税の利用者の方が「生前贈与をしなくなる」割合が高く、暦年課税の利用経験がない方が「影響はない」割合が高い。

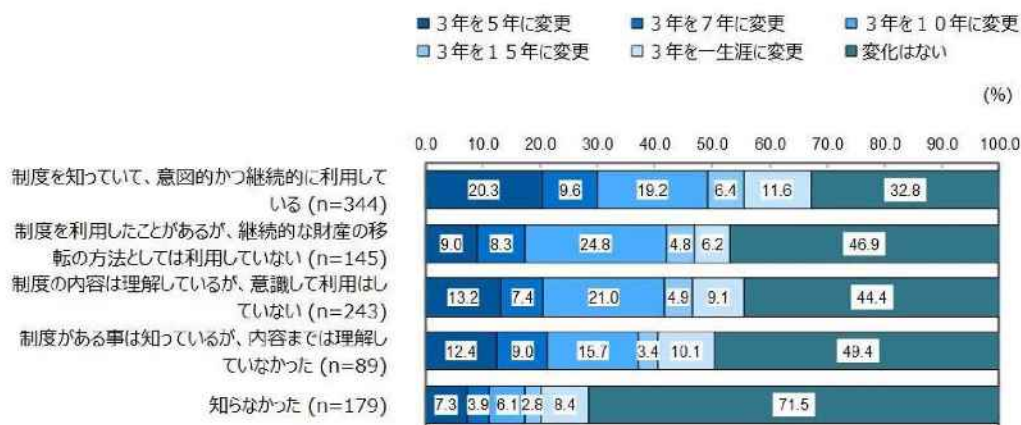
暦年課税認知・利用状況×相続時精算課税を前提とした場合の生前贈与（Q5×Q15）



暦年課税認知・利用状況×行動変化が生じる生前贈与加算年数

暦年課税を意図的・継続的に利用している層は、生前贈与加算年数長期化時に行動変化があるとする割合が合計67.2%であり、継続的に利用していない層より高い。

暦年課税認知・利用状況×行動変化が生じる生前贈与加算年数 (Q5×Q19)



(n=1,000)

60

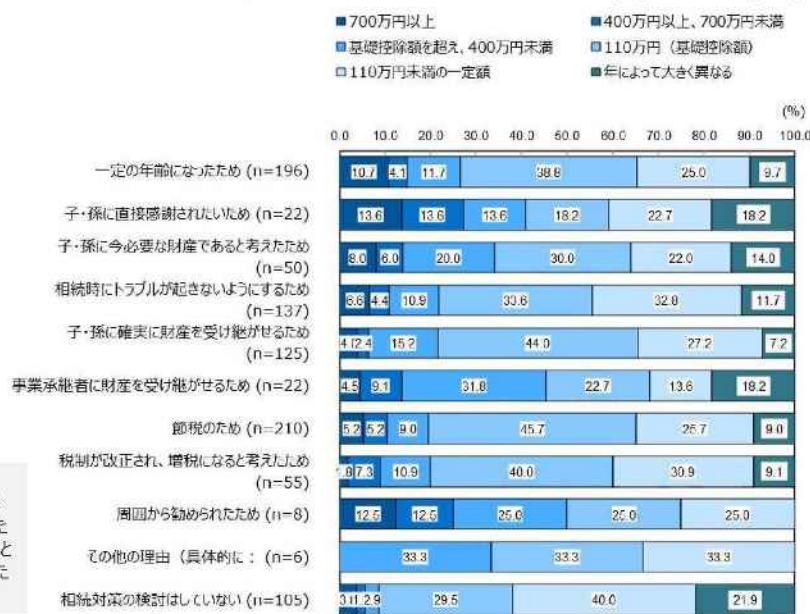
相続対策理由×暦年課税贈与額/年・人【暦年課税利用者】

回答者条件あり

相続対策開始理由別に暦年課税贈与額を見ると、節税が理由の場合は110万円（基礎控除額）以下が71.4%である。

基礎控除額を超える贈与額の割合が高いのは、「事業承継者に財産を受け継がせるため」「子・孫に今必要な財産であると考えたため」「子・孫に直接感謝されたいため」など。

相続対策理由×暦年課税贈与額/年・人【暦年課税利用者】 (Q3[複数回答]×Q7)



(n=489)

【回答者条件】

Q5で「1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している」～「2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない」いずれかを選択した方のみ

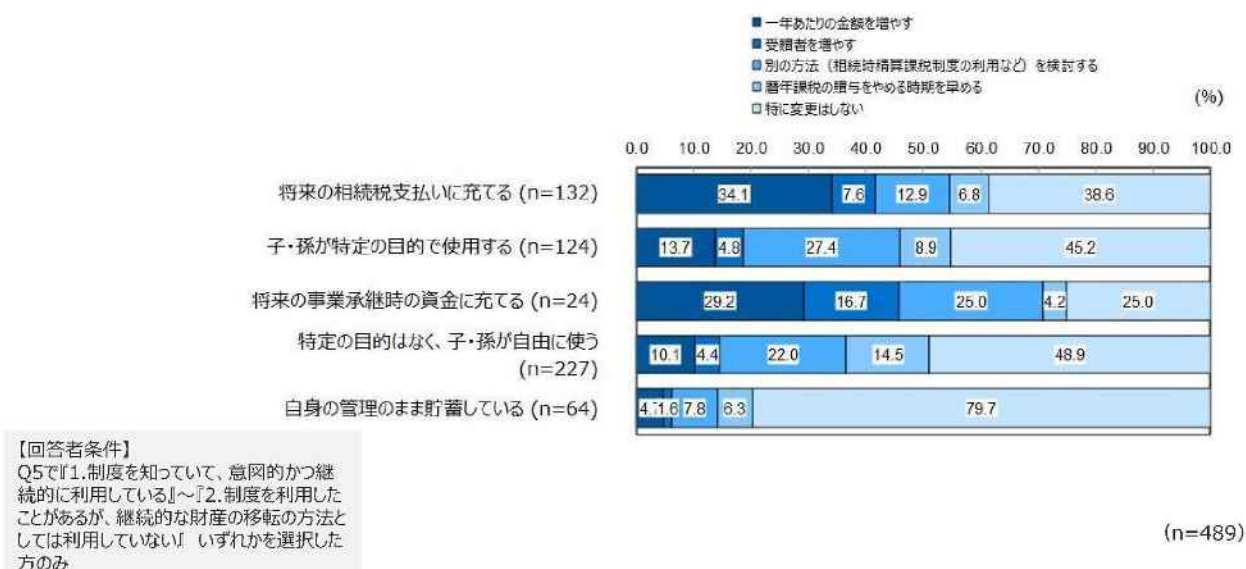
61

暦年贈与使用目的×生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税利用者】

回答者条件あり

生前贈与加算年数を長期化した場合の行動変化を暦年課税利用者の使用目的別に見ると、相続税支払いが目的の場合は「一年あたりの金額を増やす」割合が高く、目的に関わらず・孫が使用する場合は「別の方法を検討する」割合が高い。

暦年贈与使用目的×生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税利用者】(Q8[複数回答]×Q11)



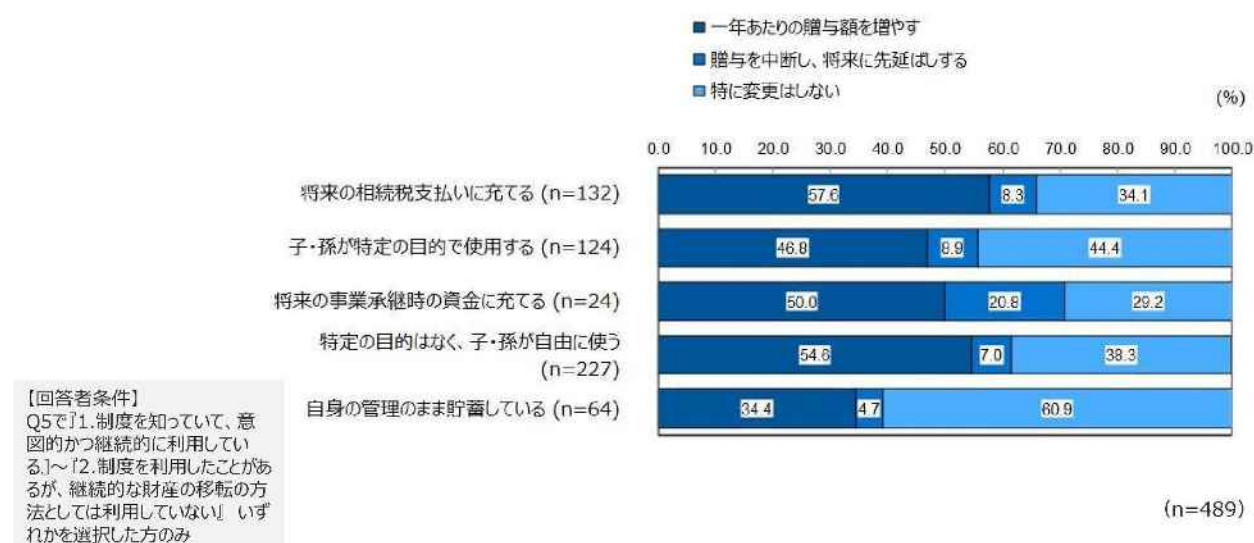
62

暦年贈与使用目的×暦年課税基礎控除額増額時の行動変化【暦年課税利用者】

回答者条件あり

基礎控除額が増額した場合の財産の移転方法を暦年贈与の使用目的別に見ると、「自身の管理のまま貯蓄している」では「特に変更はしない」が60.9%と最も多いが、他の目的の場合は「一年あたりの贈与額を増やす」が最も多い。

暦年贈与使用目的×暦年課税基礎控除額増額時の行動変化【暦年課税利用者】(Q8×Q12)

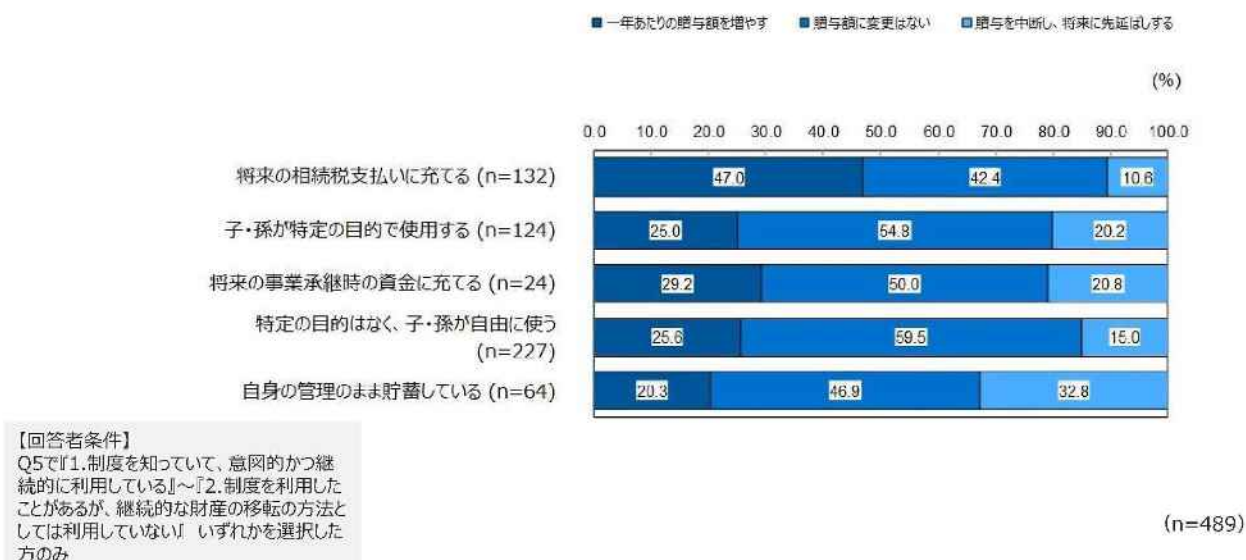


63

暦年贈与使用目的×贈与税率引き下げ時の行動変化【暦年課税利用者】 回答者条件あり

贈与税率を引き下げられた場合の行動変化を暦年課税利用者の使用目的別に見ると、相続税支払いが目的の場合は「一年あたりの贈与額を増やす」が最も多い。

暦年贈与使用目的×贈与税率引き下げ時の行動変化【暦年課税利用者】（Q8[複数回答]×Q13）

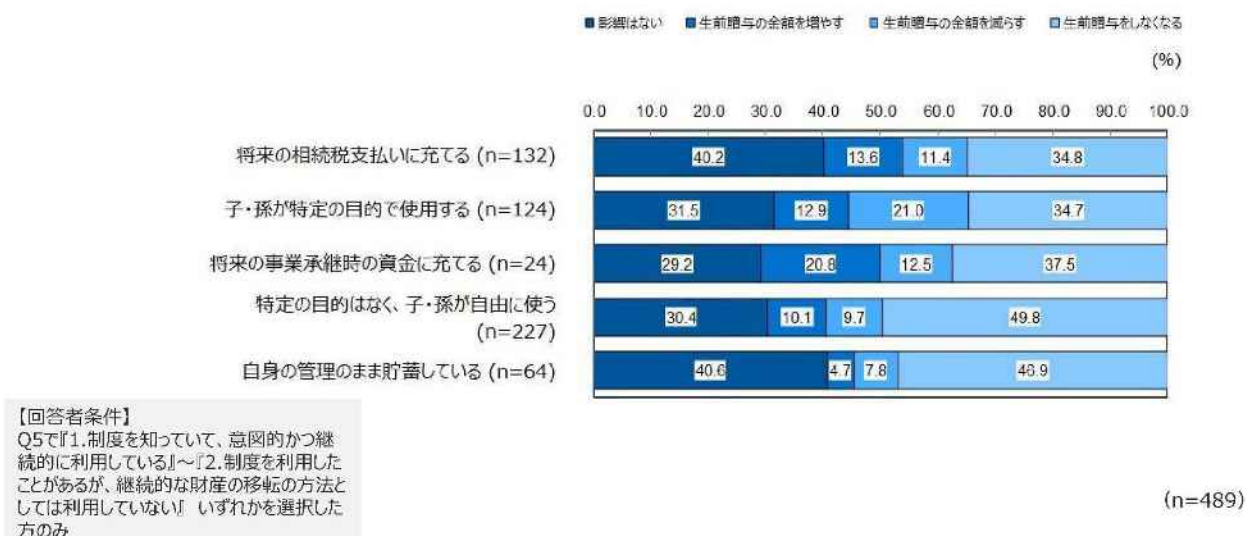


64

暦年贈与使用目的【暦年課税利用者】×相続時精算課税を前提とした場合の生前贈与 回答者条件あり

相続時精算課税制度が前提となる場合の行動変化を暦年課税利用者の使用目的別に見ると、「特定の目的はなく、子・孫が自由に使う」場合には「生前贈与をしなくなる」割合が49.8%と高い。

暦年贈与使用目的【暦年課税利用者】×相続時精算課税を前提とした場合の生前贈与（Q8[複数回答]×Q15）

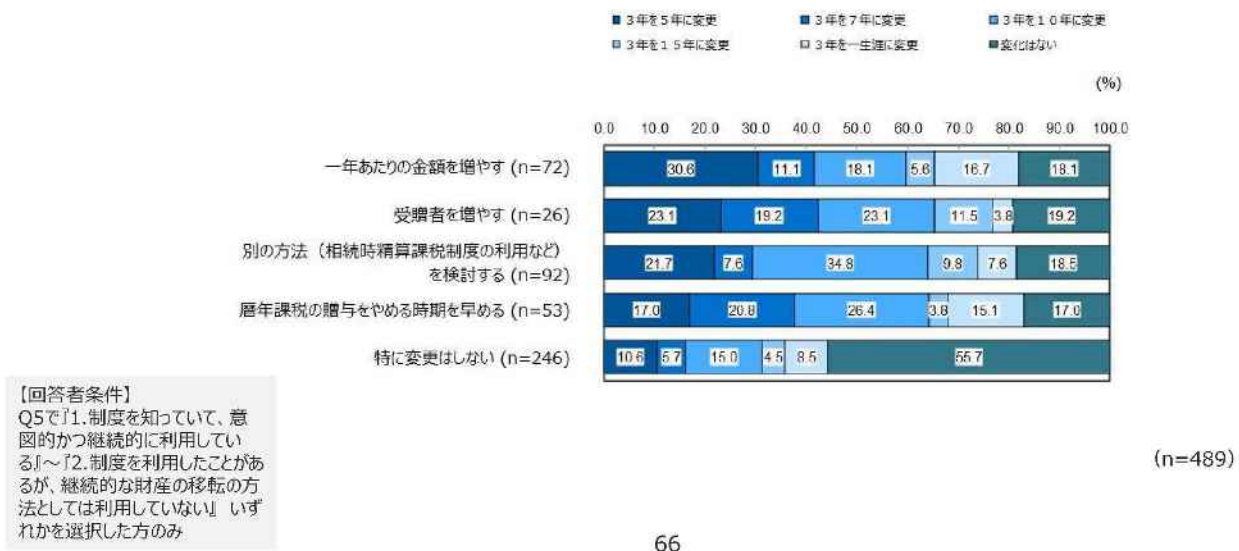


65

生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税利用】×行動変化が生じる生前贈与加算年数 回答者条件あり

「一年あたりの金額を増やす」方は5年が30.6%、7年が11.1%、10年が18.1%である。「暦年課税の贈与をやめる時期を早める」方は5年が17.0%、7年が20.8%、10年が26.4%である。現在暦年制度を利用している方に限った場合、加算年数を長期化することで、財産の早期移転を促進する効果は5年程度で最も反応する。一方で、これまで贈与をしていた方が暦年課税の贈与をやめる時期を早める行動は、10年への変更で最も反応する。

生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税利用】×行動変化が生じる生前贈与加算年数 (Q11×Q19)

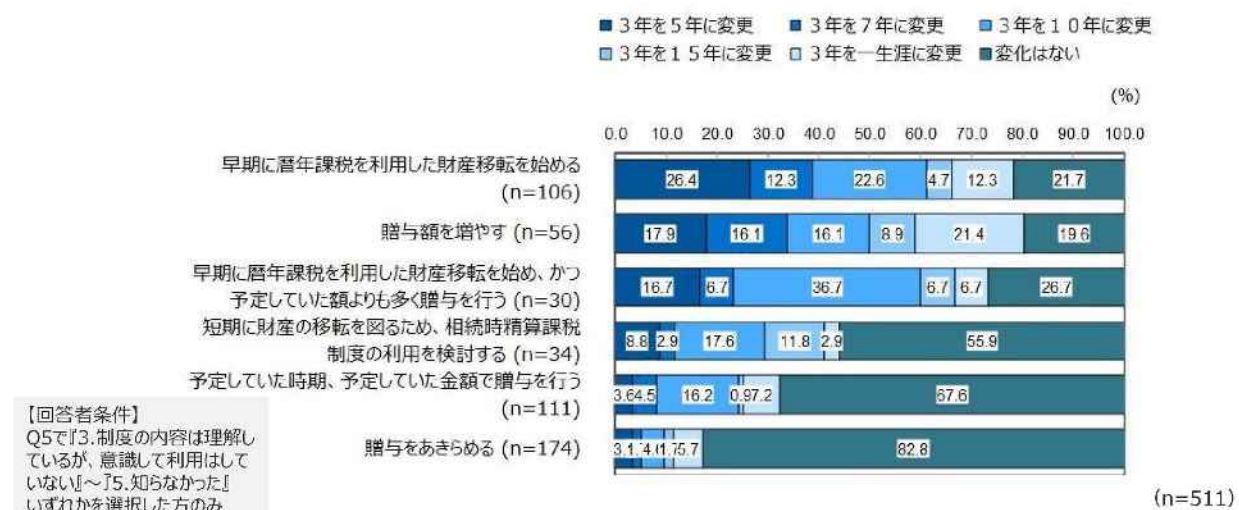


66

生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税非利用者】×行動変化が生じる生前贈与加算年数 回答者条件あり

暦年課税非利用者のうち、生前贈与加算年数長期化時に「早期移転を始める」場合は5年への変更で行動が変わるが26.4%。「早期移転かつ贈与額の増加」の場合は10年への変更で行動が変わるが36.7%。

生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税非利用者】×行動変化が生じる生前贈与加算年数 (Q18×Q19)

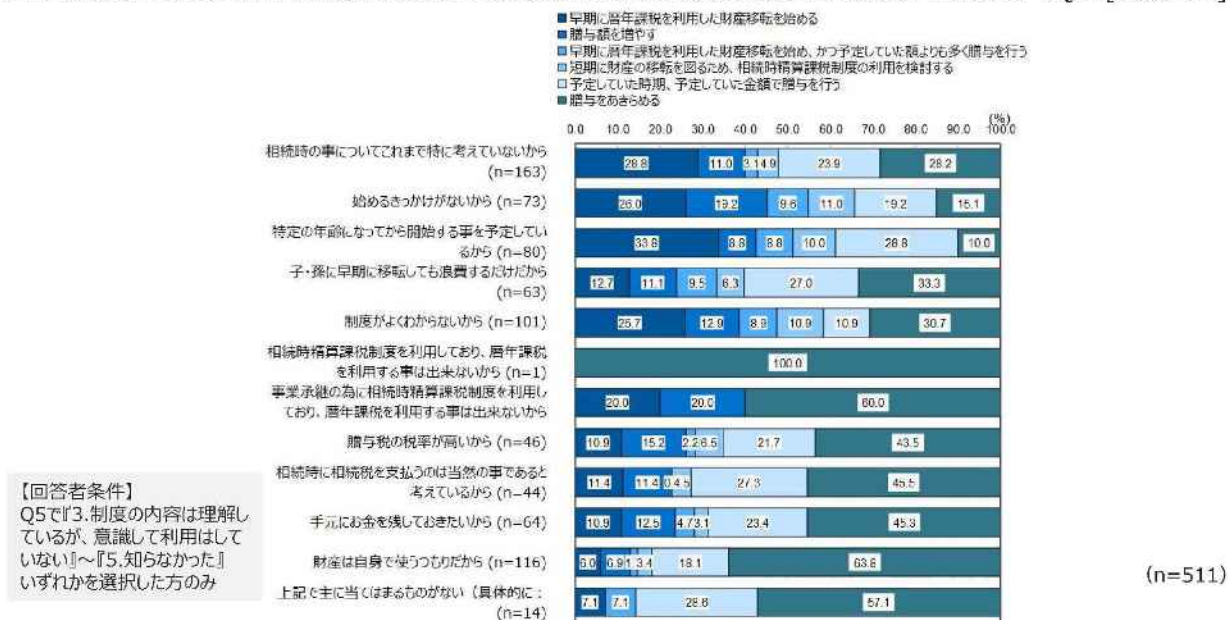


67

暦年課税非利用理由×生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税非利用者】 回答者条件あり

生前贈与加算年数が長期化した場合の行動について、暦年課税を利用しない理由別に見ると、「特定の年齢になってから開始する事を予定しているから」「相続時の事についてこれまで特に考えていないから」「始めるきっかけがないから」「制度がよくわからないから」では、「早期に財産移転を始める」が20%を超え、高い傾向である。

暦年課税非利用理由×生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税非利用者】(Q14[複数回答]×Q18)



68

暦年課税認知・利用状況×生前贈与加算年数長期化時の行動変化×行動変化が生じる生前贈与加算年数【暦年課税利用者】

暦年課税と意図的かつ継続的に利用している場合、生前贈与加算年数長期化時の行動は「金額を増やす」「別の方法を検討する」が比較的多い。また、行動変化が生じる年数が早い。継続的には利用していない場合、「別の方法を検討する」が多く、10年への変更の影響が大きい傾向。

暦年課税認知・利用状況×生前贈与加算年数長期化時の行動変化
×行動変化が生じる生前贈与加算年数【暦年課税利用者】(Q5×Q11×Q19)



69

生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税利用】×行動変化が生じる生前贈与加算年数 回答者条件あり

暦年課税利用者のうち、生前贈与加算年数長期化時の行動（Q11）について、「特に変更はしない」との回答を除いた場合、行動変化が生じる生前贈与加算年数は、10年以内が63.0%を占める。

生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税利用】×行動変化が生じる生前贈与加算年数（Q11×Q19）

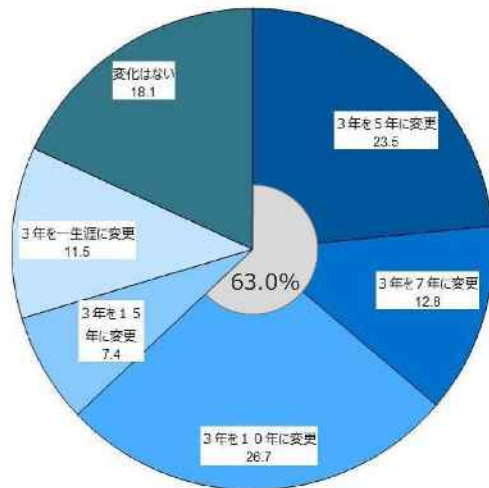
Q11生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税利用】の回答

「一年あたりの金額を増やす」
「受贈者を増やす」
「別の方法（相続時精算課税制度の利用など）を検討する」
「暦年課税の贈与をやめる時期を早める」

【回答者条件】

Q5で「1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している」～「2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない」いずれかを選択した方のみ

■ 3年を5年に変更 ■ 3年を7年に変更 ■ 3年を10年に変更
■ 3年を15年に変更 ■ 3年を生涯に変更 ■ 変化はない



(n=243)

70

生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税非利用者】×行動変化が生じる生前贈与加算年数 回答者条件あり

暦年課税非利用者に対する設問では、生前贈与加算年数長期化時の行動（Q18）が「予定通り」を除いた場合、行動変化が生じる生前贈与加算年数は、10年までの回答合計が、34.5%を占める。

生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税非利用者】×行動変化が生じる生前贈与加算年数（Q18×Q19）

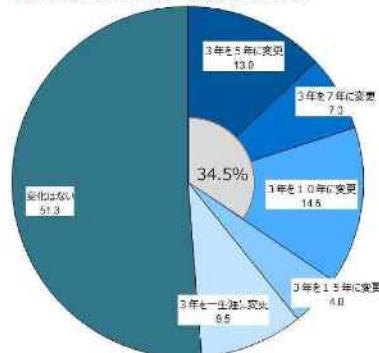
Q18の回答

「早期に暦年課税を利用した財産移転を始める」
「贈与額を増やす」
「早期に暦年課税を利用した財産移転を始め、かつ予定していた額よりも多く贈与を行う」
「短期に財産の移転を図るため、相続時精算課税制度の利用を検討する」
「贈与をあきらめる」

【回答者条件】

Q5で「3.制度の内容は理解しているが、意識して利用していない」～「5.知らなかった」いずれかを選択した方のみ

■ 3年を5年に変更 ■ 3年を7年に変更 ■ 3年を10年に変更
■ 3年を15年に変更 ■ 3年を生涯に変更 ■ 変化はない



(n=400)

71

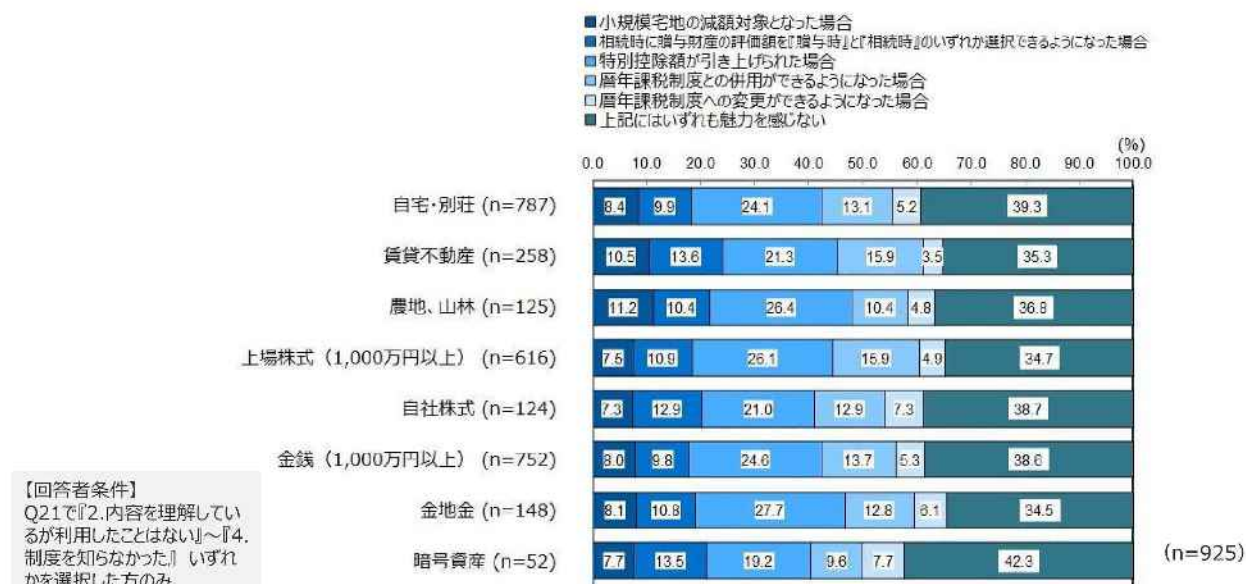
保有財産内容×相続時精算課税制度の魅力的な制度変更【精算課税非利用者】

回答者条件あり

相続時精算課税制度の制度変更に関して、保有財産別の傾向は変わらない。

「相続時に贈与財産の評価額を選択できる」を最も魅力的とする割合は、賃貸不動産不動産保有者、自社株式、暗号資産でやや高めである。

保有財産内容×相続時精算課税制度の魅力的な制度変更【精算課税非利用者】 (Q1[複数回答]×Q24)



72

保有財産内容×相続時精算課税制度の魅力的な制度変更【精算課税非利用者】

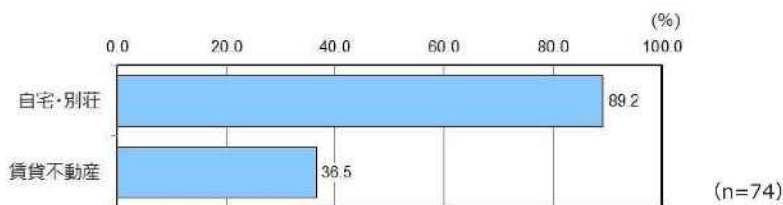
回答者条件あり

相続時精算課税制度の制度変更として「小規模宅地の減税対象」を最も魅力的と回答した人のうち、89.2%は自宅・別荘を保有している。

「相続時に贈与財産の評価額を選択できる」を最も魅力的と回答した人のうち、80.4%が上場株式を保有している。

保有財産内容×相続時精算課税制度の魅力的な制度変更【精算課税非利用者】 (Q1[複数回答]×Q24)

「小規模宅地の減税対象となった場合」回答者のうち以下の財産保有割合



「相続時に贈与財産の評価額を『贈与時』と『相続時』のいずれか選択できるようになった場合」
回答者のうち以下の財産保有割合



【回答者条件】
Q21で『2.内容を理解しているが利用したことはない』～『4.制度を知らなかった』いずれかを選択した方のみ

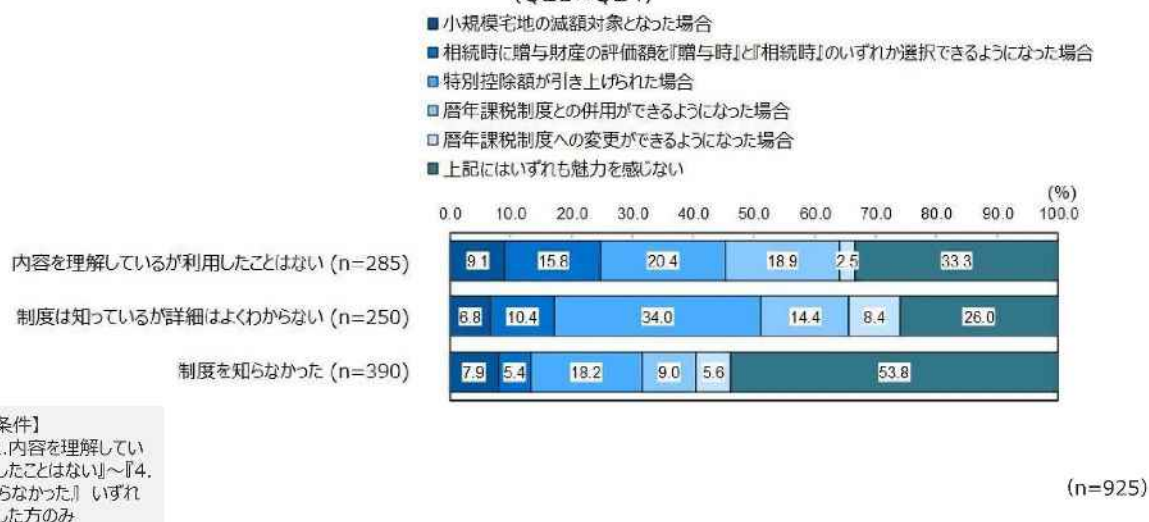
73

相続時精算課税制度認知・利用状況×相続時精算課税制度の魅力的な制度変更【精算課税非利用者】

回答者
条件あり

相続時精算課税制度の魅力的な制度変更について、制度の認知度別に見ると、いずれも、「特別控除額が引き上げられた場合」が最も魅力的との回答。特に「制度は知っているが詳細はよくわからない」場合、特別控除額の引き上げ、との回答が34.0%。「内容を理解しているが利用したことはない」層では、特別控除額の引き上げ（20.4%）、暦年課税制度との併用（18.9%）、評価額の選択（15.8%）の順。

相続時精算課税制度認知・利用状況×相続時精算課税制度の魅力的な制度変更【精算課税非利用者】 (Q21×Q24)



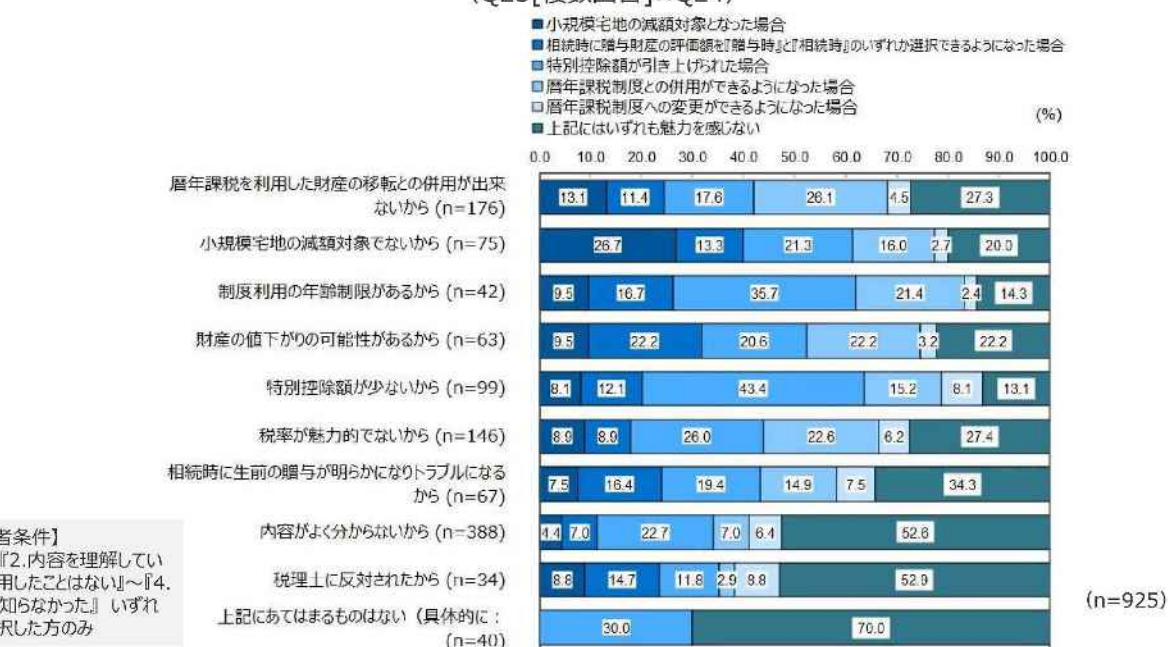
74

相続時精算課税制度非利用理由×相続時精算課税制度の魅力的な制度変更【精算課税非利用者】

回答者条件
あり

相続時精算課税制度を利用しない理由を「制度」にあると回答した場合、これを解消する制度変更の施策を魅力的とする回答の割合が高い（例：「小規模宅地の減額対象ではないから」を選択して、「小規模宅地の減額対象となった場合」を選択）

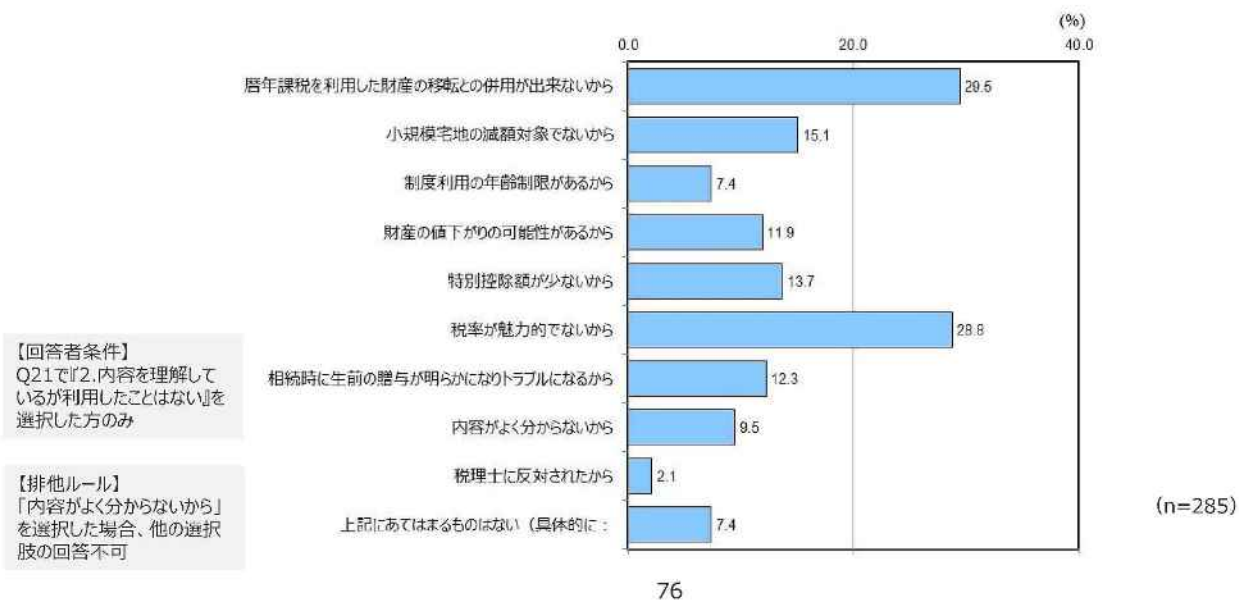
相続時精算課税制度非利用理由×相続時精算課税制度の魅力的な制度変更【精算課税非利用者】 (Q23[複数回答]×Q24)



75

Q21で相続時精算課税制度の「内容を理解しているが利用したことはない」と回答した人の利用しない理由は、「暦年課税との併用ができないから」が29.5%と最も多く、次に「税率が魅力的でないから」が28.8%。

相続時精算課税制度認知・利用状況×相続時精算課税制度非利用理由【精算課税非利用者】
(Q21×Q23[複数回答])



年代別

年代別クロス集計サマリ

年代別のクロス集計によって特徴的な点は以下の通り。

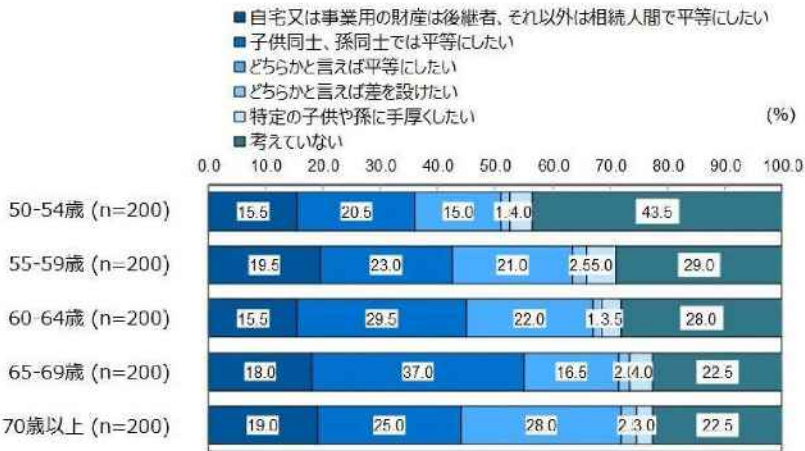
年代別	相続対策の実態	年齢が上がるほど相続対策を検討している割合が高まる。 ただし、70代以上でも約30%は相続対策を検討していない。（QuotaAny×Q3[複数回答]）
	暦年課税制度の利用実態・利用意向	暦年課税制度の意図的かつ継続的な利用は、55-59歳以降、年齢が上がるほど上昇する。 ただし、65歳以上でも約10%は制度を知らない状況である。（QuotaAny×Q5）
		暦年課税利用者の継続意向は、年代による差はあまり見られない。（QuotaAny×Q9） 暦年課税利用者の制度変更時の行動は、年齢が上がるほど変化がない割合が高い傾向。 （QuotaAny×Q11,12,13）
		暦年課税を利用しない理由が「財産は自身で使うつもりだから」である割合は、年齢が低いほど高い。 QuotaAny×Q14[複数回答]) 暦年課税非利用者の制度変更時の行動は、年代による顕著な差は見られない。 （QuotaAny×Q18,20）
	相続時精算課税の認知度・利用意向	相続時精算課税制度を知らない割合は50-54歳で最も高いが、55歳以上の認知状況にあまり大きな差はない。（QuotaAny×Q21） 年齢が高いほど、暦年課税との併用ができないことを理由に相続時精算課税制度を利用しない割合が高い。（QuotaAny×Q23[複数回答]） 相続時精算課税制度の魅力的な制度変更施策は、どの年代でも「特別控除額の引き上げ」が最も高い。（QuotaAny×Q24）

78

年代×財産配分意向

どの年代でも財産の配分において差を設けたい割合は低く、平等志向である。
50-54歳では「考えていない」割合が高いものの、55歳以上では何らかの意向がある割合が高くなる。

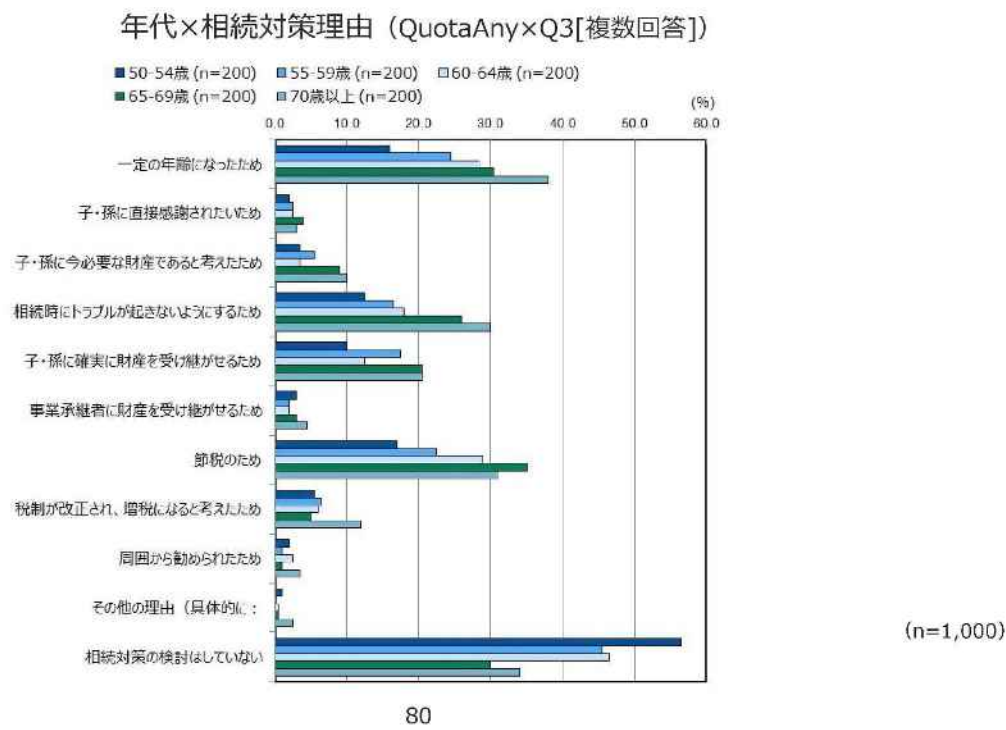
年代×財産配分意向（QuotaAny×Q2）



(n=1,000)

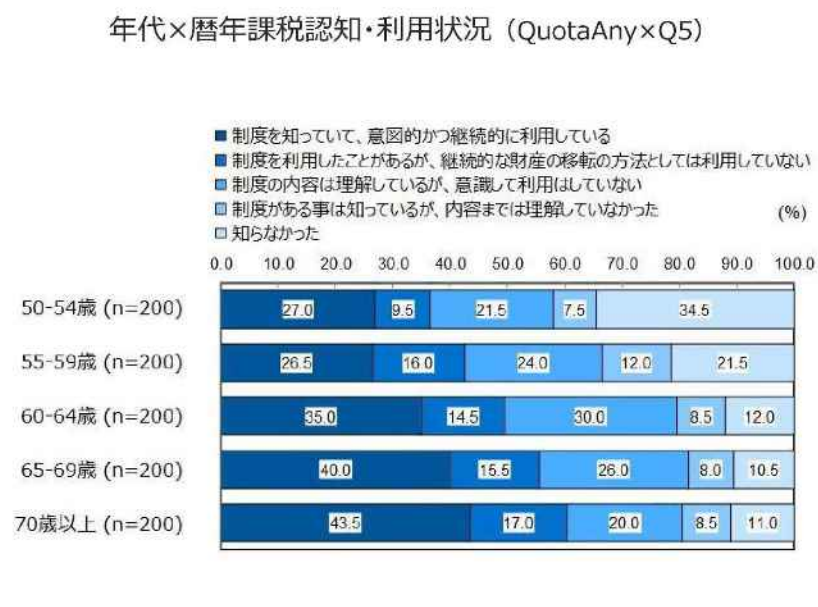
年代×相続対策理由

年齢が低いほど相続対策の検討をしていない傾向。
年齢や相続トラブル回避、節税、を理由とした相続対策の割合は、年齢が上がるにつれて高まる。



年代×暦年課税認知・利用状況

利用経験のうち、特に「意図的かつ継続的な利用」は55-59歳以降、年齢が上がるほど上昇する。
暦年課税を「知らなかった」という回答は50-54歳では34.5%である。年齢が上がるほど認知度は高まるが、具体的な相続対策を始めるような65歳以上でも約10%は制度を知らない状況である。

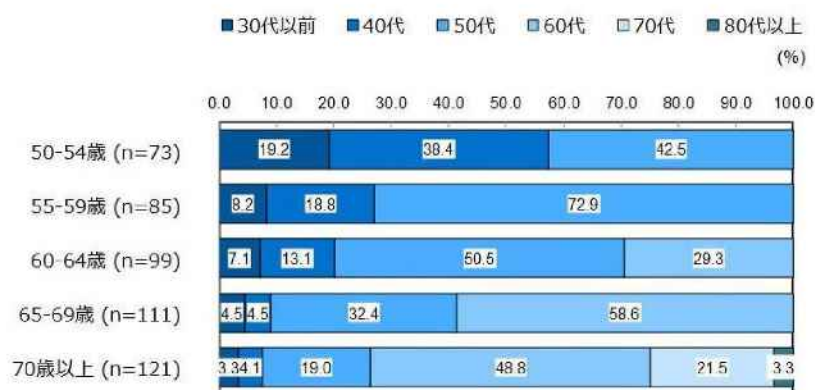


年代×暦年課税開始年齢【暦年課税利用者】

回答者条件あり

暦年課税を利用した財産の移転の開始時期は、70歳以上を見ると60代が最も多い。

年代×暦年課税開始年齢【暦年課税利用者】（QuotaAny×Q6）



【回答者条件】

Q5で『1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している』『2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない』いずれかを選択した方のみ

(n=489)

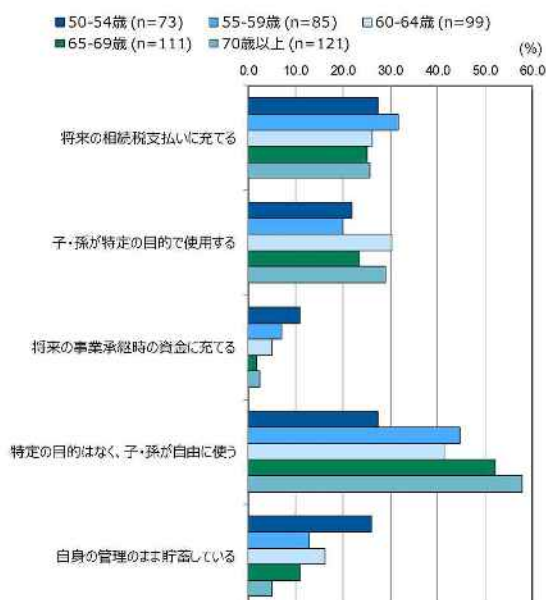
82

年代×暦年贈与使用目的【暦年課税利用者】

回答者条件あり

贈与財産を「特定の目的はなく、子・孫が自由に使う」とする割合は年齢が上がるほど高い。一方、事業承継の資金や貯蓄とする割合は50-54歳が最も高い。

年代×暦年贈与使用目的【暦年課税利用者】（QuotaAny×Q8[複数回答]）



【回答者条件】

Q5で『1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している』『2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない』いずれかを選択した方のみ

(n=489)

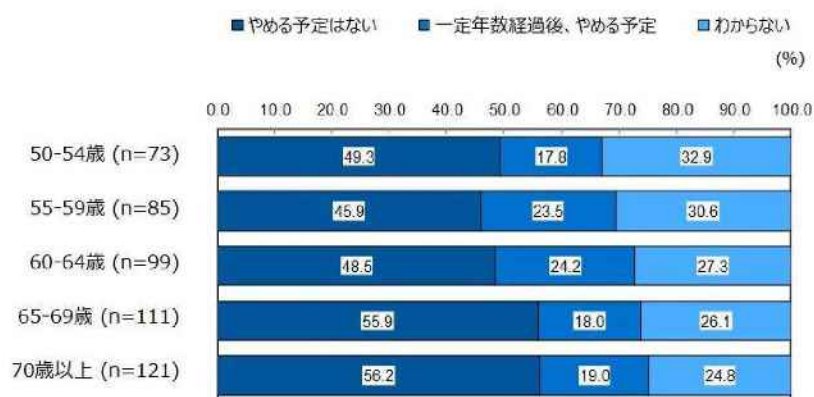
83

年代×暦年課税継続意向【暦年課税利用者】

回答者条件あり

暦年課税を利用した財産の移転の継続意向には、どの年齢区分においても、「やめる予定はない」が最も多い回答となった。

年代×暦年課税継続意向【暦年課税利用者】（QuotaAny×Q9）



【回答者条件】

Q5で「1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している」～「2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない」いずれかを選択した方のみ

(n=489)

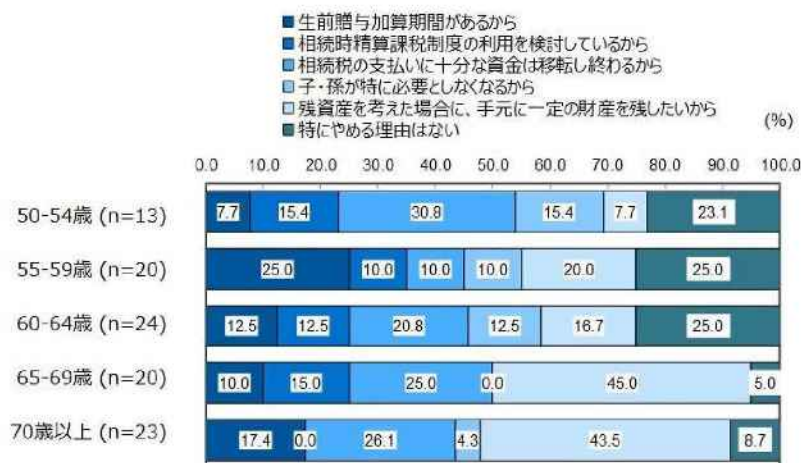
84

年代×暦年課税中止理由【暦年課税利用者】

回答者条件あり

暦年課税を利用した財産の移転をやめる場合の理由として、65歳以上では「手元に一定の財産を残したいから」の割合が最も高い。

年代×暦年課中止理由【暦年課税利用者】（QuotaAny×Q10）



【回答者条件】

Q9で「2.一定年数経過後、やめる予定」を選択した方のみ

(n=100)

85

年代×生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税利用者】

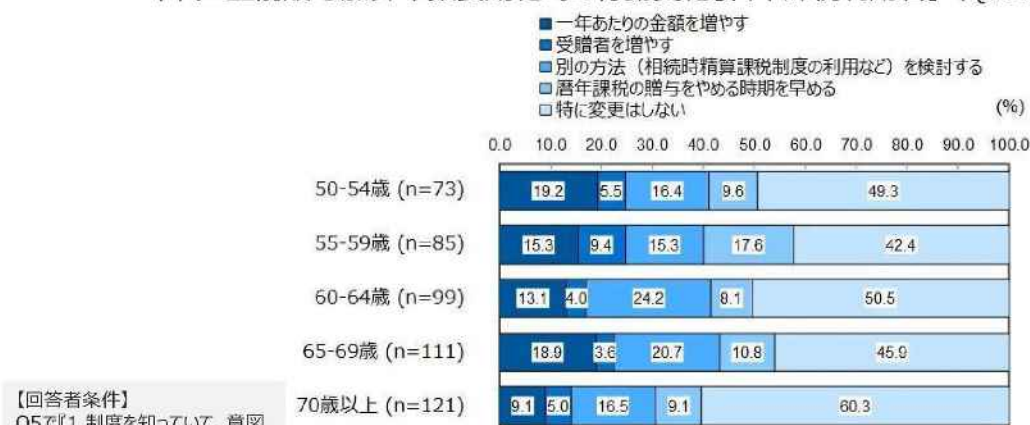
回答者条件あり

暦年課税利用者のうち、生前贈与加算年数長期化時の行動を年代別に見ると、どの年代も、「特に変更はしない」が最も高い割合を占める。

60代は「別の方法を検討する」が他の年代よりやや多く、70歳以上は「一年あたりの金額を増やす」が少ない傾向。

「一年あたりの金額を増やす」と「受贈者を増やす」の合計は50～54歳で24.7%、55～59歳で24.7%、60～64歳で17.1%。65～69歳で22.5%。

年代×生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税利用者】（QuotaAny×Q11）



【回答者条件】
Q5で『1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している』～『2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない』いずれかを選択した方のみ

(n=489)

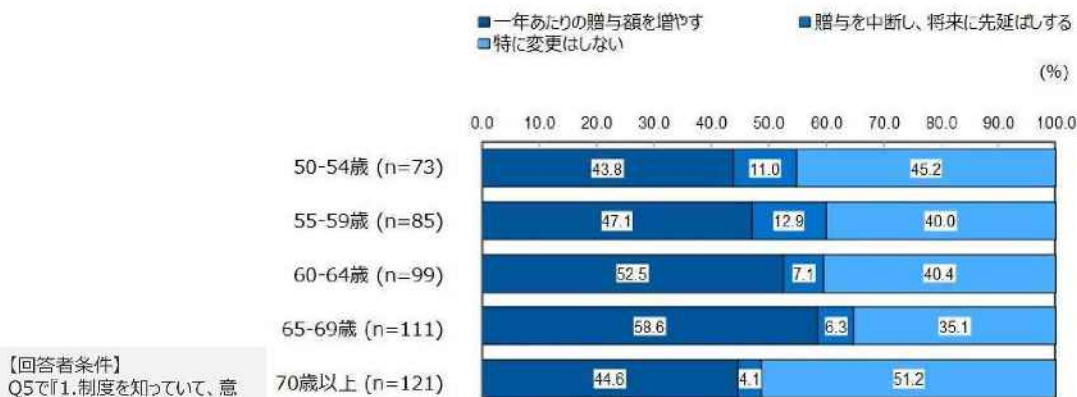
86

年代×暦年課税基礎控除額増額時の行動変化【暦年課税利用者】

回答者条件あり

暦年課税利用者のうち、基礎控除額を増額した場合に60代では「贈与額を増やす」が過半数を超える。「贈与を中断し、将来に先延ばしにする」は年齢が低いほど割合が高い傾向。

年代×暦年課税基礎控除額増額時の行動変化【暦年課税利用者】（QuotaAny×Q12）



【回答者条件】
Q5で『1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している』～『2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない』いずれかを選択した方のみ

(n=489)

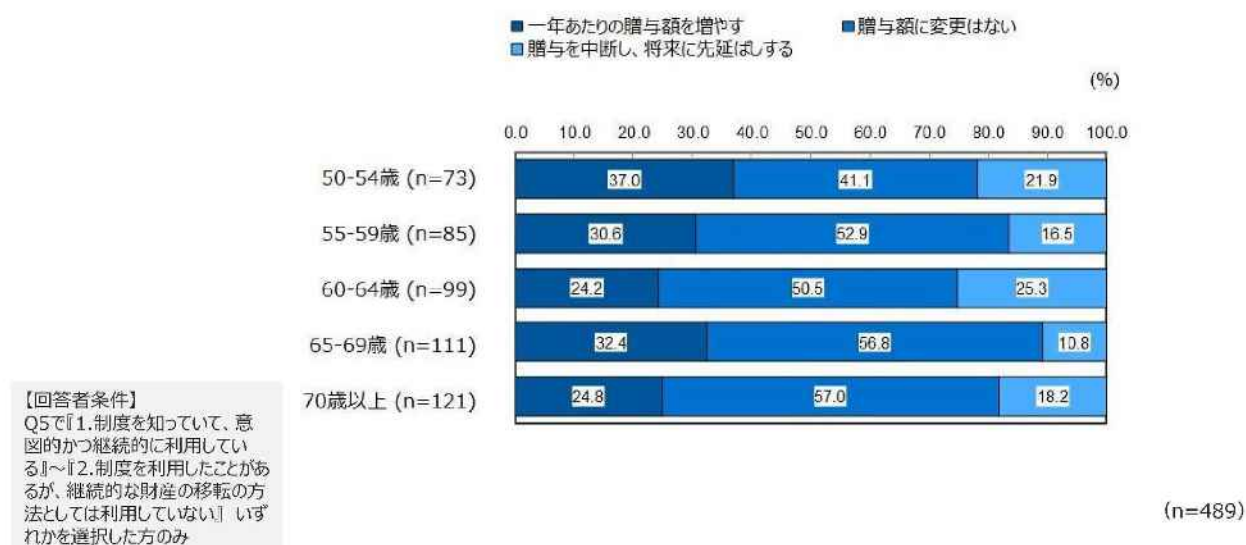
87

年代×贈与税率引き下げ時の行動変化【暦年課税利用者】

回答者条件あり

贈与税率を引き下げる場合、「贈与額を増やす」は50-54歳で最も高い。
「贈与額に変更はない」は年齢が上がるほど高い割合。

年代×贈与税率引き下げ時の行動変化【暦年課税利用者】（QuotaAny×Q13）



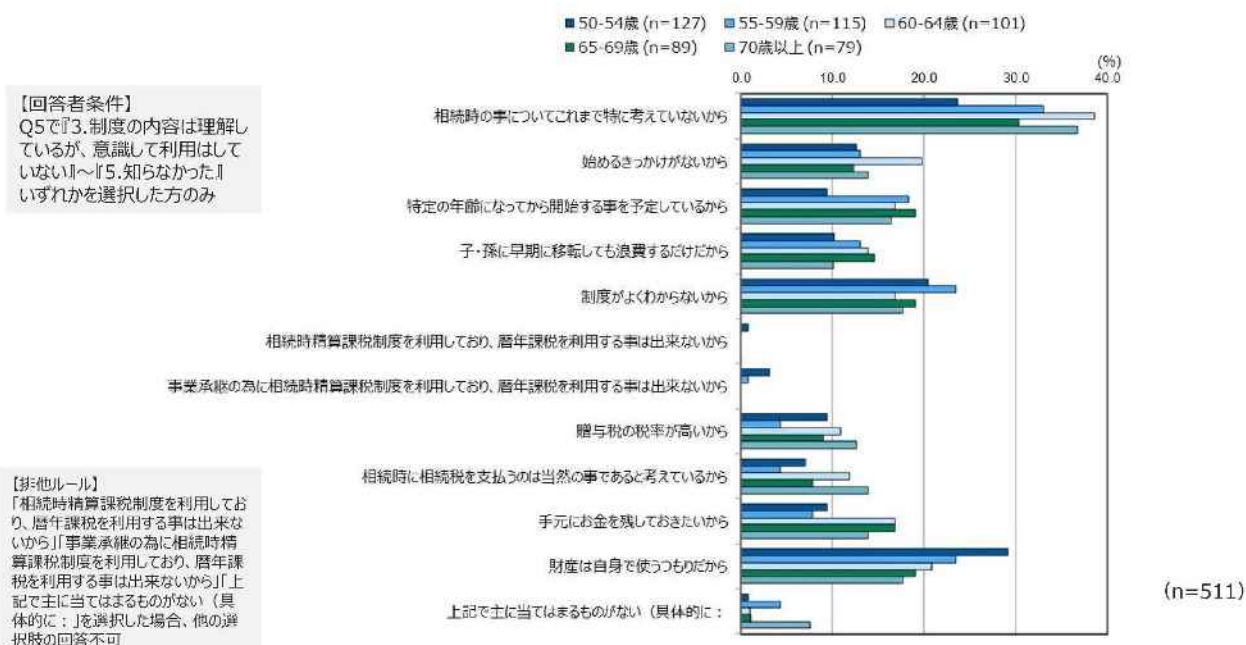
88

年代×暦年課税非利用理由【暦年課税非利用者】

回答者条件あり

暦年課税を利用しない理由は、50-54歳では「財産は自身で使うつもりだから」が最も多く、他の年代では「相続時の事についてこれまで特に考えていないから」が最も多い。

年代×暦年課税非利用理由【暦年課税非利用者】（QuotaAny×Q14[複数回答]）



89

年代×相続時精算課税を前提とした場合の生前贈与

相続時精算課税が前提となった場合の生前贈与は、「影響はない」がどの年代でも最も高い。
また、「生前贈与をしなくなる」との回答も、どの年代でも30%以上存在。

年代×相続時精算課税を前提とした場合の生前贈与（QuotaAny×Q15）



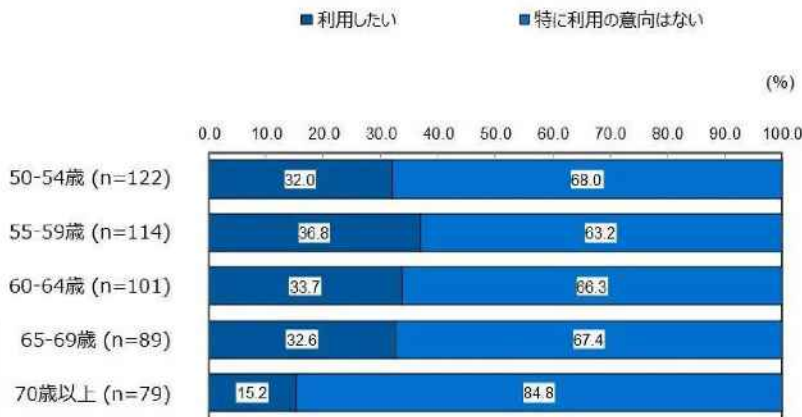
(n=1,000)

年代×暦年課税利用意向【暦年課税非利用者】

回答者条件あり

暦年課税非利用者の今後の利用意向は、70歳以上が最も低い。

年代×暦年課税利用意向【暦年課税非利用者】（QuotaAny×Q16）



(n=515)

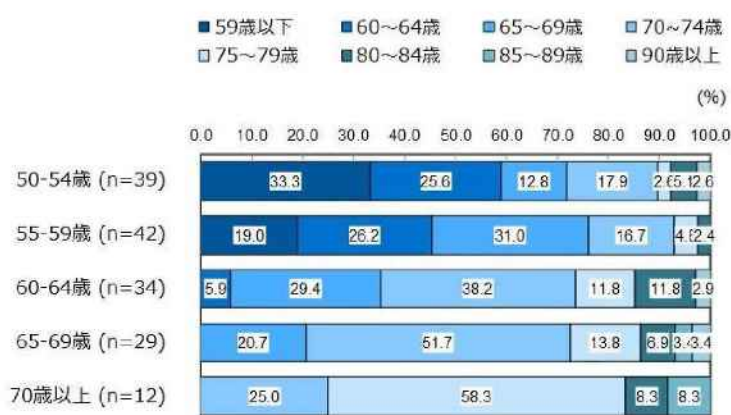
【回答者条件】
Q14で『6.相続時精算課税制度を利用しており、暦年課税を利用する事は出来ないから』～『7.事業承継の為に相続時精算課税制度を利用しており、暦年課税を利用する事は出来ないから』どれも選択しなかった方のみ

年代×暦年課税開始想定年齢【暦年課税非利用者】

回答者条件あり

暦年課税の利用意向がある層の開始想定年齢を年代別に見ると、各年代で現在の年齢+20歳未満の想定が大半を占める。

年代×暦年課税開始想定年齢【暦年課税非利用者】（QuotaAny×Q17）



【回答者条件】
Q16で『1.利用したい』を選択した方のみ

(n=156)

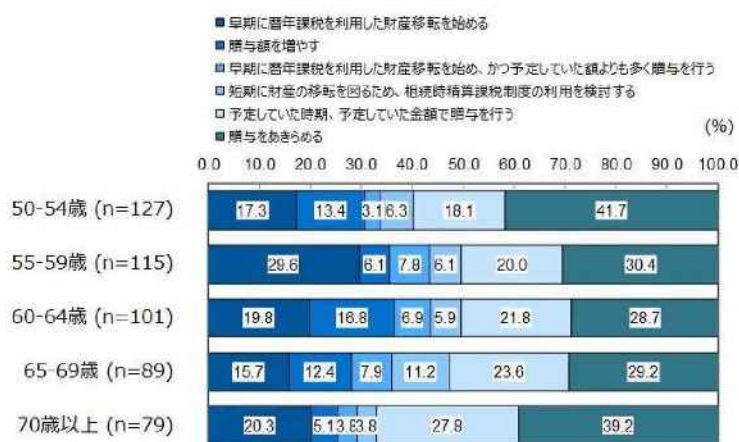
92

年代×生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税非利用者】

回答者条件あり

暦年課税非利用者のうち、生前贈与加算年数長期化時の行動を年代別に見ると、50-54歳は「贈与をあきらめる」が41.7%、55-59歳は「早期に財産移転を始める」が29.6%と他年代より多い傾向。

年代×生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税非利用者】（QuotaAny×Q18）



【回答者条件】
Q5で『3.制度の内容は理解しているが、意識して利用はしていない』『5.知らなかった』いずれかを選択した方のみ

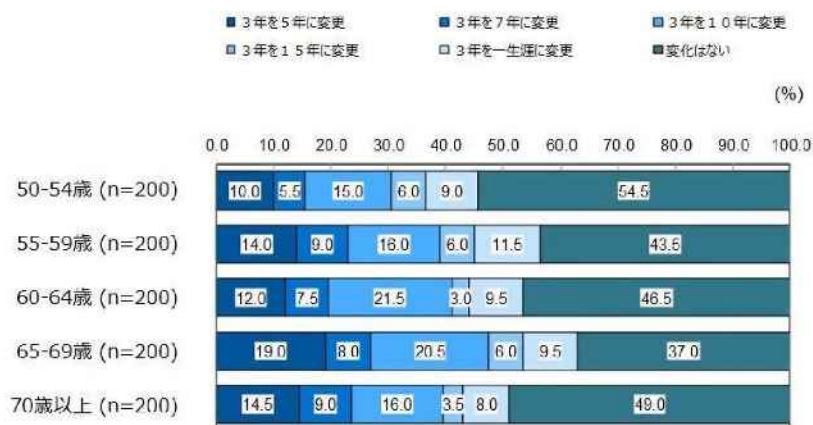
(n=511)

93

年代×行動変化が生じる生前贈与加算年数

生前贈与加算年数が長期化する場合、どの年代も「変化はない」との回答が最も多い。
何らかの行動変化が生じるとする割合は、どの年代も「3年を10年に変更」とした場合が最も多い。10年までの年数変更で、過半数をカバーする。

年代×行動変化が生じる生前贈与加算年数 (QuotaAny×Q19)



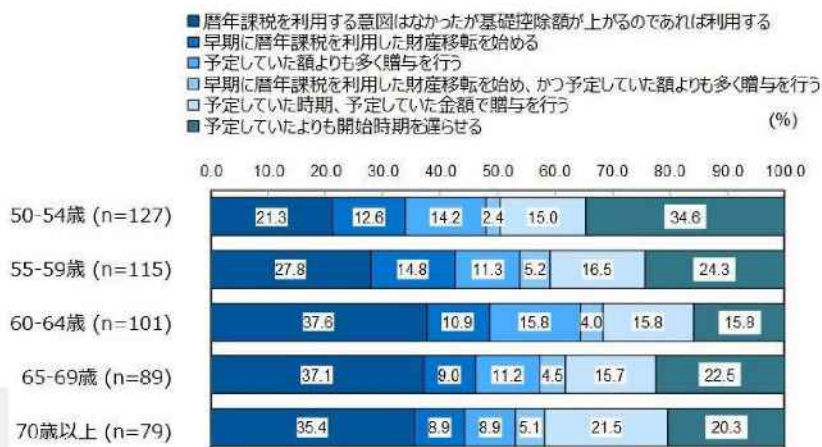
(n=1,000)

年代×暦年課税基礎控除額増額時の行動変化【暦年課税非利用者】

回答者条件あり

暦年課税非利用者のうち、基礎控除額が増額した場合に「開始時期を遅らせる」は年齢が低いほど割合が高い傾向。

年代×暦年課税基礎控除額増額時の行動変化【暦年課税非利用者】 (QuotaAny×Q20)



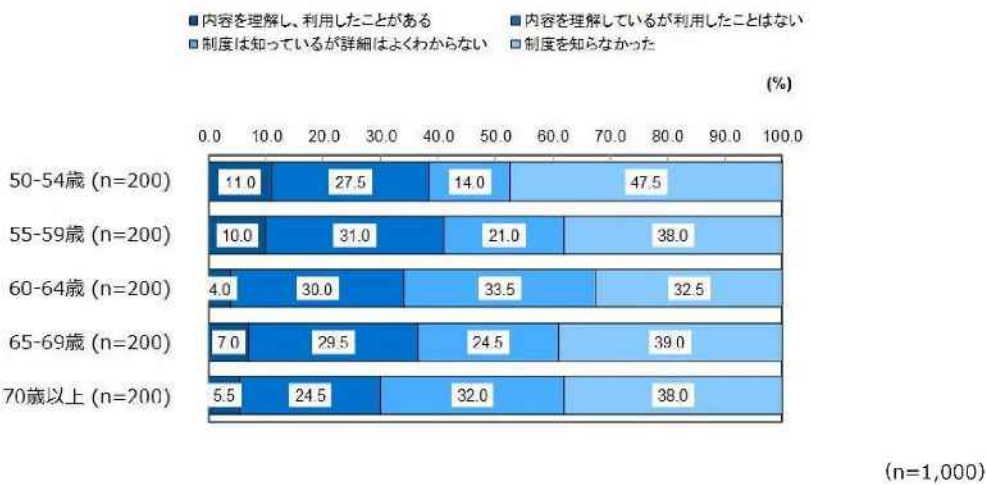
【回答者条件】
Q5で「3. 制度の内容は理解しているが、意識して利用はしていない」～「5. 知らなかった」いずれかを選択した方のみ

(n=511)

年代×相続時精算課税制度認知・利用状況

相続時精算課税制度を知らない割合は50-54歳で最も高いが、55歳以上の認知状況はあまり大きな差はない。

年代×相続時精算課税制度認知・利用状況（QuotaAny×Q21）

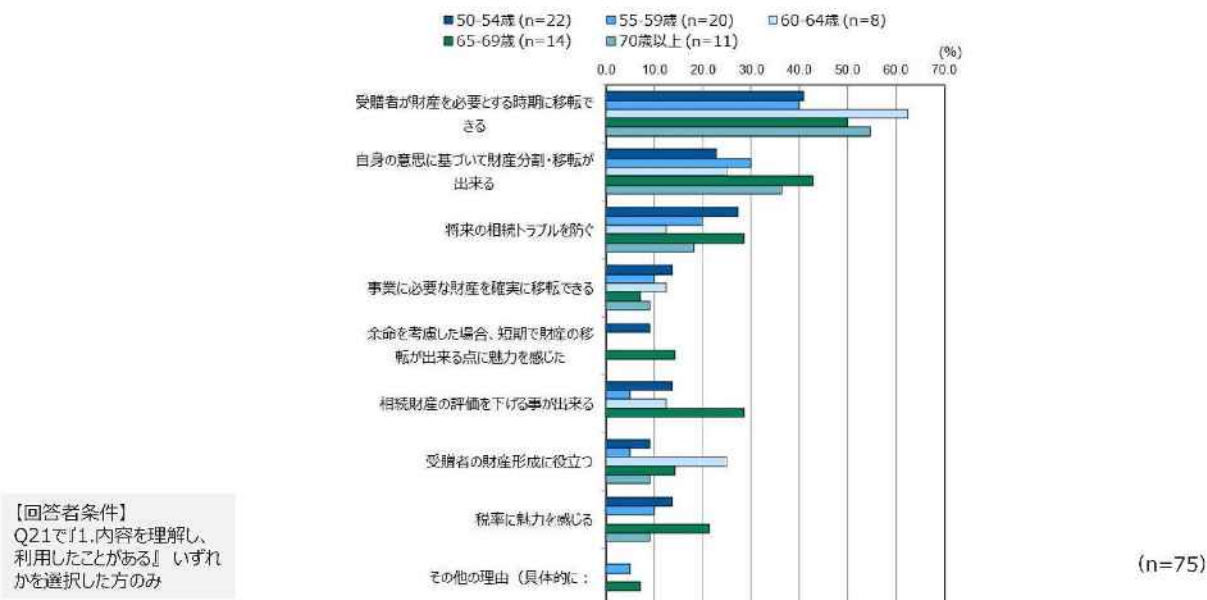


年代×相続時精算課税制度利用理由【精算課税利用者】

回答者条件あり

相続時精算課税制度を利用する理由は、年齢に関わらず「受贈者が必要とする時期に移転できる」「自身の意思に基づいて財産分割・移転ができる」の割合が高い。

年代×相続時精算課税制度利用理由【精算課税利用者】（QuotaAny×Q21[複数回答]）



年代×相続時精算課税制度非利用理由【精算課税非利用者】

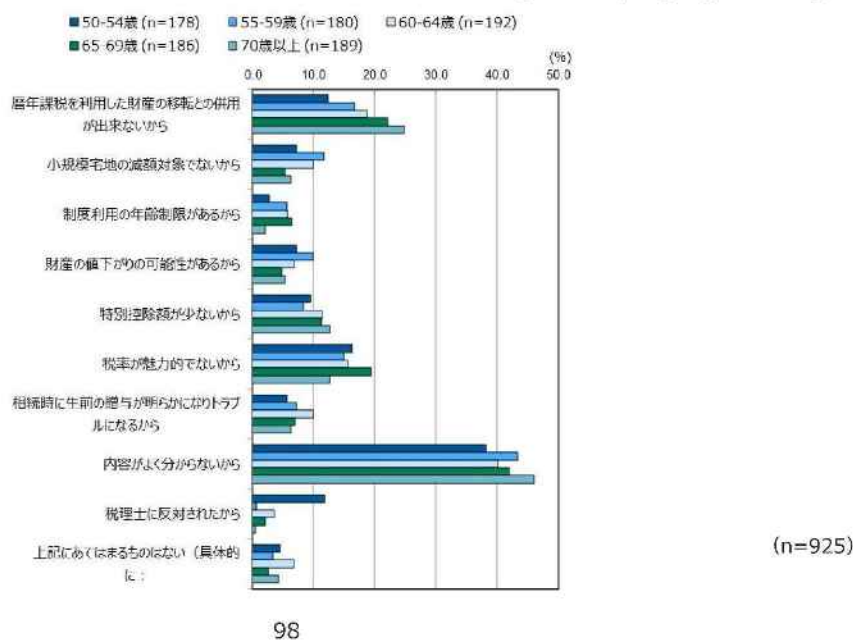
回答者条件あり

年齢が高いほど、暦年課税との併用ができないことを理由に相続時精算課税制度を利用しない割合が高い。

年代×相続時精算課税制度非利用理由【精算課税非利用者】（QuotaAny×Q23[複数回答]）

【回答者条件】
Q21で『2.内容を理解しているが利用したことはない』～『4.制度を知らなかった』いずれかを選択した方のみ

【排除ルール】
「内容がよく分からないから」を選択した場合、他の選択肢の回答不可



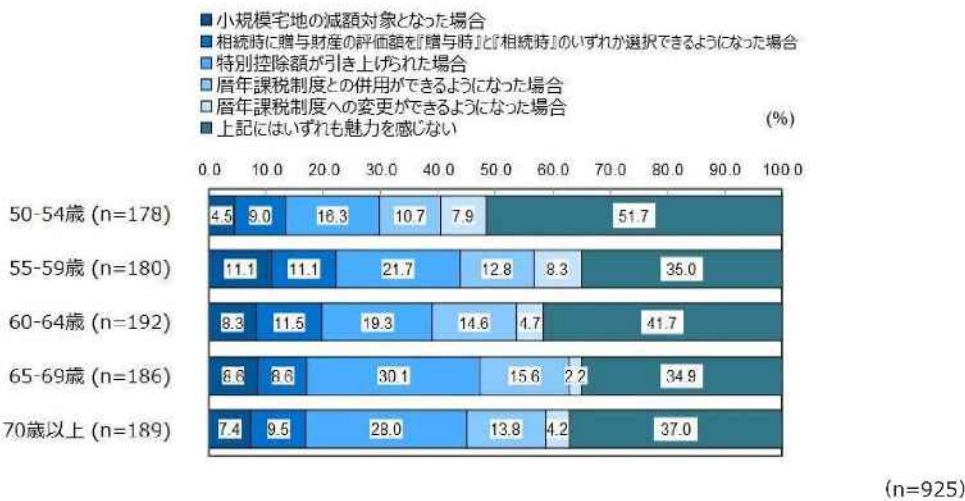
年代×相続時精算課税制度の魅力的な制度変更【精算課税非利用者】

回答者条件あり

相続時精算課税制度の魅力的な制度変更施策は、どの年代でも「特別控除額の引き上げ」が最も高い。

年代×相続時精算課税制度の魅力的な制度変更【精算課税非利用者】（QuotaAny×Q24）

【回答者条件】
Q21で『2.内容を理解しているが利用したことはない』～『4.制度を知らなかった』いずれかを選択した方のみ



保有金融資産額別クロス集計サマリ

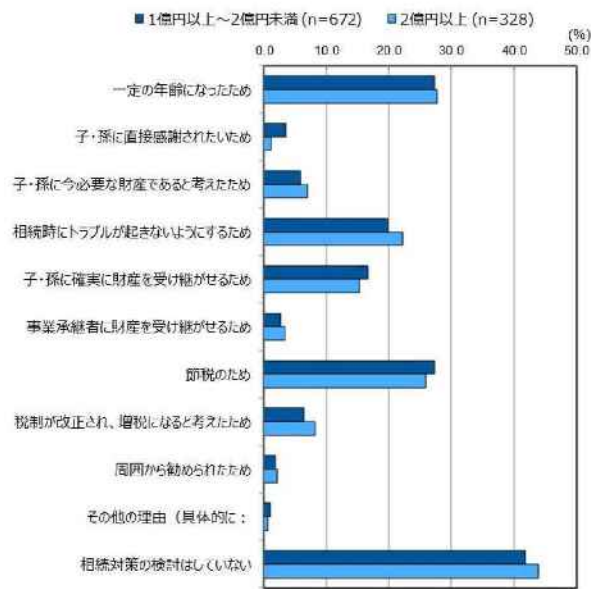
保有金融資産額別のクロス集計について特徴的な点は以下の通り。

保有金融資産額別	相続対策の実態	保有金融資産額1億円以上～2億円未満、2億円以上のどちらでも相続対策をしていない割合が40%以上存在し、あまり差は見られない。(SC×Q3 [複数回答])
	暦年課税制度の利用実態・利用意向	暦年課税の利用実態に保有金融資産額別の差は見られない。(SC×Q5)
		暦年課税を利用した贈与額が基礎控除額以下の割合は、保有金融資産額1億円以上～2億円未満の方が2億円以上より高い。(SC×Q7) 暦年課税を利用した贈与財産の使用目的が相続税支払いである割合は、保有金融資産額2億円以上の方が高い。(SC×Q8[複数回答])
		暦年課税の制度変更時の行動は、保有金融資産額による顕著な差は見られない。(SC×Q11,18,19)

保有金融資産額×相続対策理由

保有金融資産額が1億円以上～2億円未満、2億円以上のどちらでも「相続対策をしていない」割合が40%以上である。

保有金融資産額×相続対策理由（SC×Q3 [複数回答]）

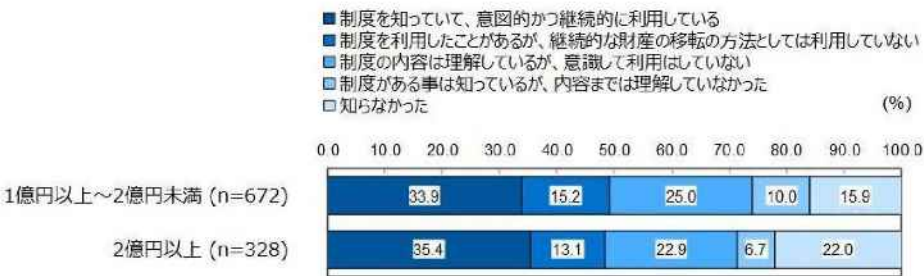


(n=1,000)

保有金融資産額×暦年課税認知・利用状況

保有金融資産額1億円以上～2億円未満、2億円以上どちらでも暦年課税を利用している割合は合計約50%。

保有金融資産額×暦年課税認知・利用状況（SC×Q5）



(n=1,000)

保有金融資産額×暦年課税贈与額/年・人【暦年課税利用者】

回答者条件あり

暦年課税を利用した相続人一人・1年当たりの贈与額が110万円以下の割合は、保有金融資産額1億円以上～2億円未満では68.2%、2億円以上では59.1%。

保有金融資産額×暦年課税贈与額/年・人【暦年課税利用者】（SC×Q7）



【回答者条件】

Q5で『1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している』『2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない』いずれかを選択した方のみ

(n=489)

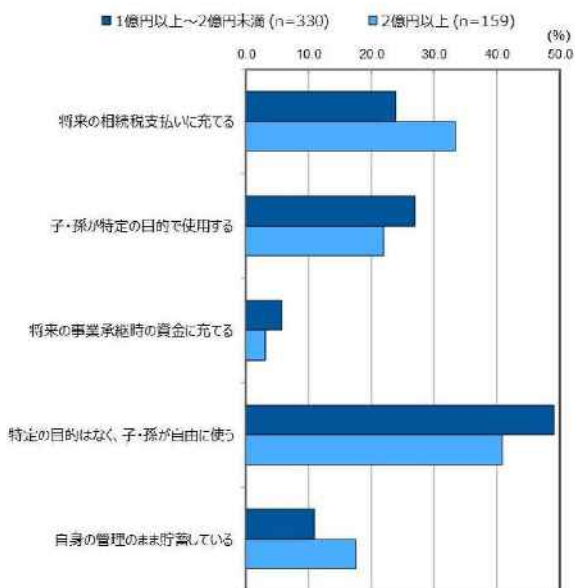
104

保有金融資産額×暦年贈与使用目的【暦年課税利用者】

回答者条件あり

暦年贈与を利用した財産の使用目的は、保有金融資産が2億円以上では、1億円以上～2億円未満に比べて「将来の相続税の支払いに充てる」「自身の管理のまま貯蓄している」の割合が高い。

保有金融資産額×暦年贈与使用目的【暦年課税利用者】（SC×Q8[複数回答]）



【回答者条件】

Q5で『1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している』『2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない』いずれかを選択した方のみ

(n=489)

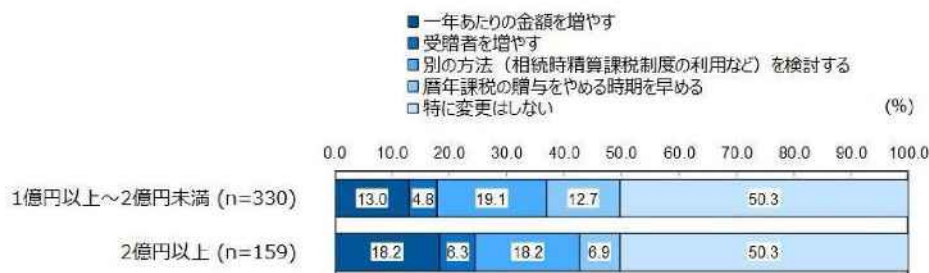
105

保有金融資産額×生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税利用者】

回答者
条件あり

生前贈与加算年数が長期化した場合の暦年課税利用者の行動変化を保有金融資産額別に見ると、1億円以上～2億円未満、2億円以上どちらでも「特に変更はしない」が50.3%。「一年あたりの金額を増やす」は1億円以上～2億円未満で13.0%、2億円以上で18.2%。

保有金融資産額×生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税利用者】（SC×Q11）



【回答者条件】

Q5で「1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している」～「2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない」いずれかを選択した方のみ

(n=489)

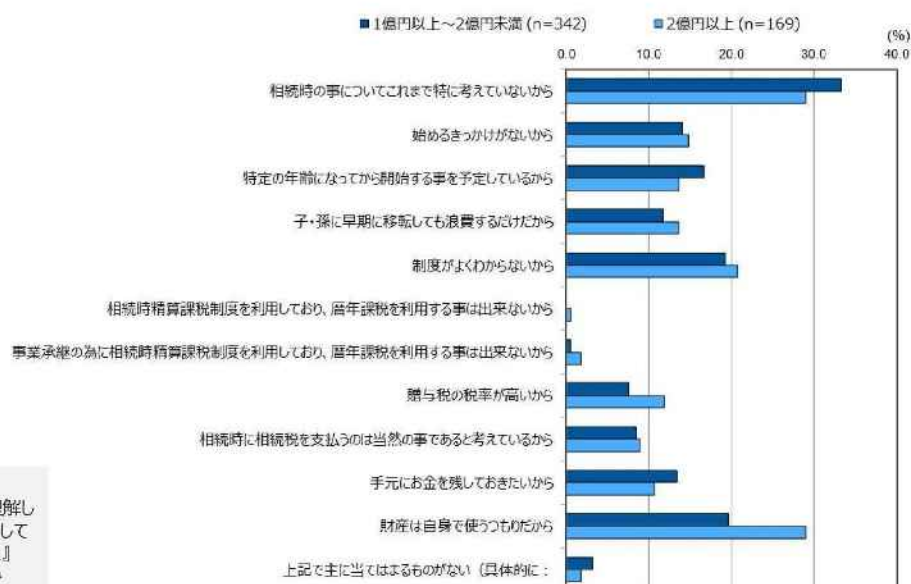
106

保有金融資産額×暦年課税非利用理由【暦年課税非利用者】

回答者条件あり

暦年課税を利用した財産の移転をしていない理由は、保有金融資産2億円以上では「財産は自身で使うつもりだから」が約30%であり、1億円以上～2億円未満より約10%高い。

保有金融資産額×暦年課税非利用理由【暦年課税非利用者】（SC×Q14[複数回答]）



【回答者条件】

Q5で「3.制度の内容は理解しているが、意識して利用していない」～「5.知らなかった」いずれかを選択した方のみ

(n=511)

107

保有金融資産額×生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税非利用者】

回答者
条件あり

生前贈与加算年数が長期化した場合の暦年課税非利用者の行動変化を保有金融資産額別に見ると、1億円以上～2億円未満、2億円以上どちらでも「贈与をあきらめる」が最も多く、次いで「予定した時期・金額で行う」「早期に始める」が多い。

保有金融資産額×生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税非利用者】（SC×Q18）



【回答者条件】
Q5で『3. 制度の内容は理解しているが、意識して利用はしていない』～『5. 知らなかった』いずれかを選択した方のみ

(n=511)

108

保有金融資産額×行動変化が生じる生前贈与加算年数

自身の行動が変わると思う生前贈与加算年数の長期化は、1億円以上～2億円未満、2億円以上どちらでも「変化はない」が最も多く、行動変化がある場合は10年以内への変更が合計約40%を占める。

保有金融資産額×行動変化が生じる生前贈与加算年数（SC×Q19）



(n=1,000)

109

保有財産内容別クロス集計サマリ

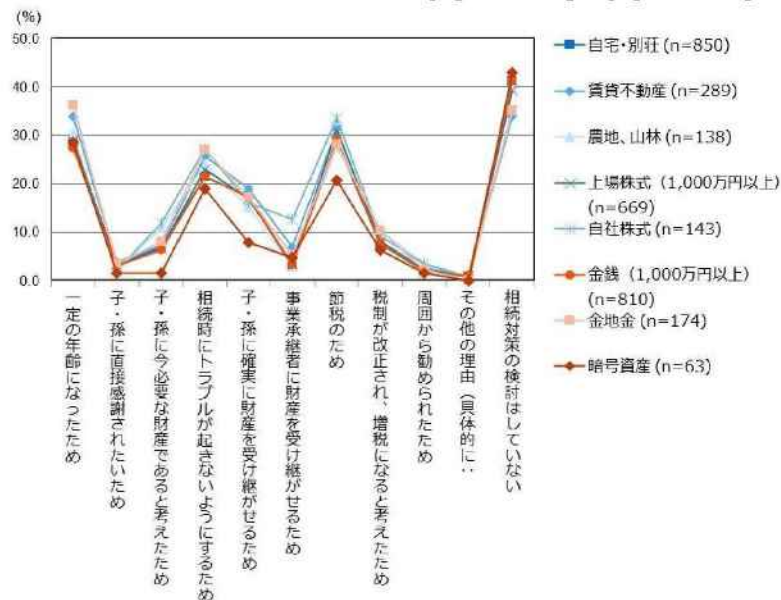
保有財産内容別のクロス集計について特徴的な点は以下の通り。

保有財産別	相続対策の実態	相続対策を始めた理由には保有財産内容別の顕著な差は見られない。 (Q1[複数回答]×Q3[複数回答])
	暦年課税制度の利用実態・利用意向	暦年課税制度を理解していて、意図的かつ継続的に利用している場合は、「賃貸不動産」、「農地、山林」、「金地金」保有者で、40.0%を超える (Q1[複数回答]×Q5)
		賃貸不動産保有者は、暦年贈与による財産の使用目的が相続税支払いの割合が高い。 (Q1[複数回答]×Q8[複数回答])
		暦年課税を利用しない理由は、賃貸不動産保有者では財産は自身で使うつもりである割合が低いなど、保有財産内容によって一定の差が見られる。(Q1[複数回答]×Q14[複数回答])
	相続時精算課税の認知度・利用意向	相続時精算課税制度を理解している割合は、賃貸不動産保有者、金地金保有者、暗号資産保有者がやや高いなど、一定の差がみられる。(Q1[複数回答]×Q21)
		相続時精算課税制度の制度変更として魅力的な施策に小規模宅地の減税対象を回答した中には自宅・別荘保有者が多く、相続時に贈与財産の評価額を選択できると回答した中には上場株式保有者が多い。(Q1[複数回答]×Q24)

保有財産内容×相続対策理由

保有財産内容にかかわらず、相続対策を始めた理由は一定の年齢になったことおよび節税の割合が高い。

保有財産内容×相続対策理由（Q1[複数回答]×Q3[複数回答]

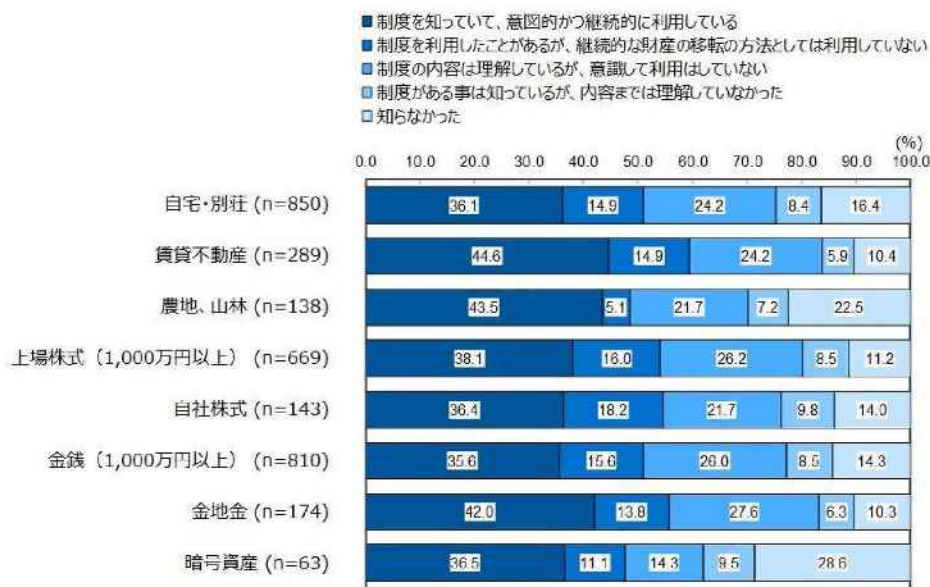


(n=1,000)

保有財産内容×暦年課税認知・利用状況

暦年課税の認知・利用状況を保有財産内容別に見ると、制度を理解している割合の合計は、賃貸不動産保有者が83.7%と最も高く、次いで金地金保有者が83.4%と高い。

保有財産内容×暦年課税認知・利用状況（Q1[複数回答]×Q5）



(n=1,000)

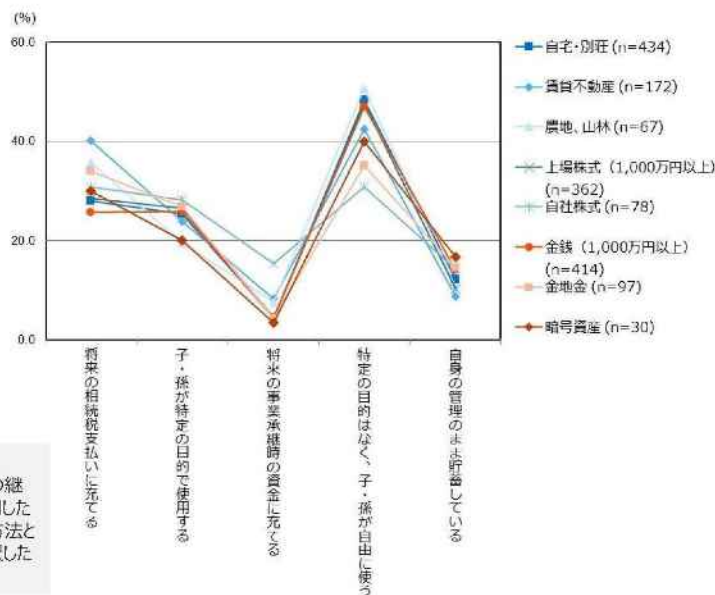
保有財産内容×暦年贈与使用目的【暦年課税利用者】

回答者条件あり

暦年贈与による財産の使用目的を保有財産内容別に見ると、賃貸不動産を保有している場合に「将来の相続税の支払いに充てる」割合が約40%と高い傾向。

保有財産内容×暦年贈与使用目的【暦年課税利用者】（Q1[複数回答]×Q8[複数回答]）

【回答者条件】
Q5で「1.制度を知っていて、意図的かつ継続的に利用している」～「2.制度を利用したことがあるが、継続的な財産の移転の方法としては利用していない」いずれかを選択した方のみ



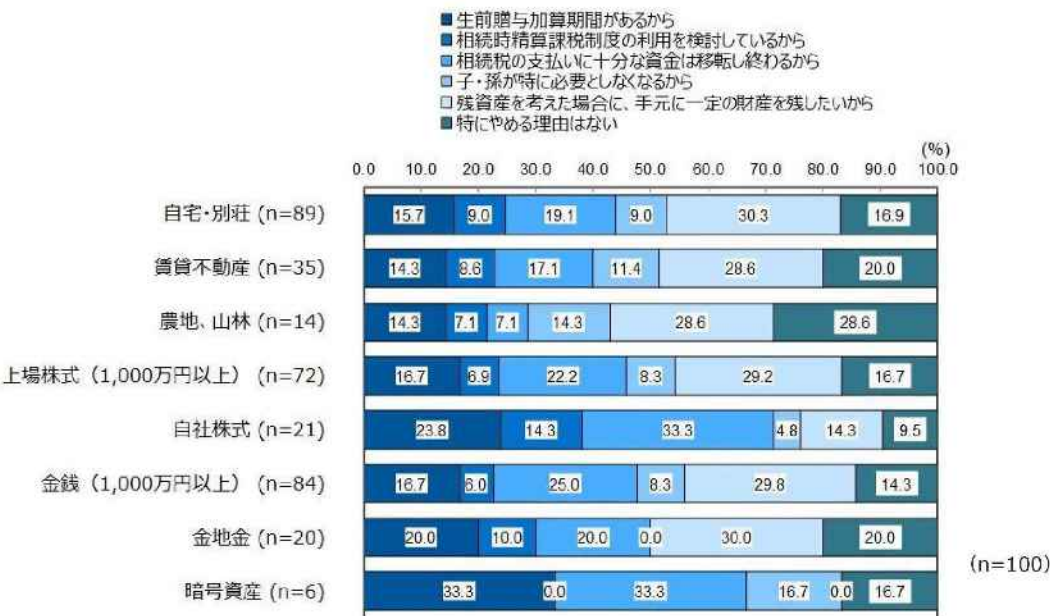
(n=489)

保有財産内容×暦年課税中止理由

回答者条件あり

自社株式の場合、「生前贈与加算期間があるから」「相続時精算課税制度の利用を検討しているから」「相続税の支払いに十分な資金は移転し終わるから」といった項目で回答が高い特徴が出た。

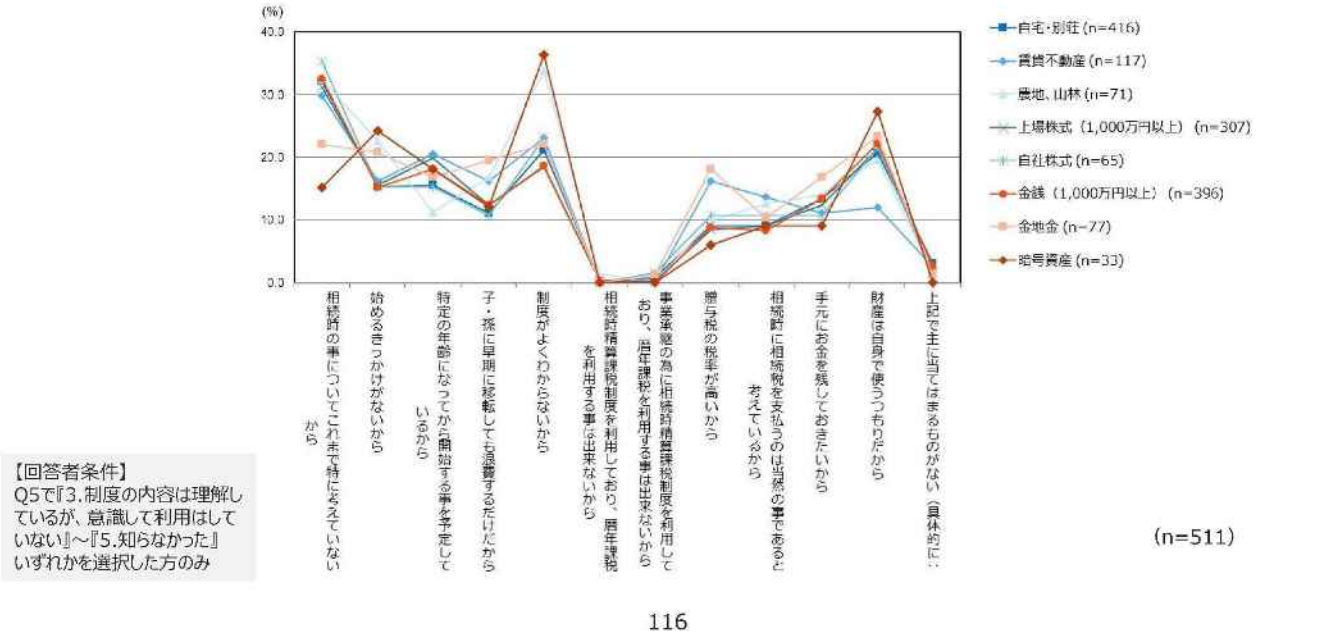
Q10 今後、暦年課税を利用した財産の移転をやめる場合の主な理由をお答えください。[単一回答]



(n=100)

暦年課税を利用しない理由を保有財産内容別に見ると、賃貸不動産を保有している場合は「贈与税の税率が高いから」が15%を超え他の場合より高めで、「財産は自身で使うつもりだから」が他の場合より低い。また、農地・山林を保有している場合は「制度がよくわからないから」が30%を超える。

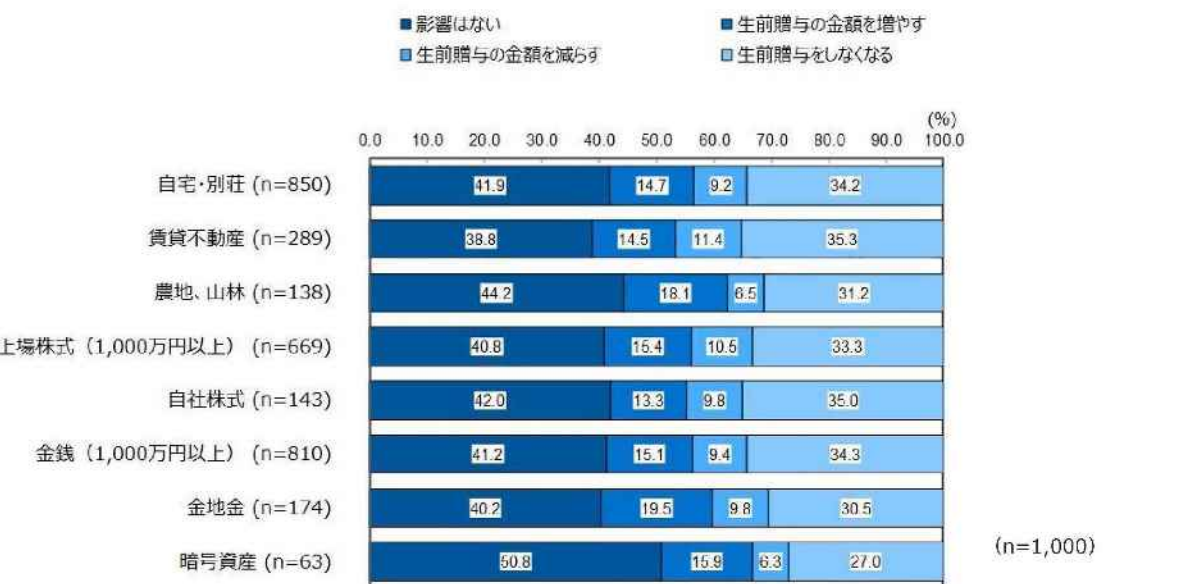
保有財産内容×暦年課税非利用理由【暦年課税非利用者】（Q1[複数回答]×Q14[複数回答]）



保有財産内容×相続時精算課税を前提とした場合の生前贈与

全ての贈与が相続時に精算して課税されるとなった場合の生前贈与への影響は、保有財産内容にかかわらず「影響はない」が約40%と最も多く、次いで「生前贈与をしなくなる」が多い。

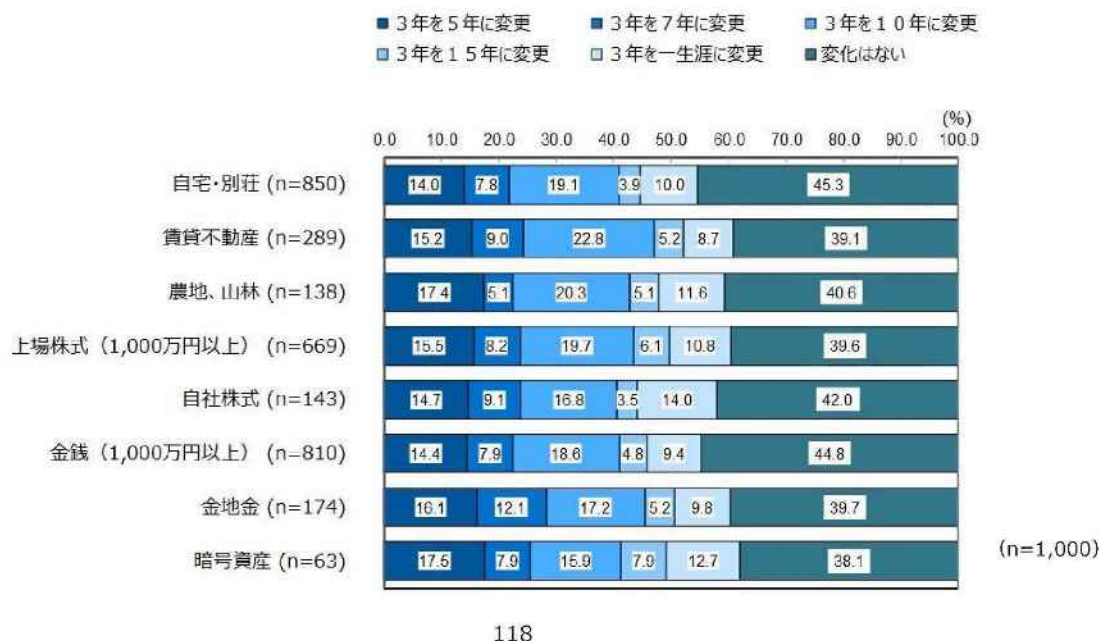
保有財産内容×相続時精算課税を前提とした場合の生前贈与（Q1[複数回答]×Q15）



保有財産内容×行動変化が生じる生前贈与加算年数

行動変化が生じる生前贈与加算年数についての設問は、保有財産の内容別の特徴は見られない。

Q19 生前贈与の加算年数について、どの程度長期化されるとあなたの行動が変わると思いますか。[単一回答]

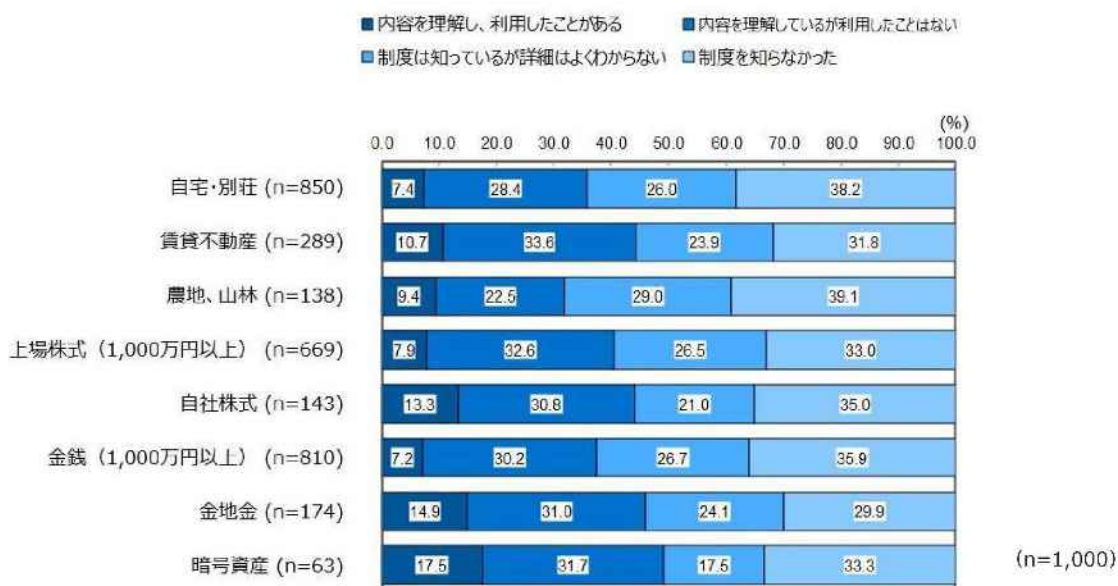


118

保有財産内容×相続時精算課税制度認知・利用状況

相続時精算課税制度の認知度を保有財産内容別に見ると、制度内容を理解している合計割合は暗号資産保有者が最も高く49.2%、次いで金地金保有者が45.9%、賃貸不動産保有者が44.3%。

保有財産内容×相続時精算課税制度認知・利用状況 (Q1[複数回答]×Q21)



119

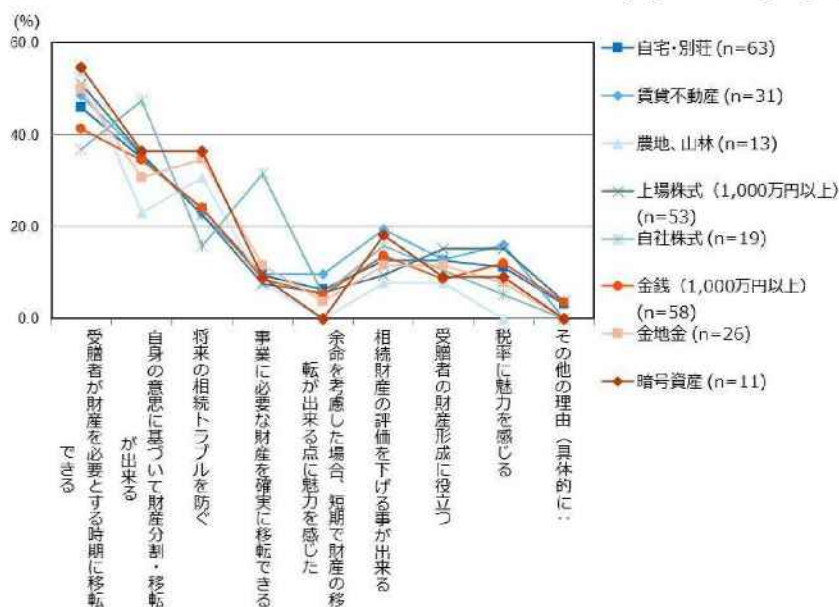
保有財産内容×相続時精算課税制度利用理由【精算課税利用者】

回答者条件あり

相続時精算課税制度の利用理由は、保有財産内容にかかわらず「受贈者が財産を必要とする時期に移転できる」が多い。

自社株式を保有している場合には、「自身の意思に基づいて財産分割・移転ができる」が約50%と最も高く、「事業に必要な財産を確実に移転できる」も約30%と高い。

保有財産内容×相続時精算課税制度利用理由【精算課税利用者】（Q1[複数回答]×Q22[複数回答]）



120

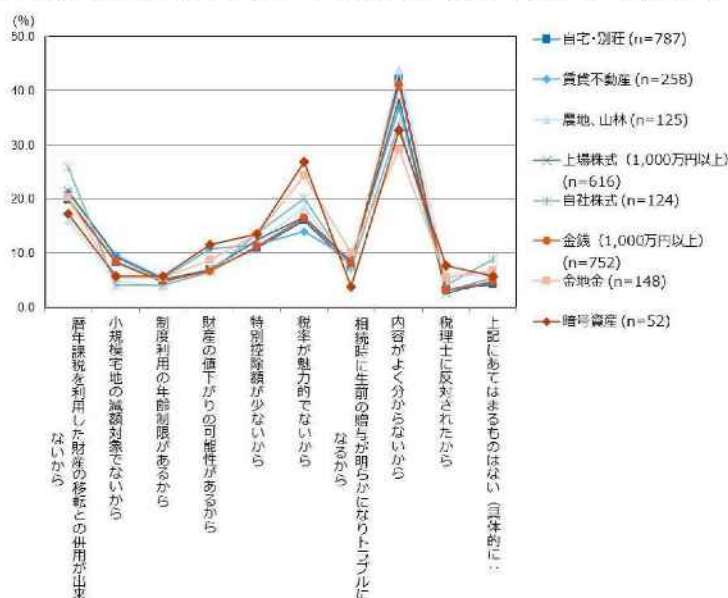
保有財産内容×相続時精算課税制度非利用理由【精算課税非利用者】

回答者条件あり

相続時精算課税制度を利用しない理由は、保有財産内容にかかわらず「内容がよく分からないから」が最も多い。

金地金保有者は「内容がよく分からないから」が約30%と比較的少なく、「税率が魅力的でないから」が約25%と比較的高い。

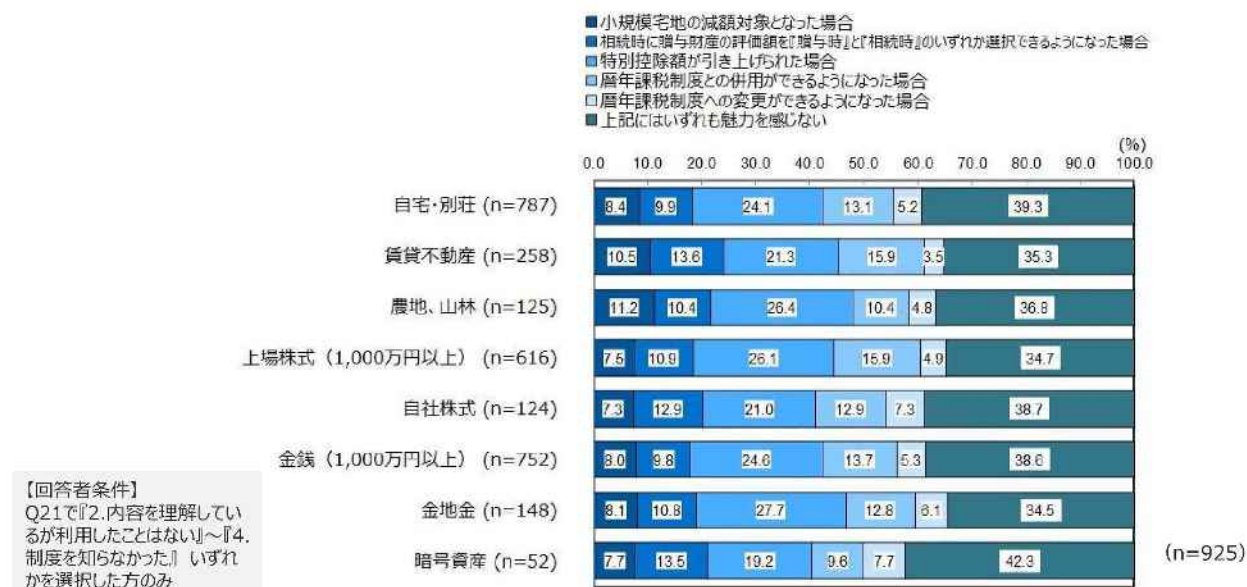
保有財産内容×相続時精算課税制度非利用理由【精算課税非利用者】（Q1[複数回答]×Q23[複数回答]）



121

相続時精算課税制度の制度変更に関して、保有財産別の傾向は変わらない。
「相続時に贈与財産の評価額を選択できる」を最も魅力的とする割合は、賃貸不動産不動産保有者、
自社株式、暗号資産でやや高めである。

保有財産内容×相続時精算課税制度の魅力的な制度変更【精算課税非利用者】
(Q1[複数回答]×Q24)



相続対策理由別クロス集計サマリ

相続対策理由別のクロス集計について、特徴的な点は以下の通り。

相続対策理由別	暦年課税制度の利用実態・利用意向	相続対策理由として「節税」と回答する場合、暦年課税の贈与額は基礎控除額の110万円以下が71.4%と特に多い（Q3[複数回答]×Q7）
		基礎控除額を超える贈与額の割合が高いのは、「事業承継者に財産を受け継がせるため」「子・孫に今必要な財産であると考えたため」「子・孫に直接感謝されたいため」など（Q3[複数回答]×Q7）
		相続対策を検討していない場合には、暦年課税の制度変更があっても、「特に変更はない」との回答が多く、この層に対して早期の財産移転を働きかける事は難しい可能性が示唆される。一方で、基礎控除額の変更（金額引き上げ）の場合には、行動の変化が生じる可能性が示唆されている（Q3[複数回答]×Q11,12,13,19,20）。
	相続時精算課税の認知度・利用意向	相続対策の検討はしていない場合、いずれの選択肢も「魅力を感じない」との回答が最も多く、この層への利用の働きかけは難しい。
		相続対策の検討をしている方（「検討をしていない」の回答を除く）のうち、人数ボリュームの多い、「節税のため（n=245）」「一定の年齢になったため（n=233）」「相続時にトラブルが起きないようにするため（n=189）」の回答に絞った場合、「特別控除額が引き上げられた場合」は23.7%～29.1%。また、「暦年課税制度との併用が出来るようになった場合」を理由とする回答は16.7%～24.9%（Q3[複数回答]×Q24）

124

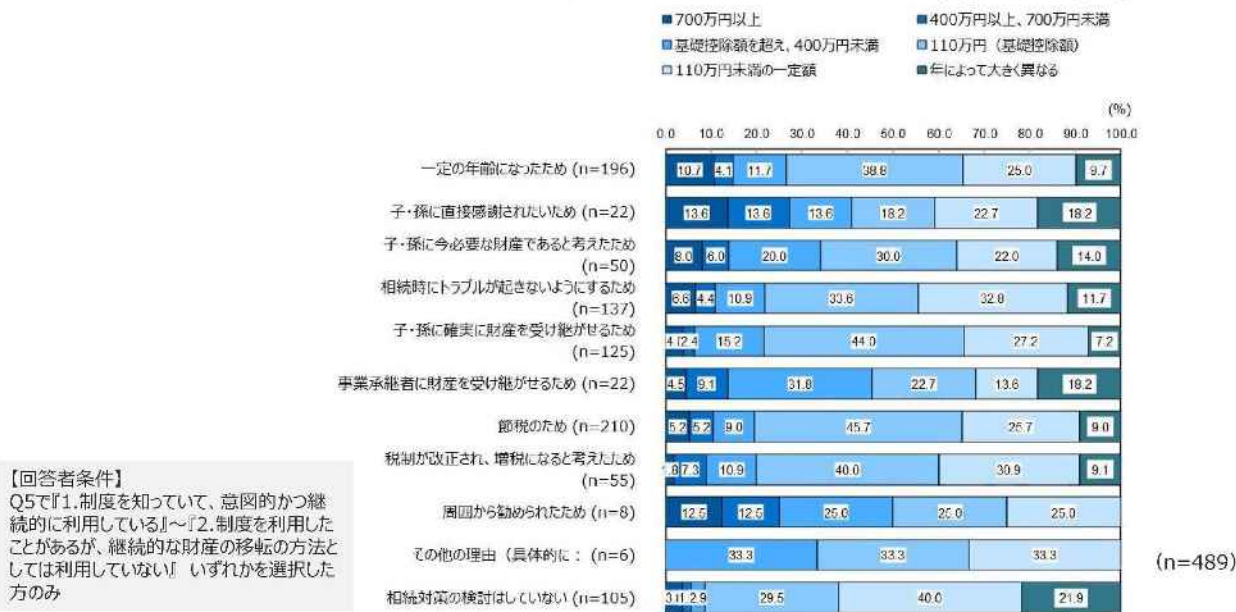
〔再掲〕相続対策理由×暦年課税贈与額/年・人【暦年課税利用者】

回答者条件あり

相続対策開始理由別に暦年課税贈与額を見ると、節税が理由の場合は110万円（基礎控除額）以下が71.4%である。

基礎控除額を超える贈与額の割合が高いのは、「事業承継者に財産を受け継がせるため」「子・孫に今必要な財産であると考えたため」「子・孫に直接感謝されたいため」など。

相続対策理由×暦年課税贈与額/年・人【暦年課税利用者】（Q3[複数回答]×Q7）



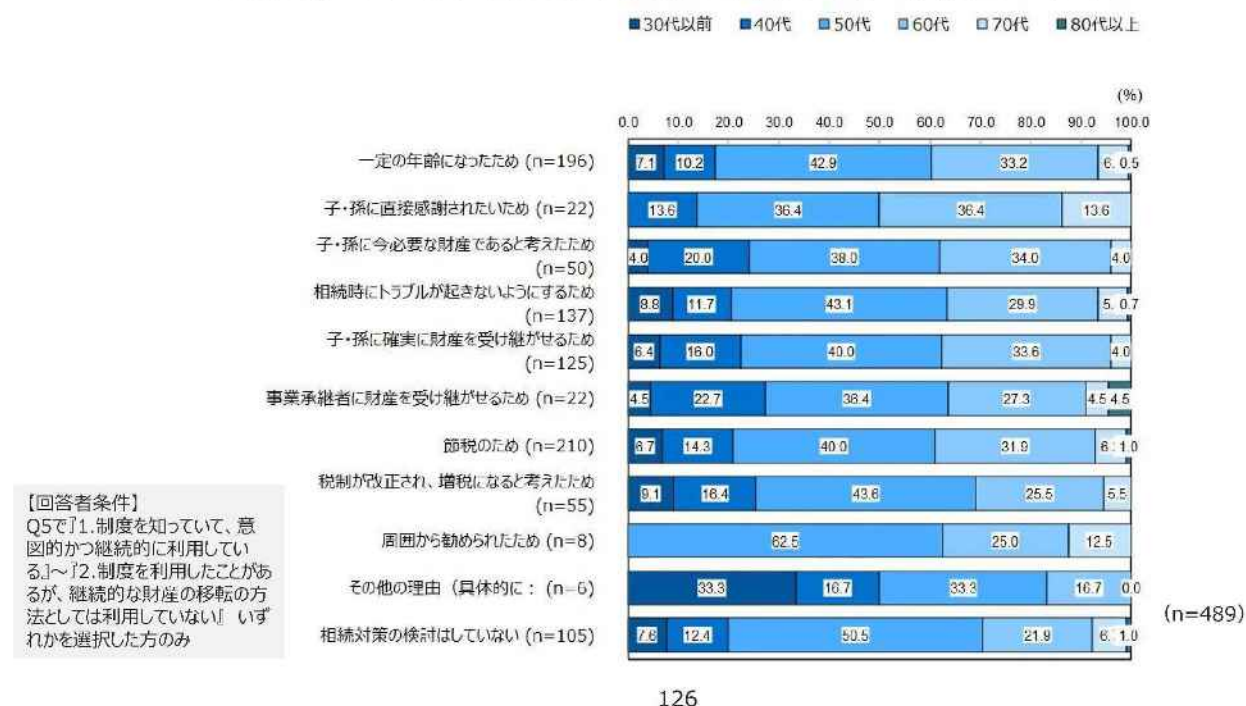
125

相続対策理由×暦年課税開始年齢【暦年課税利用者】

回答者条件あり

相続対策を始めた理由として多い「一定の年齢になったため」「節税のため」どちらも、暦年課税の開始年齢は60代が最も多く、約40%。

相続対策理由×暦年課税開始年齢【暦年課税利用者】(Q3[複数回答]×Q6)

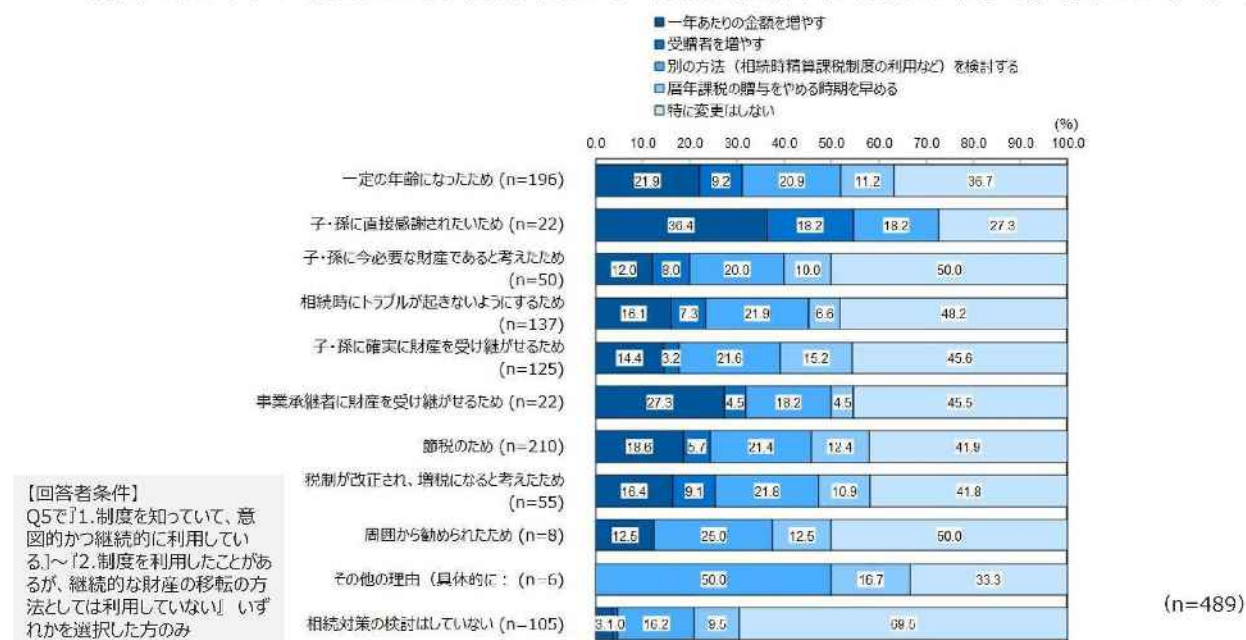


相続対策理由×生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税利用者】

回答者条件あり

生前贈与加算年数が長期化した場合の暦年課税による財産の移転方法を相続対策理由別に見ると、いずれも「特に変更はしない」の割合が高い傾向だが、「子・孫に直接感謝されたいため」では金額や受贈者を増やす割合が高く、合計50%を超える。

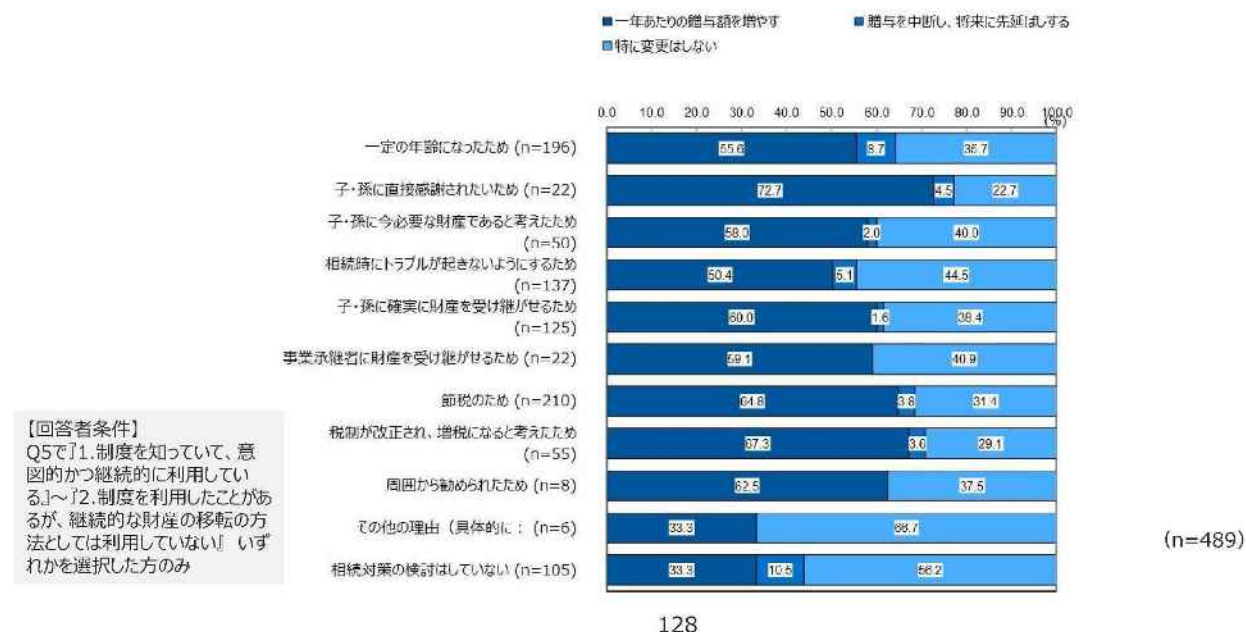
相続対策理由×生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税利用者】(Q3[複数回答]×Q11)



相続対策理由×暦年課税基礎控除額増額時の行動変化【暦年課税利用者】 回答者条件あり

基礎控除額が増額した場合の暦年課税による財産の移転方法は、何らかの相続対策を検討している場合には「一年あたりの贈与額を増やす」が概ね50%以上である。

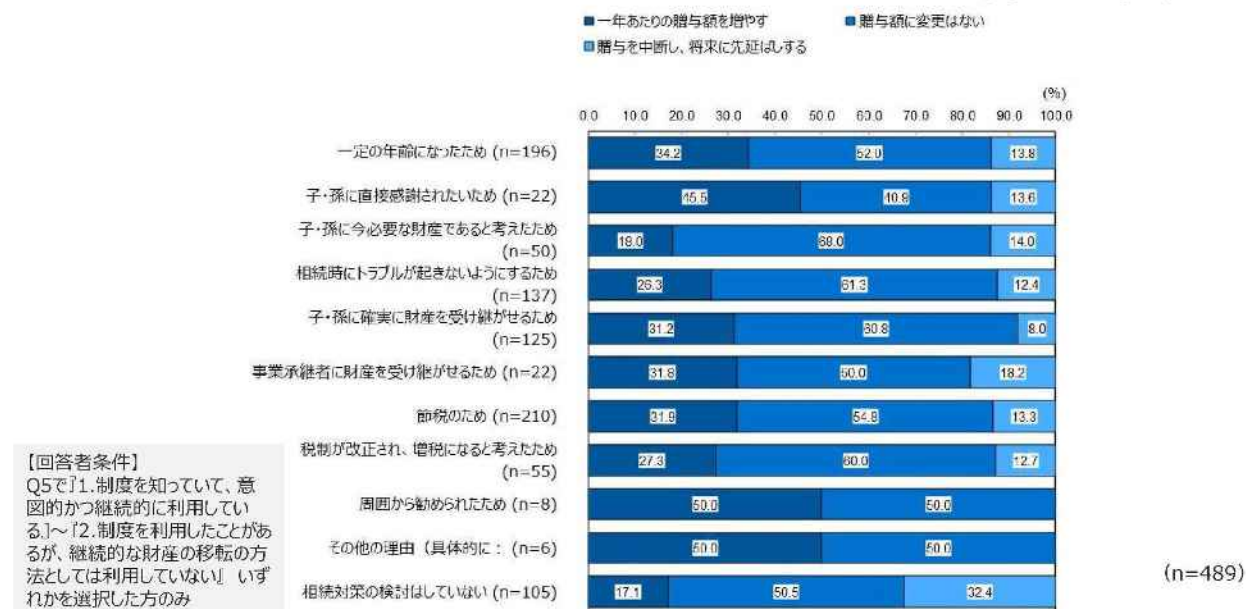
相続対策理由×暦年課税基礎控除額増額時の行動変化【暦年課税利用者】（Q3[複数回答]×Q12）



相続対策理由×贈与税率引き下げ時の行動変化【暦年課税利用者】 回答者条件あり

贈与税率を引き下げた場合の暦年課税による財産の移転方法は、相続対策理由が「子・孫に直接感謝されたいため」の場合は「一年あたりの贈与額を増やす」が45.5%と最も多いが、他の理由については「贈与額に変更はない」が50%以上と最も多い。

相続対策理由×贈与税率引き下げ時の行動変化【暦年課税利用者】（Q3[複数回答]×Q13）

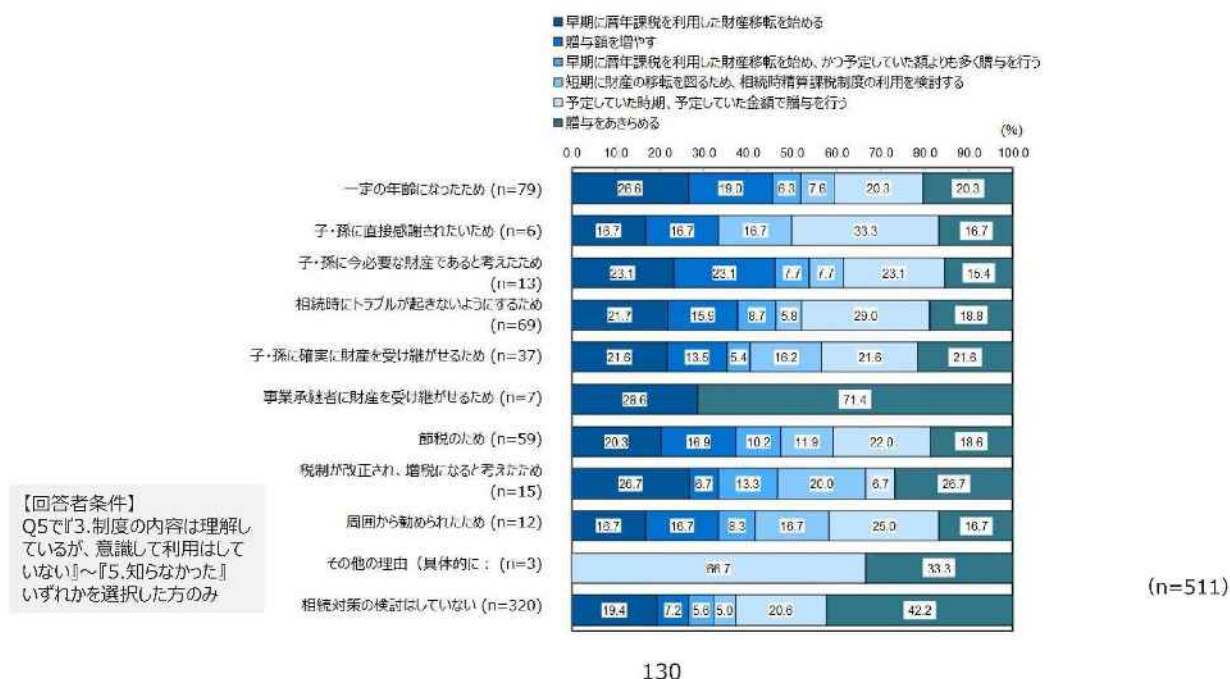


相続対策理由×生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税非利用者】

回答者条件
あり

生前贈与加算年数が長期化した場合の暦年課税による財産の移転方法は、相続対策を検討していない場合には「贈与をあきらめる」が42.2%と高い割合である。

相続対策理由×生前贈与加算年数長期化時の行動変化【暦年課税非利用者】（Q3[複数回答]×Q18）



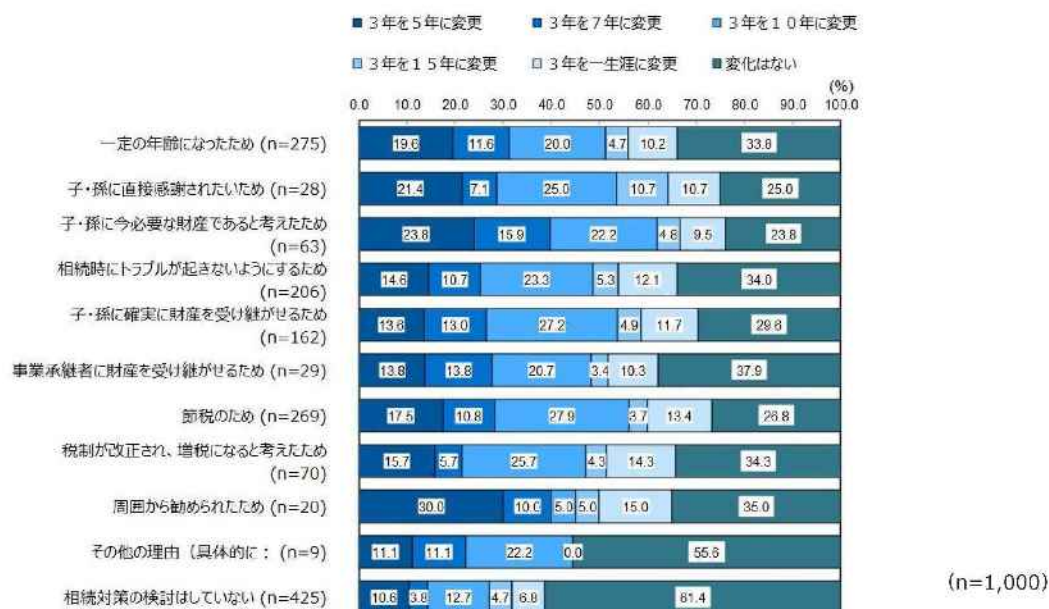
130

相続対策理由×行動変化が生じる生前贈与加算年数

生前贈与加算年数が長期化した場合の行動変化について、相続対策を検討している場合は10年以内への変更で行動が変わる割合がそれぞれ合計50%前後である。

一方、相続対策を検討していない場合は「変化はない」が61.4%と高い。

相続対策理由×行動変化が生じる生前贈与加算年数（Q3[複数回答]×Q19）

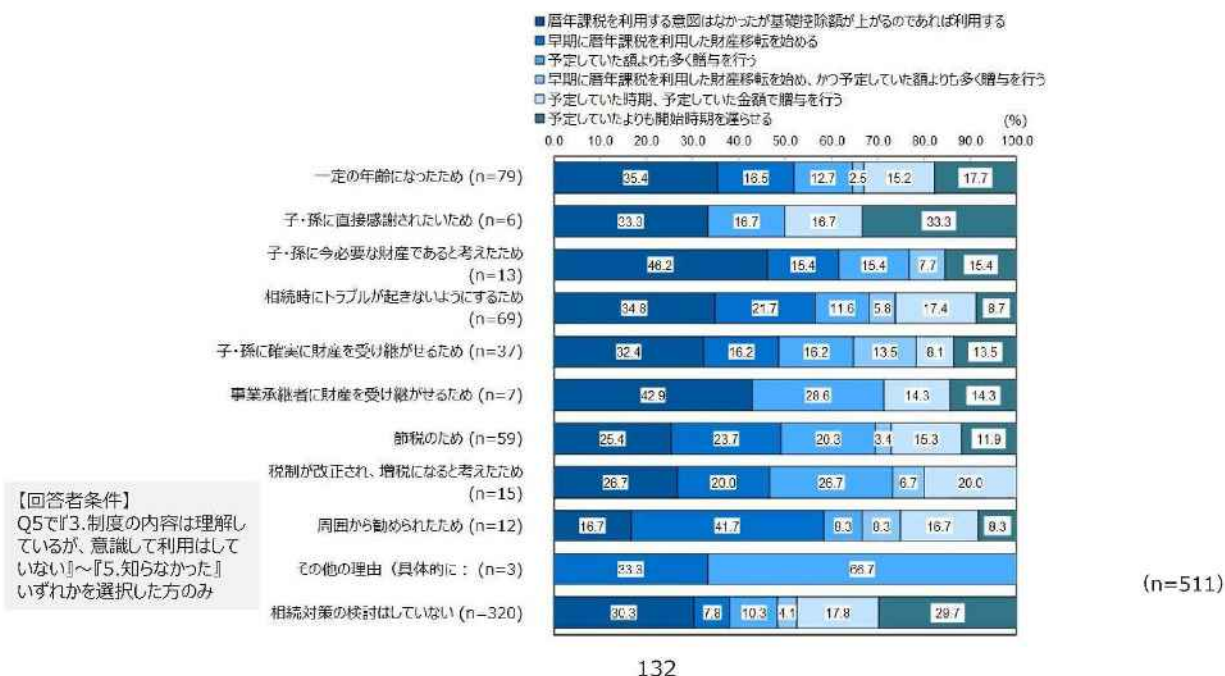


131

相続対策理由×暦年課税基礎控除額増額時の行動変化【暦年課税非利用者】 回答者条件あり

暦年課税非利用者について、基礎控除額が増額した場合は、相続対策の検討有無・理由にかかわらず「利用意図はなかったが基礎控除額が上がるのであれば利用する」という層が一定数存在する。

相続対策理由×暦年課税基礎控除額増額時の行動変化【暦年課税非利用者】（Q3[複数回答]×Q20）



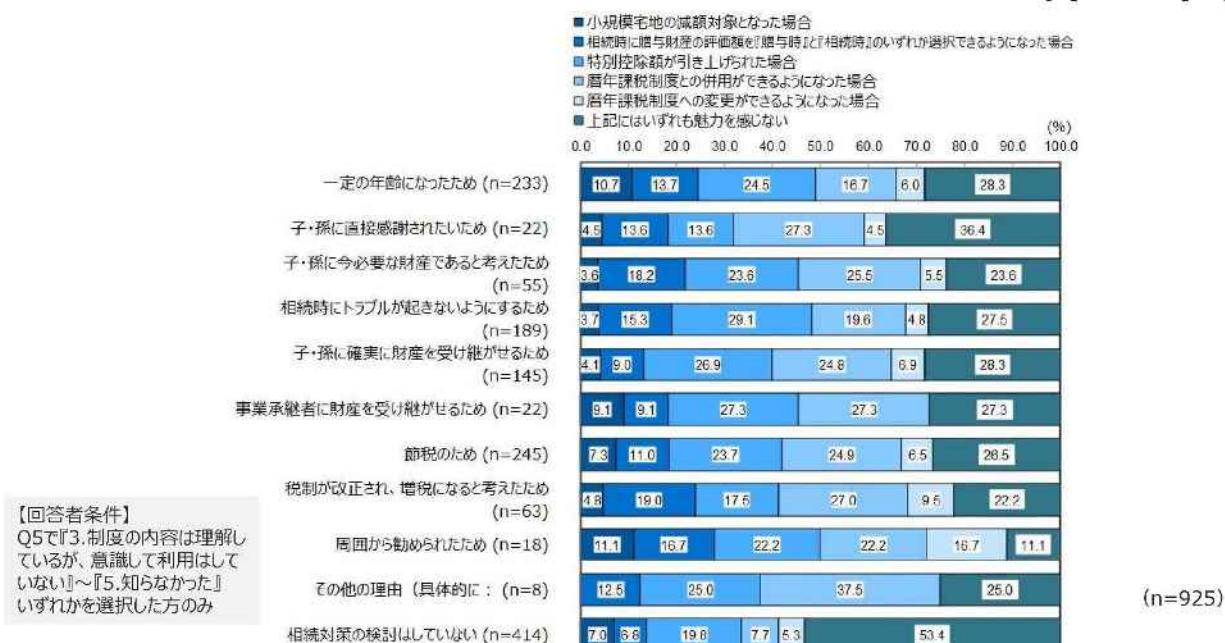
132

相続対策理由×相続時精算課税制度の魅力的な制度変更【精算課税非利用者】 回答者条件あり

相続時精算課税制度の変更施策として、相続対策を検討している場合は「特別控除額の引き上げ」と「暦年課税制度との併用」を魅力的とする割合が高い。

一方、相続対策を検討していない場合は「いずれにも魅力を感じない」が53.4%と高い。

相続対策理由×相続時精算課税制度の魅力的な制度変更【精算課税非利用者】（Q3[複数回答]×Q24）



133